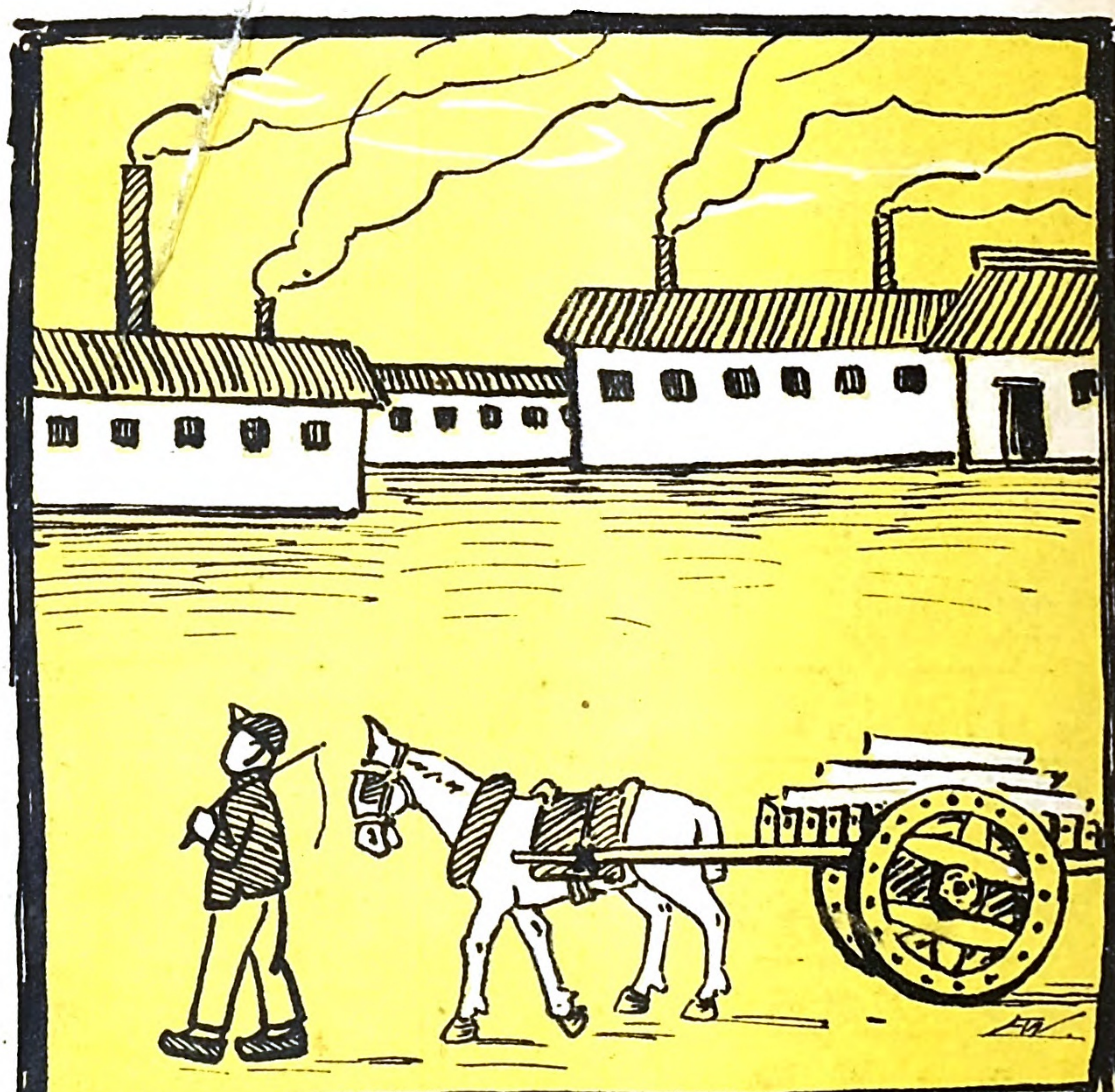
THE SOCIETY OF MANCHURIA

滿洲之社會



二月號

第壹卷第六號

船車聯絡

當社各主要驛ト鐵道院線、支那各鐵道山東鐵道及東淸鐵道ノ主要驛竝ニ下ノ關、門司、神戶、大阪、上海等各港トノ相互間ニ於テ旅客聯絡輸送ヲ爲ス

▲直通列車
大連長春間 每日三回
釜山奉天間 每日二回

▲東京ヨリ
釜山迄一日半　京城迄二日
奉天迄三日　北京迄四日

▲朝鮮經由
ハルビン迄四日

直營旅館

朝鮮
京城　朝鮮ホテル
釜山、新義州　停車場ホテル
金剛山長安寺　避暑ホテル

滿洲
大連、旅順、奉天、長春、大連市外星ヶ浦　ヤマトホテル

南滿洲鐵道株式會社

電信略號「マンテツ」
振替貯金大連二一九

本社　滿洲大連市東公園町
京城管理局　朝鮮京城府龍山
支社　東京市麴町區有樂町

大連青島上海間航路

使用船

九日壹回

榊丸　三、四〇一噸　速力十九浬

無線電信局アリ

大連青島間　廿時間
青島上海間　廿時間

鮮滿案內

鮮滿案內所ヲ東京支社內ニ置キ旅客荷物ノ案內ヲ懇切ニシ且直通切符ヲ發賣ス

撫順炭及煙臺炭

滿洲及朝鮮各地竝東洋諸港ニ於テ常ニ貯炭ノ準備アリ

満洲之社會 第壹卷第六號（大正十二年二月號）

資本金　八千萬圓
拂込濟資本金　五千萬圓
積立金　壹千五拾四萬圓

預金、貸出、割引、海外諸爲替、地金銀ノ賣買其他一般銀行業務並
朝鮮、滿洲、浦潮斯德及亞港ニ於テ日本銀行代理店事務ヲ取扱申候

本店　朝鮮京城南大門通
振替貯金口座　京城三三三番

朝鮮銀行

總裁　美濃部俊吉

支店出張所

内地　東京、大阪、神戶、下關
朝鮮　釜山、大邱、仁川、平壤、鎭南浦、元山、群山、木浦、淸津、會寧
滿洲　大連、旅順、營口、遼陽、奉天、奉天新市街、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯
　　　長春、吉林、安東縣、龍井村、哈爾賓、傅家甸
支那　上海、靑島、天津、濟南
露領　浦潮斯德　亞港
米國　紐育

右ノ外倫敦、巴里其他內外樞要ノ地ニ爲替取引先有之候

●設立　明治四拾壹年壹月

●資本金　貳千萬圓

●拂込濟資本金　九百五拾萬圓

●諸積立金　貳百貳拾貳萬五千圓

◎定期預金利子　(一ヶ年)七分

大連市大山通十四番地

電話代表番號五三〇〇番
振替貯金(大連)三三〇〇番

日支合辦

株式會社 正隆銀行

頭取　安田善兵衛

顧問　安田善次郎

●當行は安田貯蓄銀行の代理支店として一般貯蓄預金を御便利に取扱中候

●當行は日本内地、朝鮮、南北滿洲、支那内地に於て約二千の爲替取引先を有し候

●當行は關東州地方費現金並に大連市金庫事務取扱致候

●當行は臺灣銀行と特約を結び外國爲替取扱致候

支店(所在地)　旅順、營口、奉天、撫順、開原、四平街、長春、鄭家屯、錦州、天津、青島

派出所(所在地)　大連市小崗子(電話五七四)、奉天城内

火災　海上　運送

保險

明治火災保險株式會社　千代田火災保險株式會社
東京火災保險株式會社　東京海上火災保險株式會社
日本火災保險株式會社　神戸海上運送火災保險株式會社
共同火災保險株式會社　大阪海上火災保險株式會社
横濱火災海上保險株式會社　大正海上火災保險株式會社

代理店

三井物產株式會社
大連支店

大連市山縣通一二六號地

電話　代表番號五〇八五番

資本金壹千貳百萬圓

大連市金庫事務取扱

日支合辦

株式會社

龍口銀行

大連市浪速町

電話 代表番號 五二五六番
宿直用 一七三八番
公衆用 三三二八番

振替口座大連 一五五〇番

支店所在地 龍口、青島、哈爾賓、安東、鞍山、公主嶺

日本內地及臺灣、朝鮮、滿洲、支那各地に爲替取引先有之

一般銀行業務便宜に御取扱仕候

●資本金參百萬圓

●積立金七拾參萬六千圓

大連市伊勢町二十一番地

株式會社大連銀行

電話
- 代表番號 長五一〇五番
- 宿直用 二〇〇二番

振替口座大連 三三〇番

●一般銀行業務

●大連市金庫事務取扱

●金銀兩勘定取扱

山縣通支店 電話二〇〇一番

沙河口出張所 電話一〇九番

鞍山支店 電話六七番

奉天支店 電話九〇一番

資本金　參百萬圓

積立金　參拾六萬七千圓

營業　一般銀行業ノ外年賦（なしくずし）又ハ定期償還ノ方法ニヨリ勸業資金貸付取扱申候

大連市大山通九番地

株式會社　遼東銀行

電話　長六三三番　一〇六七番　三七四四番

振替大連一六九一番

支店所在地　小崗子。金州。普蘭店。瓦房店。貔子窩

爲替取組先　內地。朝鮮。滿洲ノ各樞要地

大連汽船株式會社

東洋汽船株式會社大連代理店

本社……大連市山縣通（電話 代表 五一九〇番號）

出張所……
- 安東出張所 安東縣財神廟街
- 天津出張所 天津獨逸租界
- 青島出張所 青島葉櫻町十一番地
- 神戸出張所 神戸仲町十五ビルヂング

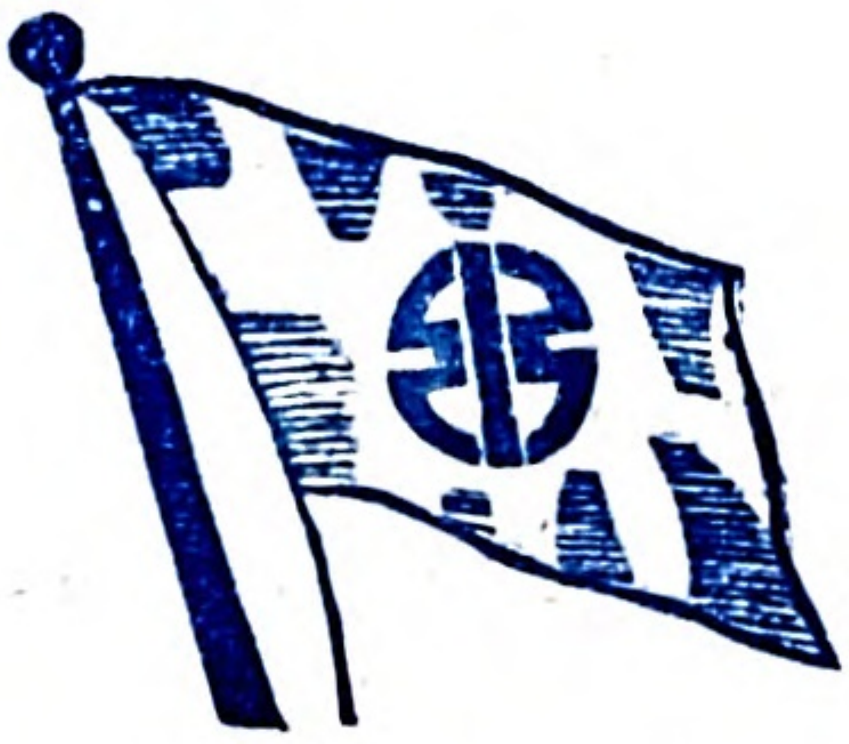
代理店……旅順・龍口・芝罘・上海・香港

◎大連、天津線 毎月八回
◎大連、安東線 毎月六回
◎大連、青島線 毎月五回
◎大連、上海線 毎月五回
◎大連、龍口線 毎月六回
◎大連、青島、上海線 毎月三回
◎青島、海州線 毎月五回

◎南滿洲鐵道ト山東鐵道トノ連絡輸送並ニ北支那諸港間ノ荷客取扱申候
◎天津航路ハ大連ニ於テ大阪商船會社大阪大連間定期船ニ接續可致候
◎天津、安東縣及ビ新義州ニハ完全ナル倉庫ヲ新築致シ一般倉庫業相營ミ居リ候
◎鴨綠江結氷中大連安東線ハ休航、白河結氷中大連天津線ハ大連秦皇島線ニ變更

營業概目

各國艦艇、船舶製造及修理、各種汽罐汽機其他諸機械の製造及修理、氣車氣罐車、電車車輪新造及修理、鑛山用機器一切新造及修理、油房用豆油豆粕製造機械製造及修理、鑄銅鑄鐵、海難救助



本社　神戸市東川崎町二丁目

株式會社 川崎造船所

分工場　神戸市兵庫東尻池村

兵庫分工場

出張所　大連市濱町四十番地

大連出張所

電話七一〇番
電略ドック



宗敎と社會の改造

宗敎家曰く、神を信ぜざれば人は救はれず、安心立命は信仰生活に入らざれば能はず、社會の改造も要は人心の改造を第一義とすと。寔に其の通りなり。孔子も正心、修身、齊家、治國、平天下と說きて正心をその第一位に置きたり。然るに當面の人類社會は悲風慘憺たる修羅道其儘にして、孟子の性善說を裏切り、荀卿の性惡說を證據立て、人心是れ殆く道心是れ微に、宗敎の權威全く地を拂ふて空しきかの觀あり。宗敎家は之を何んと觀る乎。

或は曰はん、是れ物質文明の獘竇のみと。然り、物質文明の獘は實に現代の一大病患にして、之を救治せざれば、人心の改善も社會の改造も共に之を期し難しと雖も、斯かる時代に在つては、單に神を說き信仰生活を奬むるのみにては足らず、此の病患多き物質文明社會を建て直す爲めには、更に他の凡ゆる具體的方法を講ぜざる可らず。是れ社會施設の必要なる所以なり。人はパンのみにて活きざるも、又パンなくしても活き得ざるものと知れ。

今日の如く宗敎の權威衰へたるは、一は宗敎家の罪なり、即ち宗敎家に傑出せる大人物なきが爲なり。菩提樹下に拈華微笑せし釋迦如來、ゴルゴタ丘上に十字架となれるイエス基督、劔かコーランかのイスラム敎を打建てたるマホツメト、其等の敎義の中には萬古不滅の眞理を有するも、之を宣べ傳ふる者の多くは或は墮落し或は無力となれり。ブース大將によつて救世軍の組織成立を見たるは怪むに足らず。社會改造は物心兩義たるべきもの也。

滿洲之社會　第壹卷第六號　大正十二年二月發行

總てを社會本位的に

時代の進運は今や總ての問題を社會本位的に考察し、研究し、將た實行せねばならない樣になつた。産業も、商工業も、行政も、法律も、文藝も皆悉く社會を基調として舊殼より新衣へと更始一番すべき時である。此の二十世紀は十六世紀の宗教改革、十八世紀の政治改革に次いでの大革新期であると言へよう。國家觀も面目を一新し、ブルンチユリーの國家論は過去の遺物となり、コールや、ボザンケツトやマキヴアーの新國家説が時代人心に投合し、隨つて國家に對する考へ方も餘程變つて來た。新國家説は今のところ猶ほ區々になつて居るが、社會を本位とする所は一樣で、此點は大同小異である。然るに我々日本人の社會思想と社會智識はまだ幼けない。忠君愛國とは非常の場合に義勇公に奉ずる事とのみ考へて、平時における國民としての奉仕奉公に缺くるところ多く、個人あるを知りて社會あるを知らず近來は其の個人主義が利己的個人主義となり、それが經濟上の自由放任政策と相待つて一層甚だしくなつた。社會の組織力と統制力の乏しい海外の地域における日本人の行動は就中最も利己的である。元來海外の地域に踏み出した以上は、其の

異なれる氣候風土こ馴化し、其の異なれる民族こ融和親合し、適所適隨を本旨こし內容も實質も色彩も本國の社會こ異なれる一種の新社會、一鄕土、一文明境を開拓し建設すべきものであるのに、其邊に思ひを致すもの少く、利己的鬪爭こ利己的行動に耽るものが多い。隨つて彼等には社會心が乏しく、自治心が薄く、公民こしての思想が殊に甚だしく缺けて居る。公民敎育は今や我が文部省において其急を認める事になつたが、此の我々日本人の短所たる社會心の缺乏を補ふ手段こしては一方に社會問題の硏究を盛んにし、他方に諸種の社會的施設を行ひ、內外相待つて次第に步を進むるの外に道がない。國家を思ふならば、先づ社會の事を思へ、社會を思ふならば、先づ利己的個人主義を抑制して社會共同の福祉如何こ考ね、社會心こ自治心を養ひ、公民こしての責務を日常生活の上に竭さねばならぬ。殊に海外の地域に在りては、自己民族の立場こ共に他の民族の立場をも考ね、長短互に相補ひ共に存じ共に榮ね、國際的に相協同して勵まねばならぬから、社會思想こ社會智識を進め、大いに公民こしての面目を發揮せねばならぬ筈である。此の社會的誠意こ社會的努力こが人類社會の共同福祉を增進する最も大切なる又最も有力なる根蔕である。我國にも今や到る處にボーイスカウトが設けられて少年の自治的馴練を勵むやうになつた。時代は正しく進步した、革新の氣運は如何なる隅々にも動いて居る、今後は總ての問題を社會本位的に硏究し實行したい。（芙峰）

東巷西街

◆徳富蘇峰學人の青山會館建設計畫には富者も貧者も內外各地から盛に寄附金を送り總額五十餘萬圓に達した◆この青山會館なる物は蘇峰學人が自己の邸宅を開放して之を民衆的社會教育機關とするのであつて斯る機關は歐米各國の都市には大抵設けられてある◆白耳義にはパレース・オブ・ピープル卽ち『人民の宮殿』と言はるゝ立派な社會教育機關があつて食堂、娛樂室、大講演室、大小幾多の集會室があり◆其他何一ッ備はらぬものなく夫れが何人にも公開され其處に往けば勉强も出來れば娛樂も出來そして安い物が食べられるといふ風に至極便利な物である◆伯林には獨逸の學術協會が建てたウラニアと云ふのがあるが是は通俗敎育を主とする機關で中々立派な物ださうな◆然るに日本には斯うした社會教育機關が乏しい學校は〱たくさ出來るが社會民衆を敎育する社會學校はない此點から見ても我々日本人の社會心が幼稚で未熟なことが窺ひ知られる◆大阪には市民館があり東京には蘇峰學人の肝煎で青山會館が出來ることになつたが滿洲にも大連に一ッ設けたいものだ◆その蘇峰學人は國民新聞に掲げた『秋窓餘課』のうちに社會心の敎養と題して社會心養成の大切なことを說いて居る◆それを茲に轉載すると『今日の敎育に大切なる一は社會心の養成だ社會心とは我を周旋する仲間に就ての心得方だ◆一家の中にあれば一家が社會だ一室の中にあれば一室が社會だ電車の中にあればそれが又社會だ劇場でも活動寫眞館でも相撲場でも宿屋でも寄宿舍でも野山に遊びに往けば野山でも◆隨所に社會が出て來る其の出て來る社會に向つて相當の措置を取る心得が所謂社會心だ◆日本では家庭でも學校でも如上の心得方の敎養をば一切拔きにしてある◆されば小學校から大學に至るまで多くの敎育を受けつゝ遂に一點の社會心なき學問ある我利我利亡者が輩出するに至るは是非なき次第だ◆申す迄もなく人間は群を成す動物だ其の群

を成すに於て自から不文律がある其の不文律なるものは銘々の社會心が綜合して成るべきものだ◆社會心とは手短かに云へば我及び我が仲間と云ふ心だ仲間の中に我を措き我の中に仲間を措く心だ今少し約めて云へば◆彼我一如だ苟くも斯心あれば十人でも百人でも千人でも萬人でも直ちに一團となり得る一團となりて而して其の苦樂を偕にすることが能きる◆然るに我あり人なき場合には兩人相對してさへ事は圓滑に行かぬ況んや十人をや百人をや千萬人をや我と我との突角合には唯だ百害あつて一利なし◆社會は斯くて忽ち修羅の巷となるのみだ修羅の巷とは必ずしも血を流し人を殺すのみには限らぬ』と說いて居るが說き得て妙簡にして要を得てゐる◆然るに社會敎育の普及せぬため日本人の社會心は非常に鈍い社會心の鈍いことは電車の中を點檢して見ても直ぐ分る◆電車のベンチを二人分も三人分も大きな顏で占領し支那人が立つて居やうが婦人が困つて居やうが一向お構ひなしの先生が大連の電車内にも能くある◆埠頭での出迎ねや見送りの時にも他を押のけて我勝ちに先に出ようとする先生がある◆それが相當の身裝をした高等敎育を受けたらしい紳士先生の中にも有ると云ふに至つては言語道斷沙汰の限りだ◆獨逸が青島を屠つたとき支那人は憤慨したが屠つた後の獨逸人の態度は親切だつた坂道で弱つて居る苦力の荷車を婦人が後押してやつたと云ふ話もある◆大きな泥棒をして小さな御爲こがしの樣な親切をしたつて難有がられもしまいと思ふが其處は人情で親切にされるとツイ昔の事を忘れる樣になる◆右の獨逸婦人の荷車押は態とやつたのではなく社會心に富み思ひ遣りがあり氣が利いて居るからで平素の修養の結果だ◆然るに我々日本人は日本人同士の間でも押し合ひへし合ひ我勝にと犇めき散らす計りか好んで他の缺點を拾つて難癖をつけたがると云ふ風だ◆隨つて嫉妬心も猜疑心も深い此の狹い島國根性を打破するが爲めにも社會敎育機關を設ける必要が大いに有る。

英國に於ける救貧行政

内務省囑託　生江孝之

英國に於ては、エリサベス女皇時代即ち一六〇一年に始めて救貧法を制定し、爾來之に依つて極貧者を救助することになつて居る。然し此の救貧法は、一極貧情態に陥り飢餓の情態に迫つた者でなければ救助しないと云ふ精神であり、三百二十年間此の同一なる精神、同一なる目的に依つて動いて來たと言ひ得る。一八三四年に一部分の改正を行つたけれども、法の大綱とも稱すべき主旨の依然として變らぬのが即ち英國の救貧法である。今此の救貧法に該當して救助を受くる極貧者即ち窮民中の被救助者として保護を受けて居るものが如何なる情態を呈して居るかと言ふと、

年次	冬期に於ける一日現在	人口一萬に對する割合	夏期に於ける一日現在	人口一萬に對する割合
一九〇〇年	一、一二七、六三五	二四四	九六五、六八八	二三〇
一九〇五年	一、一二四、四二一	二六五	一、〇七五、二三七	二五〇
一九一〇年	一、一三九、七八〇	二五六	一、〇七七、九七四	二四〇
一九一四年	九三三、一六三	二〇三	—	—
一九一八年	七三七、七六五	—	—	—

と云ふ計數を示して居る。即ち一九〇〇年には冬期の或一日に百十二萬七千餘人、夏期の或一日に九十六萬五千餘人、平均して約百萬人づつ或る一定期間に保護を受けて居ると云ふ情態である。然し年度が追々進む

に隨って減少し、一九一八年には七十三萬七千餘人となつて居る。人口一萬に對する被救助者數の割合如何といふに、一九〇〇年には二百四十四人になつて居るが、一九〇五年には二百六十五人、一九一〇年には二百五十六人に進み、一九一四年には二百三人に減少した。一九一八年の割合は正確の數は判明せぬけれども多分二百人以下に減少せしなるべく、現在では更により以下に減退して居るであらうと思ふが、兎に角大體に於て七十萬乃至百萬位のものが一定時に於て救助を受けて居るに違ひない。

英國の被救助者は何故に斯く漸次減少して來たであらう乎、それは救貧法が徹底した爲めであらう乎。若し此の救貧法が窮民無からしむることを目的とするならば、其の目的を救貧法それ自身に依つて達成しつゝあるか否かと云ふことを考へて見る餘地があるが、然し決して斯る理由によつて救貧法が出來たのではない英國に於ては一九〇八年に養老年金法と云ふものを制定して居るが、之れは英國臣民にして七十歳以上の高齢に達し凡ての收入を綜合して一定額以下で生活し居る者に對し政府に於て特別に之を保護すると云ふ趣旨で出來たもので、其の收入なるものは當時に在つては一箇年に三百十五圓を以て限度として居つた。此事は當時の英國に於て非常な大問題であつたが、遂に其の法律が成立して、七十歳以上の高齢者で貧民の部類に入るものは、大概此の養老年金法に依つて保護を受けることになつた。斯樣な次第で、其の以前は救貧法に依つて救助を受けて居つた者も、之に依つて保護を受けることゝなつた爲め、自然救貧法による被救助者の數が減じて來たのである。救貧法その者の效力が理想的に近づいて來た爲め被救助者が減少したのではない若し養老年金法なるものが無かつたならば英國に於ける此種の貧民は增加するとも減少しない情態に在るであらうと思ふ。而して英國に於ては之が爲め年々幾許の資金を要するかと言へば、右は國庫の支辨ではなく各教區（一種の公共團體）の負擔であつて、法律の規定に從つて救助金額を支出することになつて居る。そ

れは年度に依つて多少の差があるけれども、一九一五年度の救助金額は、英蘭一億六千八萬圓、蘇格蘭千四百九十七萬圓、愛蘭千四百萬圓で、合計一億八千九百五萬圓である。

近時は物價が騰貴した結果、被救助者の數が漸次減少したるに拘らず、救助金額が却つて増加すると云ふ反對現象を呈して居るが、然し物價が騰貴しない時でも、一億五六千萬圓の金額は年々支出して居つた。窮民救助の爲め英國が毎年斯の如き巨額の經費を投じて居るに徵するも、國家の行政上、窮民行政、救貧事業なるものが如何に重大なる意義を有して居るかと云ふことを察知するに難くない。此事は獨り英國のみならず各國共その揆を一にして居る所である。更に窮民一人當の經費が何程であるかを調べて見ると、元來救助の方法には院內救助と院外救助との二種があり、院內救助は卽ち院內に於て救助するもの、又院外救助は之を家庭救助と稱して被救助者其者の家庭に於て救助するのである。何故に斯く內外の區別を立てたかと言ふと、英國の救貧法は院內に於ける救助を原則として居るので、院を中心として考へるから、院內に對して院外と稱するのである。其の窮民一人當の經費は

年次	院內救助	院外救助	平均額
一九一一年	二七九、五〇	七二、五〇	一六八、五〇
一九一二年	二九六、五〇	七二、〇〇	一八五、五〇
一九一三年	三二六、〇〇	七五、〇〇	一九〇、五〇

と云ふ情態である。更に此に考慮を要するは、被救助者の爲めに英國國民が負擔する一箇年の救貧稅が一人當幾許かと云ふ問題であるが、一九一八年の調査に據れば、其の負擔額は倫敦に於て八圓二十錢、倫敦以外に於て三圓四十錢、英威に於て四圓二十錢、大英國全體で約三圓であるさうだ。此調査は概算であるけれど

も、今日も格別變動がない樣だ。右は何れも一人當の負擔額であるから、一家假りに五名と見れば、倫敦においては一箇年に四十一圓の救貧稅を負擔しなければならぬ譯である。倫敦以外と云ふ項には農村をも含み英威とは英蘭と威爾斯を指したもの、又大英國と稱する中には英蘭と蘇格蘭と愛蘭とを含んで居る。之を以て見ても救貧稅の負擔の輕からざることが炳かに知得さるゝであらうと思ふ。

叙上の方法の下に、英國は所謂どん底に陷つた者を依然として救助して居るが、其の金額は年々增加するのみである。養老年金法制定に於ては、其の方へ救助される者ある爲め、幾分か被救助者の減少を見るに至つたけれども、それでも或る一定時に於ては七八十萬人を救護して居るから、其の經費も少額では濟まぬ次第である。抑も救貧法なるものが極貧情態に陷つた後に於てのみ之を救助すると云ふ立前になると、何うしても被救助者が多くなる。何となれば、救助を求めずに獨立の市民として飽くまで鬪つて行かうと云ふ意志が強いか、或は救助を受けることが嫌かであれば、同じ極貧者でも救助を受けずに我慢して居る者があるけれども、さう云ふものは極めて少く、又さういふ者も漸次救貧法に依つて救助を受けることになると、單に消極的に極貧情態に陷つた者だけを救助すると云ふ救貧法の立前からして、何時まで經つても被救助者の數と之に要する經費との增加を見ることになるからである。

英國に於ては、一九一六年頃から改造省なるものを設けて、戰後の經營上種々なる點に對して改造に着手したが、此の改造省の一部の仕事として、救貧法を如何に改正すべきかと云ふことが問題であつた。救貧法を管掌して居るものは地方省で、同省では救貧行政の外主として衞生事務を掌理して居つたところ、改造省設置後は地方省の存廢が問題となり、一九一九年新たに衞生省なるものが設けられたので、現今は衞生省の一部として救貧行政を掌つて居る。然し大戰前と大戰後とを比較して見ると、救貧行政に對する觀念が大戰

後非常に違つて來たから、恐らく近き將來に於て救貧法は全く廢止さるゝであらうと思ふ。少くとも廢止されると云ふことは閣議なり輿論なりでは既に決定されて居ると言つても宜い。現在救貧法に依つて取扱つて居る英國の窮民は七十萬人もあり、そして彼等は此の法律によつて明かに强者と弱者との差別的取扱ひを受けて居るが、之は縱斷的の觀念で上の者が下の者を救助すると云ふ觀念であるから、卽ち時代錯誤であると云ふ意見が高まり、隨つて救貧法の廢止論も起つて來たのである。

元來生活不如意の者を救貧法といふ樣な古い觀念に依つて窮困者を取扱ふと云ふのは間違ひである。今日まで窮民の幼弱者は救貧法學校と云ふ特別の學校に於て窮民として敎育されて居るが、斯の如き差別的觀念は撤去して、一般的に敎育する方針を以て普通の學校に入れるが宜い。又老衰者は、從來は救貧法に依つて老衰者だけを取扱ふ一種の養育院へ入れたものだが、今後は老衰者を保護すると云ふ觀念を以て、養老院を特設して之を取扱ふべきである。要するに上の者が下の者を救ふて遣ると云ふ縱斷的の觀念でなしに、之と反對なる橫斷的の觀念に基き、平等的に之を保護すると云ふ方針を以て事に當らなければならぬ。然れば在來の救貧法を廢止して、今後は新たに敎育、保護、治療といふ考を以て窮民を取扱ふ樣に改めなければならぬと云ふのが、現今英國に於ける斯業に對する基礎で、これは英國としては極めて新しい觀念である。此の新らしい基礎觀念に依つて救貧法が運營さるゝ以上、三百有餘年間行はれ來つた所の窮民行政は必ずや其の面目を一新するに違ひない。啻に一新さるゝのみならず、近き將來に於て此の法律が廢止せられ、之と同時に、從來の被救助者は各種に分類されて、適當な保護を受けることになるだらうと思ふ、要するに救貧事業は、單に極貧者を救助すると云ふだけの觀念で之を行ふては、幾年經つても弊害の伴ふこと多く、其の目的を貫徹すること困難である。此事は必ずしも英國に限つた事ではない。

少年法及び矯正院法

少年法及び矯正院法

福岡地方裁判所判事　黒木常太郎

近來文化の進歩に伴ひ人間の生活益々復雜となり、殊に歐洲戰亂並に戰後に於ける經濟界の變動や思想の動搖に連れ、又その他の各種の事由に依り、不良少年及び少年犯罪の數が漸次增大する傾向を見るに至つた司法省の統計に依れば、既に大正八年中に於て、司法警察署及び檢事局の取扱びに係るもの丶内、刑法犯微罪の理由を以て釋放せられ又は起訴猶豫となつた未成年の犯罪人は二萬四千六百餘名の多數に達し、又裁判所の第一審に於て有罪の判決を受けた未成年者の刑法犯人六千六十八名を算じ、之れを合計すれば無慮三萬六百七十二名といふ驚くべき數字に達して居る。此外各種の取締法等の特別法背反の未成年犯人も決して尠くない。猶ほ警察檢事局等に現はれない未成年犯並びに犯罪的傾向を有する無數の不良少年が居ることは之れを想像するに難くない。現今全國小學生徒の總數は八百數十萬人に達して居るので、是等惡性の少年を保護矯正し若くは其發生を未然に防止することは極めて緊要のことであつて、之等の社會的立法又は社會的施設を等閑に附すれば直接將た間接に社會に害毒を流すこと甚大である。

其の保護矯正、豫防等に付ては獨り國權の作用のみに俟つ譯に行かぬ。卽ち家庭、學校、其他一般人士が擧つて力を注がねば十分の效果を擧げる事は期し難い。日本に於て不良少年の保護矯正に關し權力的の設備をしたのは明治四十一年感化院の設立であるが、之れは少年の收容力極めて尠く、又經費その他諸種の關係上之が機能を十分に發揮する事が出來ぬ狀態で、未だ時代の要求を充たすに足らないのである。北米合衆國

の市俄古に於ては千八百九十九年少年犯及び之に類する不良少年の取扱につき特別の機關を設くる必要を認め、少年裁判所を特設し、漸次各州に普及したが、何れも好成績を擧げ、又英佛その他諸國に於ても同樣の施設をなし、少年犯及び不良少年の保護矯正に努めて居る。大正十年七月ブルッセルに於て開催された第二回國際少年保護會には、我國からも代表者を派遣し、主として少年犯罪の保護矯正に關する事項を討議研究した。そこで我國に於ても昨年四月少年犯人及び不良少年保護矯正の目的を以て少年法及び矯正院法を制定し、本十二年度より之を實施する豫定になつて居るが、豫算の都合上、本年度は先づ東京と大阪の兩市にのみ右兩法に認めた少年審判所と矯正院を設立し、漸次全國に普及せしむる方針となつて居る。少年法及び矯正院法は共に少年犯人及び罪を犯す虞ある十八歲未滿の不良少年に適用せられるので、不良少年には何歲以上といふ限定はないが、刑法に於ては十四歲未滿のものは刑事責任がない事に規定してあるから、少年犯人とは十四歲以上十八歲未滿の少年を指すのである。是等の少年は身心の發達が十分でなく、多くは家庭の內外に於ける惡習の浸染又は不良なる感化其他のため遂に犯罪等の反社會性的行爲をなすに至つたもので、其實誠に憐れむべき者である。されば是等少年が罪を犯したといふて直ちに刑罰を科する時は、或は自暴自棄に陷らしめ、却つて惡化の恐れがあるので、重大なる罪を犯した者又は惡性頑强なる者等、刑罰を以て望む外ないものを除き、其他に付ては先づ保護處分をなし、保護處分と共に、矯正に努むるを適當と認め、其機關として少年審判所並に矯正院を設くる事になつたのである。尙ほ少年犯人を處罰すべき場合に於ても、保護の精神を滅却するが如き苛酷の刑は之を避け、又審理裁判の手續に付ても一般犯人に對するものと選を異にする必要があるものと認め、國家は此趣旨の下に少年法及び矯正院法を制定したものであつて、此兩法の制定は實に刑事立法史上に特筆すべき重大の事項である。

少年法は保護處分に關する事と刑事處分に關する事項とを規定して居るが、保護處分は少年審判所の司どる處である。少年審判所は少年審判所並に少年保護司及び書記を以て組織せられ、司法大臣が之を監督するものである。然し其監督は職員の任命、配置、其他行政上の事項に限られるもので、審判の內容には及ばないものと解すべきである。少年の審判は刑罰を科することを目的とするものでないから、其の性質上嚴格の意味に於ける司法裁判に屬するものではない、從つて少年審判官に任命されるには必ずしも判事たる資格あることを要しないが、斯る資格を持つ少年審判官は同時に判事の職を兼ぬることが出來るのである。少年審判官は少年審判所の事務を管理し、所部の職員を監督すると同時に、其主要の職務として十八歲未滿の少年犯及び不良少年に關する事件の審判をなし、其事件の關係、本人の性行、境遇、經歷、身心の情況、敎育の程度等諸般の事情を詳細に調査した上、其結果に基き、少年に對して之に應ずる相當の保護處分をなすべきものであつて、法律上保護處分の方法として認めた事項は左の九項である。

（一）訓戒を加ふる事、（二）學校長の訓戒に委する事、（三）書面を以て改心の誓約を爲さしむる事、（四）條件を附して保護者に引渡す事、（五）寺院敎會保護團體又は適當なる者に委託する事、（六）少年保護者の觀察に附する事、（七）感化院に送致する事、（八）矯正院に送致する事、（九）病院に送致又は委託する事

以上各號の處分は、適宜數項を併せてする事も出來るのであるが、少年犯人にあらずして唯罪を犯す處ある少年に對し、右五號以下の處分をなすべき場合に於て、若し其本人に適當なる親權者、後見人、戶主、其他の保護者ある時は、其承諾を經べきものである。少年犯人は國家の法網に觸れた者であるから、其少年に對して相當の處分をなすことは當然の事であつて、保護者の容喙を許さないのであるが、未だ罪を犯さない程度のものに付いては保護者の有する監督の權能を無視するの妥當ならざるを認め、乃ち保護者の承諾を經

べきものとしたのである。審判官は自ら訓戒處分をなすべき場合成るべく保護者及び附添人を立會させたうへ本人に對し其非行を指示し將來遵守すべき事項を諭告するのである。學校長の訓戒を要する場合、其他各號の處分をなすべき場合に於ても、夫々處分の性質に應じ、少年の處遇又は保護監督の必要若くは參考となるべき具體事項を指示すべきものである。元來審判官は保護處分の執行中絕えず少年の一身上に注意して其目的を達することに努めねばならぬ地位にあるのであるから、其執行の狀況を知悉するため保護者、學校長受託者又は感化院、矯正院若くは病院の長に對し處分を受けた少年の成績報告を求むる權能を持ち、是等の者は法律上悉く之を報告をする義務があるのである。審判に附すべき少年は十八歲未滿の者に限るのであるが、前に列擧したものゝ中、五號乃至九號の保護處分は本人が二十三歲に達するまで其執行を繼續することが出來る。また處分の執行中、何等かの動機又は所緣によつて本人が所定の期間以內に於て既に非行を改善し、若しくは事情の變更に因り、前處分を適當とせぬ樣な事があるのは想像するに難くないが、審判官は斯る場合に保護處分の執行を取消し又は變更する事が出來るのである。

少年保護司は少年審判官を補佐し、審判の資料を供する任務を持ち、一面に於て觀察事務を掌るものである。此觀察の事務は少年保護司の職務上最も重要なものであつて、其事務が適當に行はれると否とで、保護の成績の良否に至大の關係を持つて居る。その觀察方法に付いて深き研究と幾多の經驗とを要するのは無論の事である。少年保護司は少年法に依て認められた官吏であるが、司法大臣は特に保護司を任命する外、從來少年の保護又は敎育に經驗を持つ者、其他適當な者に對し保護司を囑託する事が出事る。少年審判所及び少年保護司は其職務を完全に行ふため各種の調査研究を要すること勿論であつて、又時には本人を同行せしむるため警察力を藉る必要ある場合を生じ得るので、法律は斯る場合を慮り、審判所及び少年保護司に對し

公務所又は公務員に種々の囑託をなし、其他必要なる補助を求め得る權能を附與して居る。此外少年審判所は事實の取調を少年の保護者及び保護團體に命令し、若くは委託し、又は參考人に出頭を命じ、調査上必要なる事實の供述をなさしめ、本人の身心其他につき鑑定をなさしめる事が出來る。

次に少年審判の手續は、皇室に對する罪及び內亂に關する罪の一部並に檢事が刑事處分の必要あるものと認め、既に公訴を提起し、刑事裁判所の審理中に屬するものに付いては、少年審判所の審判に附する事の出來ない樣になつて居る。斯る重大の犯罪及び裁判所に繫屬中のものを除く外は、少年犯罪の全部並に不良少年には、檢查局、裁判所及び地方長官より事件の送致を受けた場合に於て、審判を開始し、また是等官廳より事件の送附はないが一般人の通知に依る保護處分をなすべき少年が居る事を認知した時は、同樣審判を開く事になる。然し死刑又は短期三年以上の懲役若くは禁錮に該當すべきもの及び十六歲以上で罪を犯した者には、檢事又は裁判所より送致した事を條件とし、尙は十四歲に滿たぬ者に付ては地方長官の送致を以て審判開始の條件と定めるのである。而して斯る者に付ては一般の通知があつた許りでは審判を開始しない事になつて居る。一般の通知に付ては、其の資格方法に關し何等の制限がないので、何人と雖も少年裁判所の保護處分を要すべき少年犯人又は不良少年が居るのを認めた時は、口頭若くは書面を以て少年審判所又は其職員に此事を通知することが出來る。其通知に際しては通知の事由を開示して成るべく本人及び保護者の氏名住所、年齢、職業、性行等を明かにし、且參考となるべき資料を差出さねばならぬ。審判に付いては附添人本人の親族、保護事業に從事する者、其他相當と認むる者に限り在席を許し、決して公開せず、秘密の間に行ふ事になつて居る。又その審判に附せられた事項も、祕密を要する事であるから、新聞紙其他の出版物に掲載することを禁じ、本人及び一族の名譽を保護する事になつて居る。

以上は少年審判所を中心とした其の保護處分に關する事項であるが、少年審判所で少年犯人を審判した未犯罪の性質又は少年の惡性が非常に頑强なるため保護處分を適當とせず、刑事處分をする必要があると認めた時は、事件を管轄裁判所の檢事に送致せねばならぬ。少年犯罪の刑事處分に關する事項は、少年法に特別の規定がないものに付ては、少年犯と雖も一般刑法及び刑事訴訟法に依り審理處罰されるのであるが、少年法に於ては、内亂罪其他二三重大なる犯罪を除く外、十六歲に滿たぬ者の行爲に付ては死刑又は無期刑を科する事を禁じ、死刑又は無期を以て處斷すべき場合は、十年以上十五年以下の懲役又は禁錮を科すべき事に定めてある。又少年犯人に對し三年以上の有期刑を以て處斷すべき場合には、不定期刑の制を定め、法定刑の範圍内に於て短期と長期とを定め、その言渡しをする事を規定して居る。法定の短期五年を超ゆる時は之を五年に制限し、尙その長期に付いても十年を超ゆる事が出來ない樣になつて居る。以上の規定は普通刑法に一大變更を加へたものであつて、國家は少年犯人に對して全然應報主義を捨て、刑罰に處すべき場合に於ても保護の精神を貫く事に努めて居る。少年法に於ては刑の執行方法、假出獄、罰金換刑の方法等に付いても、少年保護のため種々特別の規定を設け、少年犯人の審理に付いては、法律は明文を以て特に本人の性行境遇、經歷、心身の情況、敎育の程度等を調査すべきことを命じ、又已むを得ぬ場合の外拘留する事さへ禁じて居る。尙ほ成年以上の犯人と共犯關係ある場合と雖も各別に審理すべきことに定め、成るべく少年に對し不良の刺激を及ぼさぬ事を期し、且その公判に附せられた事項は新聞紙その他の出版物に掲載することを禁じ、以て何處までも本人の保護のため周到なる規定を設けて居る。

矯正院は國立であつて、司法大臣の管理に屬し、少年審判所から送致する少年と民法第八百八十二條の規定に從ひ裁判所が親權者の申請に基き入院を許可する少年とを收容するのであるが、一旦收容した者は二十

三歳に達するまで在院を許すのである。又男女を同一の場所に收容する事の有害を認め、男女別に從ひ矯正院を設くる事とし、十六歳未滿の者と十六歳以上の者は場所的分界をなし、各別に收容する。而して在院者の性格を矯正するため嚴格な規律の下に敎養を施し、又生活に必要なる職業の練習をさせる。矯正院長は命令の定むる所に從ひ在院者の懲戒權を行ひ、又一定の事由ある場合は少年審判所の許可を得て未成年の在院者に對して親權者又は後見人の職務に屬する行爲を行ひ得るのである。在院者に對する處遇規定は命令を以て定むる事になつて居るが、其の處遇に關する細則は司法大臣の認可を得て矯正院長が定むることになつて居る。而して其の處遇規定の良否及び之れが運用如何が少年の保護並びに矯正に重大なる關係があるのは勿論であつて、學者や實際家の大いに研究を要することゝ思ふのである。

白耳義に於ては千八百九十年七月七日勅令を以て從來存在して居た懲治監及び感化院と同一の目的を持つ統一的機關を設け、之をエコール●ビヤンフザンス(慈善學校)と唱へ、少年犯人を收容し、年齡別に從つて四校を設け、且收容のとき二十日以上三十日以下の期間内は監視場に入れ、其體質、心狀、宗敎、敎育の程度等を考査するため、特別の試驗を行つた上、更に之を數類に分類して各部類に編入し宗敎、敎育、初等敎育、職業敎育等を授けて居る。その施設運用に關する事項は寔に詳細を極め、少年保護の制度上參考に資すべきものが多い。我司法省に於ては、同校の狀況は勿論、各國に於ける保護制度に注意して居るので、其結果と我國特種の事情及び從來に於ける感化事業の經驗に鑑み、矯正院の運營其他に適當の策を講ぜられて居るものと思ふ。以上は少年法と矯正院の概要であつて、兩法院とも僅かの條章より成り、法文に現はれて居るのは誠に簡單であるが、其制定の精神と理想とは極めて深遠である。而して其理想の實現を期するには敎育家並に各種保護團體その他識者の理解と援助とが大切である。

出獄人に對する取扱態度

警察彙報主幹　池内勝里

今度出獄人に對する警察官の取扱上の態度を大いに改むる事となり、既に司法省から全國各地方裁判所の檢正や各地方長官に内務省の手を經て夫々手續に及んだのは極めて結構な事である。從來出獄人の視察に就いては、監視制度が廢止されて居るとは云へ、その惰弊は依然として存在する爲め、出獄人敎化の上から見ても頗る遺憾の點があるのである。例ば制服の警察官が出獄人を隨時訪問し、他人の面前に於ても遠慮なく刑餘の人である事を語るが如く、其の結果、折角入監中の敎化の效によつて又免囚保護會の盡力によつて正業に從事して居る者までが、遂に自暴自棄に陷り、再犯者となり、更に累犯者となつて、一生を暗い刑務所の鐵窓裡に生活せなければならない樣になる事は珍らしくないのである。

然らば出獄人に對して社會的にも法律的にも監視警戒することが不要であるかと謂ふと、決して然うでない。それは出獄者が眞に善良な人民として社會生活をして行くには、出獄者の性格上の關係もあつて、直ちに犯罪的性格が失はれて居るか如何か斷定が出來ないのであるから、全然警戒や監視をせないといふ事でもいけないのである。然し乍ら何時までも出獄者であるからと云つて警戒監視する事は穩當でない。之は本人にとつて最大の苦痛であるのみならず、之が爲め本人が前非を悔ひて善良な社會的人間として立つて行くことが困難となる有力な原因になるのであるから、或時機に達したら法律的效果を消滅せしむる事は勿論、同時に社會的にも曾て受刑者であつたといふ觀念を取除かしむることが必要である、尤もこれに對しては復權

制度なるものがある。以下之に對して私見を少しく述べて見たい。

日本の復權制度

現行法としては恩赦令の第九條以下に規定されて居る。この制度が我國に始めて採用されたのは明治十三年で、當時の刑法第六十三條以下に現れて居る。それには公權を剝奪されたものが五箇年を經過したる後、情狀によつて將來の公權を復するといふ規定があり。更に第六十五條に於て復權は勅裁にあらざれば之を得べからずとある。次いで同年に制定された治罪法に其の手續が明記してある。續いて明治二十二年二月に制定された帝國憲法第十六條に於て天皇は大赦、特赦、減刑及び復權を命ずと云ふ規定が設けられた。其後明治四十年に至り、法律第四十五號をもつて新刑法が發布され、更に明治四十一年勅令第二百十五號を以て特赦及び減刑に關する規定が設けられた。それで現在の恩赦令なるものは、大正元年の勅令第百十三號を以て公布された復權に關ずる規定を現在襲用して居るのである。それによると、刑の言渡を受けたものが法令の定むるところによつて資格を喪失し又は停止された特定のものに對して之れを行ふと云ふことになつて居り、更に復權は將來に向つて資格を回復するといふ事になつて居る。そして此の復權に關する手續は、刑の執行を終り、若くは刑の執行の免除があつた日から數ゑて、三年を經過した後、本人の出願によつて司法大臣に申立つることになつて居るのである。

外國の復權制度

佛蘭西は既に十七世紀頃に於て設けられてあつた樣である。それは公民として總ゆる不名譽から脱するのである。その後、一千八百八年に出來た同國の治罪法に復權の事を規定され、それが現今でも適用されて居るのである。尙ほ一千八百七十九年に土耳古、一千八百九十六年に於てブルガリヤ及び白耳義が、一千八百九十六年にデンマークが、一千九百六年に伊太利が何れも之を採用して居る。以上は主として法律上の資格が恢復されたのであつて、社會的效果に付いては何等の方法も手段も講じて居ら

ぬ。然もこの復權制度なるものも、檢事の所謂自由意思で、出獄者が縱令出願しても檢事が顔を横にふれば其效力が生じないのである。それで私のこゝで述べやうとする事は、現在の日本の復權制度の不備とか缺點とかでなく、斯る出獄者を一般が警戒排斥する事なき樣にしたい事である。

免囚保護事業の困難なる事もこゝにあるのである。卽ち受刑者は永い間の勞役によつて監獄化され、共同生活の精神が著しく減退して居るので、彼等をして將來社會的に生活せしむるには先づ社會化せしむる事が最も肝要である。いくら法律が出獄者を保護しても、免囚保護會が善導しても、一般世人が單に熾烈なる正義的觀念にのみ立脚して、慈愛溫情的に指導誘掖する事がなかつたならば、何等の效果がなく、寧ろ骨折り損となつて終ふのである。特に居常彼等に接觸する警察官などは一段と此心懸けが必要である。大體に於て受刑者は不斷に恐怖的遠慮的狀態にあるのであるから、一般の良民にとつては一笑に附しても差支ない事であつても、彼等にとつては銳敏な感覺を誘發する事を忘れてはならぬ。それが今同特に警察視察を必要とする釋放者のみに限つて、出獄の際その氏名、身分其他の事情を警察官に通報し、嚴重に之を視察し、再び罪を犯すの機會なからしむる樣に努め、他の出獄者に就いては別に其氏名を警察に報告しない事になつたのである。僅の過失のために法に觸れ、囹圄の人となつたものなどは、前科者であるとして、何時までも警察官の監視を要すべきものでないから、斯うなつたのは兎も角も欣ばしい事である。

それから今一つは犯罪人名簿の事である、獨逸などでは一定の期間經過によつて犯罪人の名を該名簿から全く抹消するのである。佛國も同一で名簿はカード式になつてゐる。日本のは受刑者の本籍地の市町村役場と受刑者の本籍地を管轄する地方裁判所の檢事局とに備付けてある。そこで犯罪人が刑の言渡を受けるとその檢事局から犯罪人の本籍地の地方裁判所の檢事局と本人の本籍地の市町村役場とへ通知する。通知を受け

た役場や檢事局では犯罪人名簿に登錄する。斯くして永遠に受刑者は前科者であるといふ事が名簿から抹消されない。甚だしきに至つては手數料をとつて公然閲覽して居る所もあるといふ。これなどは餘りに受刑者を侮辱し過ぎた仕業であるまいか。歐洲などでは檢事局にあるのみで然も絕對に公開せないのである。これが又た當然であらねばならぬと思ふ。わが滿洲は如何であるかといふと、刑事要視察人は警察で視察するけれども、一般の出獄人に對しては視察をして居らぬ、重大犯人の出獄した場合に警務局から各署へ通知するのみである。從つて犯罪人名簿の如きものもない。近く追つて之に對する具體案が發表されるとの事であるが、此等の取締法規を制定するに當つても、出獄者を監視するといふのでなくして、成るべく溫情をもつて處遇善導するといふ心持において制定されんことを望むのである。

警察の民衆化

關東廳警務局では從來警察の民衆化を叫んで居たが本年劈頭に於て之まで警察事項の一切を書面を以て屆けをさして居たものを特殊のもの以外は悉く口頭又は電話を以て屆出る事に改正した右は警務局に於て警察の民衆化を實現し複雜な手續の簡捷を計る事を目的としたもので今後之等の目的の爲め着々改正を加ふる事になつて居る右につき警務局保安課當局は曰く「警務局は本年の一月一日から組合を經由する手續、他人と聯名の手續き等を除いては一切口頭を以て屆出での形式を執つたと同樣の効果のあるものとした之は當局が豫てからの計畫で新年より實施する事となつたものであるが當局は之等の點に深く留意して出來る丈け警察の民衆化を實現し且つ警務の能率を擧げたいと努めてゐる猶ほ本年度に入つて屆出手續の簡捷を計ると共に化學的犯罪の探知法及び指紋係專任者等を任命して之等犯罪上の研究調査をヨリ以上に進め警務上の効果を擧げんと努力してゐる次第であるが更に引續き本年度は勅令を仰ぎ長劍佩用の警官に對し特殊の關係あるものに對しては短劍を佩用さし民衆と接觸する樣にする計畫である即ち警務局に於て斯の如く漸を追ふて逐次從來のものにして缺陷あり又は改正を加ふべき餘地あるものに對しては着々改正を加へて漸次良好の域に達し樣と計つてゐる」と斯くして警察の民衆化と警察事務の改善を見ることは社會のために喜ぶべき事であるから多々益々その改善進步を要する。

不良少年の增加

滿洲にも近來不良少年が多くなつて來た支那人間に不良少年の多いことは誰も知つて居るが其の謂ゆる不良少年が日本人間にも多くなつて來たのだ▲不良少年と少年犯罪の增加とは近代世界の社會的病弊で英國のセシルリーソンと云ふ人はその原因を七ツ區別して說いたが日本にも日本人の住む滿洲殊に日本人の多い都市大連にも不良少年が殖ゑた▲その事實は既に新聞紙等によつて廣く世間に知られてゐるが其の不良少年を感化矯正し又その犯罪を審判する機關が滿洲にも必要となつて來たわけだ▲少年法及び少年矯正院法は本年の一月から我が日本の內地に行はれる事になつた就いては滿洲にも之れに準じた法令を制定實施して貰ひたいものである▲不良少年のうちには先天的惡質者もあつて此の先天的遺傳的の奴は其の感化矯正に骨が折れるが後天的即ち家庭や社會のために惡化された者は比較的矯正し易い▲學校敎育が早く智育偏重主義から脫け出しソシて意育と情育殊に德育に力を注ぐことになれば或點まで不良少年を減少し得ると思ふが社會の大勢には敵はない▲不良少年の增加は要するに餘りに物質的に複雜となつた社會の罪だ最も物質的複雜化した都會に犯罪が多いのは之が爲だ▲滿洲のやうな社會制裁力の乏しい處では一通り思慮分別の備はつた大人でも社會環境の誘惑に引懸つて惡化し易い▲自由が放縱となり我儘となり利己的となり性格の餘程確かりした者でないと不知不識墮落してしまう不良青年、不良中年不良老年も決して少くないのである▲少年法や少年矯正院法による少年犯罪の審判と不良少年の感化矯正は或は先天的に或は後天的に既に惡化したものを善導しやうと云ふのだが斯る法制及び機關と相待つて行ふべき必要事項が二ツある▲その一ツは社會その物を良くする事だ之れは甚だ難かしい問題だが社會良化の方法は要するに社會敎育の普及と社會施設の進步發達を圖るより外に途がない▲他の一ツは家庭の改善だ家庭といつても今日の家庭は個人主義の發達と共に甚だしく區々になつてゐるから之も難問題だが何とか改善策を施す必要がある▲殊に滿洲における日本人の家庭の多くは喧しやの老人が少く親戚身寄りも多くなく概して監督が嚴しくないから何うしても放縱不仕鱈といふ事になる▲若夫婦で甘い事を言ひ合つたり虛榮贅澤の仕放題といふ事であつては家庭の墮落は當然の歸結で斯る家庭に育つた少年少女に品性の良からぬ者が出來るのも當然だ▲そこで家庭の改善といふことが問題になるのだが之と同時に社會の改善といふことも大切で取分け滿洲における社會の如き放縱無節制に流れ易い處には何よりも社會改良が第一である▲社會改良は社會問題に熱心の研究を傾け社會施設と社會事業の實行に銳意することで不良少年の感化救濟なるものも一ツの大きな社會施設であり社會事業である▲猶ほそれと共に英國又は米國におけるが如き少年團を設ける必要があるボーイスカウトの必要なことは　東宮殿下の御渡歐後我國にも段々認められる樣になりまだ黎明期ではあるが東京聯合少年團を初め內地の各都市にボーイスカウトが出來た▲滿洲にも是非之を設けたい差當り大連に設ける事にしたい少年團は少年の自治的並びに社會的訓練をなすのが第一目的であるから最も必要な機關である▲大連の幼稚園で社會的訓練をなすといふ事だが夫れは夫れとして大連にもボーイスカウトを設け少年に對して社會的並びに自治的訓練をなすべしだ▲斯うした社會施設が整つて來れば不良少年の數を減少することが出來る少くとも現在より以上に不良少年の數を多くする樣なことは萬々無い筈である。

米國に於ける節約運動

内務省事務官　唐澤俊樹

〔上〕戰時節約運動

(一)節約切手の販賣　米國政府は郵便局や銀行や其他の機關に依って二十五仙の節約切手を賣出した、買つた者が節約カードに其の切手を十六枚貼付したときには、更に一定の額—例へば一九一八年に於ては一月なら十二仙、十二月なら二十三仙—を追加せしめ、之と引換に五弗の戰時節約證明切手を交付する、そして一九二三年一月一日に滯りなく之を支拂ふと云ふことを約したのである。

此の賣上高は戰時中十億弗に達した。當時戰爭の爲め募つた自由公債は無慮二百四十億弗に上つたのであるが、此の自由公債の外に十億弗を賣出したと云ふことは、該運動が如何に成功したかを推測することが出來るのである。然らば其の節約切手販賣の效果は果して何うかと言ふに

第一　小學校の兒童に節約の觀念と奉公心との關係を理解せしめた。卽ち小學校の兒童は、自己の節約した貯金で節約切手を購入し、更に進んで節約切手販賣の運動をも援助した。

第二　國民の節約に依る公債の應募は、通貨の膨脹を招ぐ一般公債の募集に比して、財政々策上遙かに有利であることが判明した。

第三　節約切手の販賣は、國民の多數が國家を援助するの機會を得たもので、國家的觀念の養成に效果があつたばかりか、外國生れの米國人を同化するの運動に頗る貢獻した。

(二)食料節約運動　之は穀物、肉類、砂糖を節約する運動で、「毎週一定の日を指定し、『肉無しデー』『小麥無しデー』等を實行したが、その結果もまた甚だ良好であつた。當時各官署は次の樣な假想統計

を示して此運動の成功を期した。

(イ)お互の家庭が、一日一片のパンを節約したと思へ、さうすれば其の節約したパンの集積は、之れを例へて言へば、耕作面積四十七萬エーカーを增加したと殆ど同じ結果になる。

(ロ)又お互の家庭が、一日半杯の牛乳を節約したとしたなら、其集積は四十一萬頭の乳牛から搾取する乳と同一の分量となる。

(ハ)更に又お互の家庭が一日一オンスの砂糖を節約したと思へ、さうすれば其集積は一年にして二十八萬五千噸といふ多量になる。

聯邦食糧局の調査に據ると、此の節約運動の結果戰時中各家庭から棄てゝ了ふ所の食料廢殘物の中に今までは三五%の脂肪が包まれて居たが、それが忽ち減じて三〇%になつたといふ事である。又同局に依る精穀方法改良の結果、一九一八年には其の精穀の數量二千萬ブッシエル(一ブッシエルは凡そ我國の二斗)を**節約**することが出來た。

(三)廢物利用運動　戰時產業省の調査について之を見るに、金屬、紙類、衣服及びゴム等の廢物を一般的に盛んに利用したお蔭で、戰時中每年十五億弗といふ**巨額を節約**することが出來た。

(四)閑地利用運動　一九一八年夏期に於て閑地を利用したことに依り五億弗の國富を增加した。又一九一七年に利用せられたところの閑地から生產した食料品は**三億**五千萬弗に達した。

(五)光の節約　夏期及び其の前後七箇月間に亙り全國一齊に時計を一時間づゝ早め、以て夜間の光を節約した。其の結果、一九一八年に於て百二十五萬噸の石炭を節約し、又每年石油及び天然瓦斯の價格**十億弗を節約し得た**のである。

(六)ガソリンの節約　官廳や其他特別に必要なものを除くの外、一般に日曜日に於ける自動車の運轉を禁止した。此の節約に依つて利益した所も亦多大なもので、每日曜ガソリン五百萬ガロン、價格百二十五萬弗、ガソリン、タイヤ及び其の運搬費等の節約を合せると、每日曜二百萬弗に達する。

〔下〕米國節約同盟

(一)**設立及び趣旨**　米國節約同盟はイリノイス州に於て設立の認可を受け、一九一四年一月市俄古市に於て其第一回の會合を催した。同盟の趣旨は節約の實行と其の宣傳とに在る。何故に此同盟が起つたかと云ふに、同盟會の會長たるエスダブルユウスト

ラウスや其の他の識者は、早くから歐洲諸國に於ける國民生活の節約狀況を研究し、米國の不經濟な國民生活を矯正するの必要を痛感し、そして此の同盟會を組織するに至つたのであるが、偶々歐洲戰爭が勃發して、米國もまた遂に參戰することになつたので、これがため消費節約の必要一層その多きを加へ政府も又民間も消費節約運動の重要なる所以を認め其の必然の結果として、本同盟の活動を全般的に著るしく進捗するに至つた次第である。

（二）活動　節約同盟は一九一五年八月當時桑港に開催中なりし巴奈馬太平洋博覽會の招請に應じ、同地に於て國際節約會議を開催した。會議が如何の活動を爲したかと言ふに、主なるものは

（1）全米節約デーの提唱　カリフォルニア州知事ハイラムジョンソンは、同會議開催の初日、即ち九月一日を以て節約デーと定め、全州民に向つて此の節約デーには節約に關し各自考慮を拂ふべき旨を布告で勸告した。是れ米國に於ける節約デー運動の嚆矢である。此先例は節約同盟の宣傳に依り各州の倣ふ所となつた。其後節約デー其物に就ては種々の議論が起り、研究の結果、勞働祭日に日曜が最も適當な日だと云ふことになり、彌々同日を以て節約デーと定むるに至つた。選定の理由は節約と勞働とは密接なる連關があると、斯う言ふのであつて、一理ある事である。

（2）節約を全國小學校の教科に加ふるの建議　節約會議は當時オークランドに於て開催中なりし國民教育會に對し節約を全國小學校の教科に加ふるの問題を調査すべきことを建議した。同國民教育會は此建議に基き節約教育調査委員會を設け同問題の調査に從事した。而して同委員會は節約教育の可否及び能否に就き調査を遂げ且つ此間節約に關する懸賞論文を募集した。其の第一種は一般成年者より、其第二種は小學兒童より。

節約教育に關する同委員會の決議案は何んなものである乎といふに、それは大要左の如くである。

世界戰爭は合衆國に於ける未曾有の經濟狀態を激成し、物質的資源の破壞と人力の危險なる浪費とは、聰明にして積極的なる節約の遲滯なき實行を要求しつゝあるの事實に鑑み

時代の推移變遷と其の事象は亞米利加國民が將來各種の浪費を節約すべきことの必要なるを極めて明確に指示するの事實に鑑み

大統領ウイルソンは此事實を徹底的に理解し、彼の要職を辱しめざる先見の明を以て、宣戰後亞米利加國民に與へたる最初の教書中において節約を

高唱したる事實に鑑み
來るべき時代の國民をして節約を以て彼等の慣習たらしむるのみならず、更に進んで彼等生活の基礎原則たらしむる爲には、小學校教師及び小學校教室が唯一の媒介者たるの事實に鑑み
委員會は茲に左の事項を決議す。
委員會は直ちに活動を開始して、我國小學校に於て節約教育を採用せんことを欲し、亞米利加をして此の建設的教育を促進するに於て世界各國の範たらしむることは、委員會の緊切なる責務にして又以て國に報ずる所以であると信ずる。更に委員會は參考資料を整備し、て節約教育を算術、家政學、歷史、英作文等に採用するを得せしむるに遺憾なからしめんことを勸告する。
更に委員會は此等の資料を實際教育に使用すべき廣汎なる計畫案を一九一八年二月の會合以前に於て作製せんことを期す。

爾來各州の教育關係者は、節約問題に對して熱心なる注意を拂ふに至り、又小學校は漸次節約教育を教科中に採用する運びとなつた。

(3)閑地利用の運動　小學校兒童をして學校構內の閑地及び住宅構內の閑地を利用し之を耕作するやう奬勵したのである。

以上は節約同盟が行ひつゝある活動の主要なるものであるが、同同盟は大戰終熄後に於ても尙ほ盛んに其活動を繼續して居るのである。此間我々日本國民の大いに學ぶべき點があると思ふ。他山の石以て我が玉を磨くことを怠つてはならぬ。

少年の犯罪と職業の關係

中央職業紹介所主任　上木嘉雄

大抵の人間生活々動はその人の從事してゐる職業そのもの丶活動範圍內に制限されてゐるものであるたとへば新聞記者を職業としてゐる人は新聞記者といふ職業そのもの丶活動範圍內でその人自身の活動を制限されてゐる、斯う云ふことから考へても分る樣に職業と犯罪との間には密接な關係のあるものである。殊に全犯罪の約九十パーセントが財產罪であると云ふのであるから、今日經濟行爲としての職業

これが主として今日における人間の生活々動を制限するものと言ふべく、職業と犯罪との關係はより一層近接し複雜化されてゐるのである。

犯罪を構成するに至るまでの經過、殊に少年犯罪の徑路を考察して見るに、固より少年の輕薄な雷同性が最大原因とはなるが、それに依つて職業の轉換癖となり、堅實な永續性のものから漸次一時的な又は軟弱な浮浪性を帶びたものへと移つて行く。この一時的な軟弱な浮浪性の職業としては紙屑拾ひ、賣子、配達などが重なる例である。かう云ふ職業にゐては犯罪に陷るか又は他の同じ樣な職業に轉々するかであつて、さうしてゐる間に知らず識らず犯罪が構成される樣になつてしまふのである。

最近少年犯罪のパーセントを調べて見るに、職工見習ひ三十五パーセント、商店の小僧が三十パーセント、農家の奉公人が二十五パーセント、無職五パーセント、その他十五パーセントである。其のうち職工見習ひの三十五パーセントが最高位であるのは最も注意すべきことである。農家の奉公人と云へば比較的堅實なものゝ樣に考へられるのであるが、事實は必ずしも然らず、而して犯罪者の多くは幼少の時から他家に奉公に出されて教育が極めて低級である。商店の小僧は多く番頭株の連中に誘惑されたのが多い樣である。以上述べた樣に犯罪はその人の從事する職業と極めて近接な關係のあるものであるから注意しなければならないのである。

近來少年勞働者がやゝもすれば自分の從事してゐる堅實な職業から脫して只管に職業を轉換すると云ふ興味だけで以て轉々職業を換へんとするの傾向に陷つて來てゐる。その基因するところの如何を問はず甚だ遺憾の事である。その多くが堅實な目的を追ふと云ふのではなく、もつと仕事の樂な職業を欲すると云ふ風になつてゐる。斯る少年の性格的缺陷を補ふためには教育の力に待つより外は無いのであるそのためには先づ日本の教育に於て最大の缺點である職業教育の實を效げなければならない。成るほど學校教育と云ふ點においては稍見るべきものがあるも、而もそれが餘りに偏し過ぎた爲めに學生の多くは社會の實相を知らない。聖人教育となつてしまつた觀がある。中等教育を終へて專門教育を始めるまでに實社會に入つて社會教育を受けよと云ふのは眞に傾聽すべき議論であると云へる。

社會の腐敗と犯罪の増加

輔成會主事　北　島　良　吉

不良少年の増加と云ふことは、我國に於ても歐米諸國に於けると同じく年々歳々甚しく増加の傾向が見られるものである、其の原因に就ては、特別の理由あることと勿論に相違ないが、或る原因に至つては歐洲の事情と著しい相違はなく、殆んど世界的に不良少年増加の原因があると謂はれる。英吉利のセシルリーソン氏は不良少年の増加原因を七つに區別してこれを説明したが、其の一は兒童勞働の變則的需要、二は兒童監督者の出征又は外出勞働、三は兒童が學校監督を離れての高率賃銀の獲得、四は警察力の減縮、五は通學勵行弛廢、六は普通敎育者の出征七は出版物及び興業物取締の弛緩と云ふ風に列擧して居る。而して日本に於ける不良少年の増加に就いても家庭の放埓の外に此の七原因の中に含まれて居るものが決して少くないと思ふ。

戰後に犯罪者が増加すると云ふことは歷史上實例の示すところであるが、大戰後に於ても勿論此の現象は甚だ顯著なるもので、各國共戰後の問題として犯罪の防遏と云ふことに頗る苦心して居る。英國のセシル、ヒム、キャブマンはこれに就いて『各戰爭參加國に現れたる犯罪増加の實際を見るに、獨逸にては少くとも六割の増加、英國倫敦にては五割五分バーミンガム、マンチエスターにては九割、其他の國にても三割乃至五割の増加を示して居る』と云つて居る。戰後に於て犯罪が何故に増加するかは、謂ふまでもなく經濟界の不振及び人心の浮沈にて思想が險惡となり、一時に成金者が續出した爲め非常に射倖心と虛榮心が激増し、之れが爲め輕佻浮薄の風が深く民心に浸潤し、其の結果不良行爲をなし、依て以て犯罪が増加すると云ふ結果になるのであるから、犯罪の防遏と云ふことは戰後の社會問題として最喫緊事なること云ふまでもない。

戰後の變調として思想界物質界に非常な變化を來し、殊に虛榮心の横溢、射倖心の増加と云ふことと

犯罪者の增加に大なる關係あることは、社會全般の人の大いに考究を要すべき問題である。近い例を見ても、戰爭以後物價が騰貴し、殊に米價が非常な高値を現して來て、日本全國の農民がみな米成金になつたとき、地方から上京する觀光團の人々を見ると全く樣子が以前と變つてゐた。旅籠屋に泊つて旅籠賃を値切るやうな事もなければ、今まで硬い木綿の着物を着てゐた人が皆絹物や銘仙の着物に變り、太い繻子張りの傘を持つた人々が皆絹張りを持つて市中を人力車で乘廻すと云ふ有樣になつて來た。昔は子孫の爲めに美田を遺すと言つて居た人達が此くの如く一日の觀光の爲めに十金、二十金を費して毫も子孫の計を立てないと云ふ形であから、其の子や孫が物置から一駄の米を馬に積んで町へ持ち出してそれを賣却し、一夜の中にその金を使ひ捨てゝも、之れを叱り戒める資格がなく、結局一家擧つて驕奢の風に傾いて行くと云ふ有樣である。

以上は地方農家の一例を擧げたに過ぎないが、其他都會の生活に於ては勿論、政治界にも、教育界にも、宗教界にも、其他あるゆる方面に此の惡風潮が益々彌漫し、社會を擧げて物質的に傾き、健全なる思想、質實なる氣風は地を拂ふ有樣である。今にして此險惡なる思潮を肅正するに非ざれば、社會には不良少年の數が益々增加し、犯罪も亦益々激增して行くこと疑ひなき事實である。私は社會の此現狀に就いて、感を均しくする人士と共に先づこれに對する適當なる調和の途を執ると共に、犯罪防遏殊に累犯防止の保護事業を確立して、犯罪撲滅の政策を充分に徹底せしめたいと思ふのである。

我國勞働保險の嚆矢

勞働保險は政府で實施するやうな素振りを見せながら何時迄も勞働者の期待に反して物にならないが大阪市北區本庄豐崎町稻畑染工場では昨年十月から勞働保險を實施した之は兎も角も勞働保險の名の附いた本邦での最初のものだと云ふ事だが内容は各工場で既に實施して居る解雇契約の規定と同樣で右に依れば入場して六箇月過ぎれば部長、課長、人事主任が查定委員となり每年一、五、九の三箇月に查定を行ひ被保險職工とすれば勿論掛金はなく業務上の死亡、終身、疾病、十年以上勤續者の自然解雇並に會社の都合に依る解雇者等に對しては全額の保險金を與へるので金額は六箇月以上一年迄の勤續者廿日分、一年以上二年まで四十日分、以下十年まで一年を增す每に廿日分、十年以上十五年まで一年十五日分、十五年以上一年每に十日分を增すので既に四百名程の職工中三百名許りは被保險者になつたそうだが之では他工場の普通解雇手當規定よりも窮屈なところがあつて何となく面白くないと云ふので各勞働組合では之が實行につき愼重の態度を取つてゐるさうだ。

△□▽　研究資料　△□▽

近代支那の勞働運動（下）

各地の罷業運動と勞働立法運動

（四）上海海員の罷業　上海に於ける招商局汽船乘組海員は昨年夏頃より會社に對し賃銀增給に就き三回の要求を爲したが會社側で之を承諾せぬに因り八月五日より同盟罷業を決行し招商局以外の汽船會社の海員も亦之に參加し罷業汽船招商局九隻、その他の會社四隻人員總計六百名を算し翌六日入港せる招商局汽船三隻、其他の社船二隻、人員三百名も亦之に加はつた此罷業は香港に於けるものと同樣過激主義的色彩を帶べる勞働者の煽動に因るとの說もあるが其說の當否は兎も角是より先き香港廣東等の海員は香港に於ける罷業に於て勝利を得た經驗に鑑み支那全國海員公會なるものを組織せんとして五月頃代表者を上海に派遣し同地海員側と協議せしめ其結果支部を上海に設立するの運びとなつたが之が爲めに其許可を上海共同租界工部局に申請したところ不許可となつた事實がある參考の爲め茲にそれを附記して置く。

招商局海員の要求は賃銀二割增額の上香港の例に倣ひ昨年一月より起算し增加額を支給せよと云ふにある又其他の社卽ち寧紹、三北元一等の汽船會社の船員は八月六日（一）內河航行及び一千噸以下の汽船は三割、沿岸航行汽船は二割の增加を行ひ一月一日に遡り計算すること（二）罷業中の賃銀は平常通り支拂ふこと（三）解決後會社は罷業海員を任意解職せず解職するときは海員聯合會に先づ協議すること等を要求したが同日夜寧紹及び元一の兩汽船會社は此要求を容れ（但し增加額は海員側の增給要求通知書を發せる七月二十三日より計算す）三北公司も八月十三日

夜他の汽船會社と大同小異の條件で增給を承諾した獨り招商局のみは强硬の態度に出で双方の間に中中折合着かず八月十三日には罷業船舶の數十九隻に達したが二十五日海員側代表と招商局重役との調停的斡旋に依り會見の結果增給は二割とし昨年五月に遡りて之を支給することに妥協成り翌二十六日より全部復業するに至つた因に增給前に於ける招商局下級船員の賃銀は凡そ左の通りである。

△火夫長三十弗△水夫長三十弗△舵手一船四名として計三十弗△大工三十弗△水夫外洋航路のもの二十四弗△水夫長江航路二十二弗△火夫上級二十六弗△火夫下級二十二弗ボーイ十弗

(五)上海絹糸紡績女工の罷業

上海閘北に在る二十四ヶ所の各絹糸紡績の女工約一萬人は勞働時間(現在十時間)の短縮及び賃銀增加(當時女工の平均賃銀一日三十五仙に對して五仙の値上)を要求し昨年八月五日より同盟罷業を爲し其の代表者約一千名は道德向上男女平等、人權擁護の文字を書した旗を立て示威行列を試みた兎に角女工が此の如く大規模に結束して罷業したのは始めての事とて前記海員の罷業と共に支那勞働界の狀況に就き一般の注意を惹いて居たが此女工の罷業は女子進德會が中心となつたもので背後には江蘇省議會議員胡某之を指導し居るやに傳へられ明かに他の使嗾を受けて居る形跡あるに因り工場側の態度强硬なると同時に官憲もまた之れが取締を嚴重にして女工の本部なる女子進德會を閉鎖し其看板を撤去せしめたれば女工側の結束ここに破れ八月八日より復業し此の運動のみは全く失敗に終つた。

(六)京漢鐵道の罷業　昨年八月二十四日京漢鐵道長辛店に於て從業員の同盟罷業が行はれ列車の運轉が中絕した事件がある是より先き同鐵道の從業員等は待遇の改善と賃銀の增加とを鐵路當局に要求し八月二十一日最後の要求をしたところ局側では其二十三日正午滿足なる回答を爲すべく約束した然るに其時になるも當局の回答は依然不得要領であるに因り從業員側の代表は長辛店工人俱樂部に集會し協議の結果二十四日より罷業を實行することに決し長辛店を初め北京琉璃河等各地の從業員約三千名は長辛店に集まり協議の上左の八箇條の要求を議決した。

(一)從業員の任免は工人俱樂部委員會を經て之を決定すること(二)日給十仙の增加(三)短牌の從業員(下級從業員)は勤務二箇年後は長牌(上級)とすること

(四)機關手は何箇年勤續すれば最高給料を支給せらるゝか又は勤續年數を明示せられたきこと(五)最近奉直戰爭に於て從業員中危險を冒せるものは給料一級分昇されたきこと(六)北京、琉璃河、高牌店及び保定には從業員休息所を建築せられたきこと(七)長辛店に從業員宿舍を建築せられたきこと(八)公務に因り負傷せるものは其の治療期間中の給料を支給すること。

右罷工に對し京漢鐵路局幹部は八月二十五日善後策を議したが結局高壓手段を以て臨むことは不得策であるとなし右八箇條の要求中(一)に對しては交通部の指揮を俟つて何分の回答を與ふべしと回答したが其他の條項は大體その希望を容れたので職工側も之に滿足し八月二十六日より復業した。

(七)粵漢鐵道の罷業　粵漢鐵道の從業員は昨年九月八日會議を開き九日より同盟罷業を決行したが十日夜同罷業團と湖北督軍蕭耀南の派遣せる軍隊とは武昌及び岳州の二箇所に於て衝突し武昌にては負傷者四十名內八名の重傷者を出し岳州にては同死者六名負傷六名を出した又首領連の逮捕されたもの三十七名に及んだ此が爲め武昌の電燈電話各職工も直ちに同盟罷工を開始し形勢極めて不穩であつたが辛うじて靜平に歸した。

(八)漢陽兵工廠の罷工　昨年七月二十一日漢陽兵工廠の職工は同盟罷業を爲し二十四日迄繼續したが二十五日工廠側との間に次の妥協條件成立し二十六日より復業した卽ち(一)職工の組織せる工會を承認すること(二)罷工期間中の賃金を支給すること(三)化鐵爐工の賃銀を三角三分に增加すること然るに八月末同廠の職工は又も罷工を開始し湖北當局に(一)中央政府の任命せる湖北省長湯薌銘を速かに就任せしむること(二)賃銀增加の二項を要求したところ蕭督軍は賃銀增加の要求は成ほど職工としての言分であらうが罷工に藉りて省長問題に容喙するが如き斷じて許すべきに非ずとして兵士を派して工廠を包圍し職工等に就業を强制したが職工側は之に應ぜず兵士に抵抗した爲め兵士は遂に發砲して職工三名を斃すに至つた玆に於て職工等は大いに憤慨して工場の汽罐を爆破し約七百餘萬元の損害を生ぜしめたと云ふことだ。

勞働立法運動　所謂勞働立法運動は北京に本部を有する中國勞働組合書記部なるものゝ發起で同部は昨年八月三十日速かに勞働法案を制定されんことを國會に請願し竝に勞働法案十九箇條を擬

定した此法案なるものは外國文の直譯らしく意味晦澁を極むるが其要點は勞働者の集會結社權、同盟罷工權、團體的契約締結權、勞働者の國際的聯合の承認、勞働時間の制限、勞働者代表の政府經濟機關、政府企業機關及び私人企業機關への參加等である該書記部の運動に對し各地の勞働團體は多く之れに響應して賛成を表示し來つた其の重なる團體は武漢工團聯合會楊子廠工人俱樂部、漢口鋼鐵廠工會、徐家棚粤漢路工人俱樂部、長辛店京漢鐵路工人俱樂部、南口工業研究所、洛陽隴陽工會、開封隴海總會所、唐山京奉路製造廠職工會等で彼等は或は其の代表を勞働組合書記部に派遣し或は勞働法制定を國會に請願し或地方では勞働立法運動大同盟を組織した。

八月三十一日中國勞働組合書記部及び勞働者代表は各新聞記者を招待して其後援を乞ふ所があつた勞働者側の出席者は北京の電氣代表一名の外は凡て鐵道の代表者で京漢鐵道よりは長辛店二名、正定一名、順德一名、京奉鐵道よりは豐臺一名、隴海鐵道よりは徐州二名、洛陽四名、開封二名、京綏鐵道よりは南口二名であつた席上で主席鄧康は彼等の主張の存ずる處を充分説明したが次で九月三日彼等は更に國會議員を招待して勞働法案の成立に關し盡力を請ふ處があつた是より先き議員李慶芳は勞働法案を議會に提出し既に第一議會を通過して居るが其案に對しては勞働者側の批難が高いので李慶芳の代表は右三日の招待席上に於て右法案の不充分な點は修正する考へであると述べたのに對し鄧は潔く原案を撤去すべしと勸告した其後前記書記部案の大綱を挿入せる勞働法案は議員童啓曾に依りて議院に提出せられたが勞働團體は輿論の援助を求めて勞働法案の通過を圖ると共に更に全國の勞働團體を統一する總機關を作る計畫であるとの事である。(完)

○○○○○○○

小作制度の新法

福岡縣田川郡安眞木村の豪農伊藤萬太郎氏長男農學士伊藤兆司氏は我國現在に於ける小作制度が小作人に對し餘りに苛酷で資本家たる地主が不當な利益を得て居るため常に兩者間に爭議を惹起せしめて居るのを遺憾とし學理上又勞働問題の立場から之が解決策を研究中であつたがそれには先づ自己の所有地より着手しやうと云ふので父萬太郎氏の賛成を得て其の所有地十數町歩の小作人五六十名に對し小作地の年期償還法即ち向ふ二十箇年間從來の小作年貢米を約一割方增加する代りに二十箇年後には其耕作地を全部各小作人の所有に歸せしむると云ふ小作制度の新方法を公表したので小作人側では此革命的小作制度に對し夢ではないかと喜んで居る

社會事業たる公營質屋（上）

前田稔精

沿革と實例　所謂公營質屋は今日社會施設として頻りに喧傳せられ我國においても社會局を首め東京、大阪等の大都市に於て之が實施の可否につき具體的の調査を進めて居る殊に東京府の慈善協會及び二三村營質屋の如き着々實行の先鞭を着けて居る有樣である此の如く我國に於ける計畫は極めて最近の事に屬して居るが外國に於ける起源は頗る古く且現在歐米先進國に於ては英米二國を除くの外殆んど之を有せざる國なき迄に普及して居る卽ち最古の例を索むれば伊太利に於て既に十五世紀の頃公設質屋なる名稱を有する慈善的貸付財團を創設したるに始まり佛蘭西に於ては十九世紀の初葉那破烈翁之を創め更に獨逸に於ても伊太利に倣らひて設置し今日に於ては啻に市町村のみならず帝國内の各邦にまで普及して居る其他和蘭、白耳義等に於ても行はるゝに至つたのみならず英吉利の如き公立のものなき所に於ても之と全く目的を同じうする慈善的制度は既に古く十二世紀の頃に於けるオックスフォード金庫の貸付制度に創まり又米國においてもイリノイスマサチウッセッツ、ニューヨーク等には Pawneps Society と稱し一種の慈善的法人組織の質屋の設備がある此の如く公營質屋の制度は各國に於て行はるゝに至つたが就中最も規模雄大且異常なる發達を遂げたのは佛蘭西及び蘭領東印度諸島中瓜哇のそれである。

佛蘭西の公營質屋は千八百五十一年の法律に依つて創設せられ其數は現時四十二の本局卽ち店舖を有して居り一箇の本局に對しては數箇の貸出所を附屬せしめてある設置の認可は大統領の權限に屬し業務擔當者たる理事は凡て無給であつて巴里に於ては市長、巴里以外は知事之を任命し巴里市長は質營業局長である巴里市營質局は總務、調査、會計、貸付、鑑定、倉庫の六課に分れ従事員約三百餘名に達するの盛況である其の資金は主として寄附或は遺贈による動産

不動產、市又は政府の補助金及び是等より生ずる利益等であつて其他借入金を以て充當し流質期限の如きは一箇年の長期に亙り殊に益金の全部を擧げて市町村會の意見を徴し夫れに依つて之を感化救濟院或は慈善病院等に寄附するの規定なるに至つては愈々その社會的施設たる眞價を徹底的に發揮せるものと言ふことが出來る。

次に瓜哇に於ては千九百三十年に質舖官營の實施をなし爾來逐年その數を增し今日に於ては既に三百五十二箇所を算し千九百十六年に於ける貸出金總額八千四百萬盾の巨額に上るの盛況である又その組織の如きも頗る大仕掛であつて財政部の下に官營質局長及び監督官を配置して質に關する業務を統轄せしめ又各地の官營質舖には舖長及び大なる質舖には副舖長をも置いて業務を處理して居る而して此外鑑定人事務員其他の職員を加算するときは其の總人員實に四千九百七十五人の多きに上りバタビヤ市パサールスナンの質舖の如きは舖長以下四十一人の職員を有して居り開業時間の迫れる質舖の門前には恰も發車時間前の停車場改札口の如く顧客堵列して自己の順番を待てるの盛況である唯瓜哇の公設質舖は他國のそれと主旨を異にし慈善且非營利的のものではない。

以上各國殊に佛蘭西及び瓜哇の公營質屋に付その大要を述べた心算である顧ふに從來質業に關し各國の採れる主義は之を三種に分つことが出來る(イ)私營主義(ロ)官公營主義(ハ)併用主義卽ち是である英米二國に於ては所謂私營主義に據り政府は之に對して監督を嚴にせるのみである尤も是等の兩國に於ては私營質屋の外慈善的貸金會社又は同性質の組合等存在して其の缺陷を補へるが故に實際上の效果は少しも遜色はない之に反し佛蘭西、白耳義及び蘭領瓜哇の如きは全く私營質業を禁止するの策を採り其他公營質屋の存する國に於ては殆ど其の總てが併用主義であつて獨逸及び我が臺灣の如きはその例である更に公營質屋をその經營者に依りて分つときは

(イ)國家の直接經營するもの
(ロ)地方團體の經營するもの
(ハ)組合組織のもの

の三に區別することも出來る獨逸の如きは邦立質舖の外地方團體經營のもの混在し尙ほ私營質屋に在つても營利を目的とせざるもの多く而して是等は全く官公營施設のものと異なる所はない。

例之フレンスブルヒ貯蓄金庫及ブフォルツハイムの市立救助組合質舖の如きは就中最も著名である又瓜哇の如きは全然國家の

經營に屬し之に反し佛蘭西の如きは地方團體の施設である我國に於ては前叙の如く二三村營のものゝ外臺灣に於ける施設は臺北市にあるものは總て之が經營の主體となり臺中に開かれたるものは市之が經營者となつて居る而して組合組織のものゝ如きは極めて稀である然らば公營質屋の經營主體は何れを以て適當なりやと謂ふに這は左したる重要問題でない要は各地の事情に應じて最も適切なる經營者を撰擇すれば足るのである併し乍ら質屋の業態より言ふときは下級人民と行政上の第一線に於て直接交渉を有する市町村の如き地方團體を主體とするが當然なるべく府縣の如きに直接經營せしむべきものではあるまい。

民營質屋の缺陷

民營質屋の缺陷と謂ふは吾人の所謂社會施設としての要求に充たない點を指摘するのである勿論質屋と雖も取締を受け又その營業は官廳の免許を經ることになつて居るから質營業そのものは天下公許の營業であり其處に何等の不都合はない譯であるが唯吾人の所謂社會政策の要求に對しては現在質屋の遣方に滿足することが出來ない今抽象論を避け事實を知る爲めに試みに福岡市内に於ける質屋の質契約を例示すれば左の如くである。

一、質契約期間は質入日より四箇月限りとす但毛織物類及び腐敗變色變形等の虞あるもの其他保管に困難なるものに限り期間を短縮することあるべし

二、質物にして風水火災盜難其他天災事變に罹り滅失したるときは質屋は貸金を損し質置主は質物を損失に歸せしむるものとす但質物を紛失したる場合は貸金を損し更に其の貸付額の半額を辨償するものとす

三、蟲喰鼠切汗染濕氣黴等に對する損害は辨償せず

四、質札若しくは通帳を持參するものへは何人に拘らず其の受質に應ずるものとす

五、營業時間は毎日午前八時より日沒迄とし而して入質に限り午後十時迄とす但十二月三十一日は此の限りにあらず尙ほ毎年一月一日は營業を休止す

六、利子は一箇月に付左の割合とす二十五錢以下金一錢、五圓以下百分の三、一圓以下百分の四、十圓以下百分の二半

七、錢以下の取引計算は四捨五入により錢位に止む

八、入質當月は日數の如何に拘らず一箇月と見做し利子を徴し受質のときは其の月の一日までは利子を徴せざるものとす

以上は福岡市内に於ける質契約の一見本である其の内容の重要部分に就ては全國大差はない而して是等の契約文言は通常質札の裏面に書かれてあつて質屋の曖昧をく

ぐる必要ない富裕階級の人々にとつては恐らく初見の文言たるに相異ない之に依つて觀れば現在質契約の骨子は(イ)流質期限(ロ)損害辨償(ハ)營業時間(ニ)利子(ホ)貸出金額の諸點に盡きる樣である以下順を逐ふて檢討しよう。

(イ)流質期間　流質期間は各府縣相異なれるのみならず府縣內に於ても各警察署區域に從ひ多少の相違がある併し乍ら通觀するときは其の多くは四箇月であり最短三箇月最長六箇月と見れば間違はない勿論流質期間に就ては警察の許可を受くることになつて居る而して前揭の如く福岡市の質契約は四箇月であつて特種の質物に限りそれ以內となつて居り餘りに短期である尤も質置主の內にも朝焚いた朝鮮三等米を釜諸共に入質し夕方入金と共に受質する種類の者も尠くないが多くは長期の信用を要求するものと見なければならない勿論期限到來と共に元金の內入若くは利息の仕拂に依り質契約の更改を爲し事實上六箇月若くば八箇月以上の長期に亙らしむることも出來ないではないが併し乍ら此場合質置主は書替に際し二重の利息を仕拂はざるべからざる破目に陷る不利益がある又流質期間に關連して起る問題の一は流質物の處分の餘りに酷なることである卽ち通常流質期間滿了後は直ちに處分するを原則とし特種の顧客に對してのみ漸く一箇月位保留するに止まり京都府下の質屋に於て期限經過後六箇月以內を保留する習慣があるのは寧ろ異例と謂つて差閊へない殊に期間經過後の質草にして其の處分の質屋の有利となる場合の如きは直ちに何等の猶豫を與へず且その處分利益の全部を壟斷するのは營利本位から出る行爲であつて其の間太しき不當利得の行るゝことを看過してはならない。

(ロ)損害辨償　質屋の保管せる質草が所謂天災事變等の不可抗に依り滅失したる場合は勿論之を辨償する責任はないであらう併し乍ら盜難の場合には全然責任を負はず紛失の場合はその半額を辨償し更に前揭質契約三條の如き虫食鼠切等の場合にも尙その損害の責に任ぜざるに至つては甚だ不當であり餘りに蟲の好過ぎる契約と言はねばならない之れ畢竟質屋が完全なる倉庫を設けずして細民の貴重なる財產を保管しながら質物保管の責を免れ之を質置主に轉嫁せんとする我利々々根性に因るものと謂ふことが出來る此點は監督官廳たる警察署に於ても其の責任の一

半を殖つべきである斯くして經濟上の弱者は彼等の毒牙に罹り不當に自己の權利を侵害る様なれることになるのである。（未完）

公民教育調査要綱

設けられた公民敎育調査會

文部省では公民敎育が刻下の急務であることを認め公民敎育調査會を設置した之より先省內では先年來同敎育の研究を怠らず昨年から省內に調査大綱の起草委員會を設け會議を重ねること二十餘回に及び斯くして其の調査方針の原案を大要左の如く決定した。

調査要項 は大綱を八項目とし之れを細別して各種の方面に亘り研究する事となつたが其の八要項は左の通りである。

一、家庭　少年少女の家庭生活に關する敎育であつて自分と父母並びに兄弟の關係その他家庭に於ける自己の理解力を養成する敎育方法に就ての調査

二、學校　學校に於ける自己の地位及び學校の組織等に關する理解力の養成方法の調査

三、鄉土　鄉土における自己の地位、隣人の關係、家庭と隣人の關係等に關する敎

四、社會　鄉土から進んで更に社會に於ける自己の地位關係を理解せしむる敎育の調査

五、職業　勞働の價値及び職業の尊き所以を知らしめ單に之を以て自己の生活資料を得る方便のみならず一種の社會連帶責任關係から生ずるものであるとの頭腦を養成する敎育

六、自治體　自治體の一員としての自己を養成する敎育であつて要するに立法行政等の正解力を養成する所の敎育

七、國家　國民としての地位を自覺せしむる敎育

八、國際　國家の公民としての敎育を進め而して國際大社會の一員としての敎育

以上は其大綱で年少の子女に斯かる敎育を施す事は決して容易ではなく其の理論的の研究敎授の如き至難と言はねばならぬが中には非常な效果を擧げてゐるものもある殊に獨逸革命政府の如き公民敎育は憲法上明定せられた國民敎育であり佛國も亦之に劣らない現狀である然るに我國の公民敎育は諸外國に比し甚だ劣つてゐると云ふ處から今回の公民敎育調査會が設けられた次第で文部當局は餘程の意氣込を以て臨んで居る。

調査會規程　公民教育調査委員會規程の要項を示すと公民教育調査委員會は實業補習學校に於ける公民教育に關する事項を調査す△公民教育調査委員會は委員長一人及委員二十五名以內を以て之を組織す△前項定員の外必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得△委員長は會議に於て意見を陳述し可否の數に加はることを得△公民教育調査委員會に幹事を置く△猶ほ公民教育調査委員會に書記を置き庶務を掌理せしむ。

消費組合の聯合

發達したる協勞組合

協勞と消費組合　多數人の協力が各自の獨力に優るの事實は今更のやうに毛利元就の矢の古話を引用するにも及ばぬかに見ゆる去り乍ら現今の無政府的經濟を見るとき誰か能く多數人の優秀なる能力が必ずしも他の一人の力に優ると確言し得よう特に產なくして使用人の地位にあるものは此の感を深からしむる數多の機會を與へられるのであらう然も亦再び顧みれば斯かる無力の使用人も組織協力を爲せば不思議にも强大な力となり得ることを知るであらう今日盛んに行はれんとして居る所謂コオペレーション（協勞）は此の間の呼吸を利用したものだ。

コオペレーションの組織的に最もよく發達したのは消費者の經濟的利益を得るやうに組織された所謂消費組合である故に人々は動もすれば英語のコオペラチヴソサエテイは消費組合に限るかの如く考へんとするに至つたのである然し乍らコオペラチヴソサエテイ（卽ち協勞組合）はコオペレーションの原則を奉ずる各種組合を總稱するものであり消費組合が其の一種類であるのは斷るまでも無いことである今專ら學問的にむづかしく言ふことを避けて協勞組合が現今歐洲に於てどの程度にまで發達して居るかを簡單に記述して見たい前述の通り協勞組合は消費組合の最もよく發達したものであるから自然消費組合の記述が大部分を占むることゝなるのである。

消費組合の利益　消費組合は組合員に代ってその必要品の購入をなす職分を有するものである組合は多數人の需要に應ずるた

め多量の購入を爲し得るから生產者又は卸商から品物を有利な條件で買取ることが出來る然かも組合は小賣商人の如く利益を得ることを目的とするものでもなく且現金主義を奉ずるのだから貸倒れを正直な消費者に負擔させる必要もない從つて組合員は二重三重の利益を得る事となるのである。

今日のやうに商人はその勤勞を商品の運搬賣捌等に用ひその報酬を手數料又は儲けと稱して自己の懷中に收めることを常とする商業界に於てはたとひ相互の競爭ありとは言へ儲けを過分に得んとするの傾向は免れ難いところである殊に是等商人の間に存在する同業組合は同業者の利益を積極的に又は消極的に增加する目的を以て商品の最低價格を定めその價格以下では賣捌かぬことを協定するが如き事情のあるため商人の儲けは相當大なるものとなる然るに消費組合は組合の維持に要する極めて少額の費用を支辨すれば良いのであるから組合員の經濟的利益は最も明白に了解され而して價格の差はその最も大なるものであり品質の相對的に良好なることが之に次ぐ又買上高に應じ一定の割戾しを受け從つて之れを貯金することも頗る容易となる斯くの如く現實的にその利益あることを見つけられるから局外者は多く之に加入せんことを望み隨つて消費組合には月に歲に進境に達したのである。

組合の聯合 是等の場合消費組合は前記の如く組合員の需要に應ずるため一方生產者及び卸商から買取る外に自己の生產部を經營して益々中間利益を節約せんとするに至り遂に製パン部、製靴部製服部、靴修繕部その他が消費組合の一部として附設されるに至つた尙この外或は圖書館、兒童預かり所、療養所又は巡回講演等にまで手を擴げたものもある然しながら消費組合は如何に手を擴げてもその活動の範圍はそれ一箇としてはさまで大なるを得ない。

そこで更にこの消費組合の立つ協勞の原則を擴張して消費組合の聯合を造り之をして各組合を華客とする卸賣の職分を持たせることとする斯くすればその勢力が强大となり總べての取引に有利なるは言ふまでも無いことである此の組合は區域の大小に依つて或は郡聯合となり縣聯合となり或は一國全體の聯合となるが協勞の原則から見れば一國内だけの聯合では完全と言へない更に之を國際的聯結にまで進めなければならぬ。

調査記事

露西亞避難民狀態

奉天苦力收容所に於ける

本會評議員　柴田博陽

奉天に於ける露西亞避難民狀況を視察すべく予は山田彌十郎氏と一月十六日午後十時三十分發列車にて大連を出發し、翌朝午前九時廿五分奉天驛に到着直ちに滿鐵地方事務所に至り、島崎所長、木下庶務主任、中江慰藉主任等に面會して救濟の大要を聽取し、木下氏の案內にて驛の東北部に在る苦力收容所に至り、親しく彼等の生活狀態等を視察し、同夜午後七時五十分發列車にて奉天を辭し、十七日朝七時に歸連した。今玆に其狀況を記さう。

避難民の種類　は言ふまでもなく浦鹽に於ける白軍に屬する軍人で、同地の赤化すると同時に朝鮮元山に逸れ來れる其の一部分に屬し、總數三百五十二名である。最も昨年十一月一日收容當時は四百二十五名で、一時は四百七十二名の多きに達した事もあつたが、その後漸次減少し、訪問當時の實數は前記の通り三百五十二名、その內男子百六十九名女子八十九名、其他十四才以下の子供が九十四名と云ふ數であつた。而して軍人と云ふ階級より見れば大佐以下、尉官、准士官、兵卒等にて、他にハバロフスク幼年學校生徒が五十七名ゐる。此の校長がアーグスツオーフ大佐で一行の團長である。最も此の一行中には軍人以外の避難民もある。其種類は職工人夫、鐵道從事員などにて、中には文官などもある婦人中には獨身者比較的尠なく、大抵人の妻であるが、夫れでも十二三名の若い獨身婦人が交つて居る敎育は何れも普通の程度で語學の敎師やタイピスト

及び裁縫師等がある。斯の如く特種の技能を有する者もあつて、單純ではないが、特に異彩を放つて居るのはニコライ皇帝時代に時めきし**帝室技術員**とも云ふべき地位にありしコンスタンチンと云ふ老畫家である。此他に聖畫を得意とする青年畫家もあれば、音樂の達人もあり、聲樂に堪能なる人もあり、獨立して立派に遣つて行ける技能家が可なり多い。假に音樂會を開くとすれば二十七名の一隊を容易に組織することが出來るとの事である。故に今日一時逆境に陷り、斯る悲慘なる生活を爲すも、一たび機會を得れば、其の特種の技術を以て優に獨立する樣になるであらう。

彼等の生活狀態を見れば、實際氣の毒なもので、苦力收容所の十二棟に割據し、其の一棟に五六十名宛這入つて居る。室の中央には四尺ばかりの土間を隔てゝ左右に支那式のオンドルあり、其上にはアンペラを敷いて古い毛布やらメリケン粉袋の布を利用し、一家族三疊敷位に間仕切りして居る尚ほ左右とも十尺ばかり高い二階を設け、其處にも小さく間切りして別居して居るが、欄干もない狹い中に居るのであるから、危險なるは言ふまでもなく子供を有する者には安心が出來ない。

三度の食事は何うかと云ふに、共同炊事で分配される事になつて居る。最もパンは一人に對し一日大人一斤半、小兒一斤と云ふことになつて分配を受けて居る。共同炊事と云つても、夫れは晝のスープだけで、朝と晩とは此の黑パンの外に茶を啜るだけのことである。晝のスープは予も一食の饗に預つて來たが、二三の肉塊も交つて何うやら食はれるけれど、朝夕の黑パンと茶だけは何んとも言はれぬものらしく、營養不良となるのも當然で、何れも顏色憔悴、形容枯槁たりである。殊に身に纒ふて居る着物と來ては、垢染みたる破れ襤褸で、見る影もない憐れさである。軍人中には軍服も一定せず帽子も樣々で勿論武器などは持つて居らぬ。尤も將校夫人でもあらうと思はれる或女には腕に金時計や胸に金屬の襟飾りをして居るのがあつた。

奉天赤十字社病院よりは隔日に醫師と看護婦が出張して彼等の營養狀態や病者の診療等に盡力して居る。今日のところ幸に甚だしい病者を出さざるも、營養不良者が少くないので、保健上には餘程に注意を拂つて居る。若し此儘長くなる樣な事に

なれば何とか善後策を講じなければならぬと言つて居る。殊に苦力收容所に雜居して居るのだから家屋の不衞生的なるは言ふ迄もないのである。本年一月一日からは滿鐵地方事務所と奉天警務署とが協力して出來得る限り彼等を世話して居るが

給與する品目 は毎日石炭一噸、薪、石油パンの類で、其他に一人につき一日三錢の割合を以て收容所の持主に家賃を拂つて居る。然らば其の副食物たる砂糖、野菜、茶、食鹽等は何處から供給するかと云ふに、之れは在奉露西亞人協會から當時供給する事になつて居た。之れも當分と云ふのであるから何時まで續くか解らない。要するに三百五十二名の生活費一日平均百圓であるから一箇月三千圓を要する譯である。此の支出は滿鐵の三千圓、關東廳の一千圓、大連市の一千圓、合計五千圓を以て充要して居るのである。扨て此後卽ち二月以後の彼等の運命は果して何うなるであらう乎。

軍隊教育勵行 他國の恩惠により生活する彼等は、斯る悲慘極まれる生活を辿りつゝも猶且つ祖國復興の念は一時も衰ゐるやうな事なく、常に帝政時代を夢み、部屋の一隅には各自に前ニコラス皇帝の肖像を揚げ、朝夕之れに跪拜し、幼年學校生徒に對しては毎日怠らず軍隊教育を勵行して居る。生活の爲めには各自離散して如何なる勞働に從ふも厭はないが幼年學校生徒だけは何うか此儘一團として置きたいと言つて居た。（一、二〇）

大連宏濟善堂の近況

設立當初より現在の組織まで

—附記—慈善部訪問記—

關東州内に於ける支那人の社會事業の一つであり又た關東廳が之を補助して支那人に對する救濟施設及び實行機關として亂離なる支那人社會の救濟善導に努めてゐるのが小崗子に在る大連宏濟善堂である

今その沿革及び現在の情況を概括的に略記して見れば、最初に於ける大連宏濟善堂は大連宏濟彩票局總辨たる劉兆氏、協辨たりし故郭學純氏等の經營によつて明治四十一年四月三十一日當時の關東都督の認可を受けて設立されたる公益團體である。

これより先の明治三十八年八月、當局官憲は支那人中の有力者たる劉兆伊氏や故郭學純氏等を説いて同人等を主腦として大連公議會を組織せしめ、行政諸般の執行を補助せしめたのであるが、當時の公議會は支那人窮困者に對して慈善救濟事業をも兼行してゐた。然し經費僅少にして救濟の成績思はしからず、前記有力者等は救濟事業の全からざるを常に遺憾となし、其の資金捻出の方法を考案したのである其の結果が明治三十八年の彩票發行企圖として現はれ、宏濟彩票局設置の議を開いて、當時の關東都督に出願して認可を得、遂に之を設置することに成つたのである。之が彩票局の起源であるが、當時は彩票二萬張を發行して九千餘圓を得、其中から四千五百圓を官廳に上納して一千八百圓を彩票局の經費に充て、殘額二千七百圓を救濟資金に充當し、そして同事業の擴張を圖つたけれども、猶ほ當時の利益は薄く、從つて事業は思はしく促進しなかつた。越ゑて明治四十年の中季に至り利益を累算して二萬五千圓に達したので、こゝに益々事業の範圍を擴大して基礎を確實ならしめんとし、該累算金二萬五千圓を基金にして宏濟善堂設置の計畫を樹てることになつたのである。支那人有力者は當時の都督に對して大連近江町附近を開拓し建築敷地に充つるため官有地五百坪の貸下を出願した。都督府は之を調査して此の提議の目的を達成せしむることに盡力したる結果小崗子南方山麓（現位置）の地に貸附の許可を與へられ、玆に始めて規則を定め、大連宏濟善堂を開設することになつたわけである。

それと同時に大連公議會の經營にかゝる小崗子病院を同善堂の經營に移し、直接醫治及び衞生をも併せ施療することになつたが、それは明治四十二年一月の事である。次いで大正三年十二月八日、善堂總理を關東州阿片輸入製造人及び賣捌人より指定するに際し、官は命令を發して宏濟善堂を慈善部と戒煙部の二つに分ち、之を各別の經營に移すことになつた。而してその財産は全部慈善部に屬せしめたので從來の組織はこゝに一變し今日宏濟善堂と稱するは

慈善部を云ふのであつて、戒煙部は宏濟善堂の四字を冠してゐるもの丶、前者とは全く別箇の團體として存在する事になつた。續いて大正四年の四月、關東都督府は彩票發行を停止して、同九月に全く彩票局を廢止したが、其當時に於ける利益累計金五萬五千圓は之を宏濟善堂に引繼がせ、そして慈善部の基本金に編入し、今猶ほ其の基金より生ずる收入を財源の一部として事業を繼續して居る。

なほ現在の組織を觀るに、宏濟善堂の職員は總理以下左記の如く、尙ほ附屬宏濟病院には院長以下苦力共總員十七名を以て經營して居る。外來患者は平常百二十名を下らぬさうで、入院患者も又三十名平均を算し、それがため病棟三棟は狹隘を告げてゐる始末で、尙ほ設備等についても幾多改善を加ふべきものが少くないやうである。殊に這般來の銀價低落に伴ふ細民の續出は施療患者を多からしめ、宏濟善堂の活動益々必要なるを認めらる丶も、何しろ財源乏しきため、現狀を漸く維持するの止むなき實情にあるは寔に遺憾である。斯く困窮な財源の中から救濟事業に投じた最近の統計は暫く之を措き、大正九年度に於ける收入の主たるものは、基金より生ずる金四千五十八圓、收入金三萬八千七十三圓及び關東廳補助金九千圓等にして、同年度において救濟したる人員は實に五千百三十一人の多きに達してゐるが今試みに之れを類別すれば

恤　寡	九四三	撫　孤	四二四
育　嬰	一二	養　老	一二〇
施　棺	一〇〇〇	義　葬	一七〇二
濟　困	九三〇		

である。又右記した如く宏濟善堂の職員は

總理　故郭學純氏（未定）　協理　張　本　政
評議員　郎信延

の外に助理五名、書記二名、傭員十二名を置いて庶務の掌理に勤めてゐる。猶ほ附屬病院の職員は院長一名、書記一名、調濟員二名、產婆看護婦三名、事務員二名を傭用して、專ら治療に努めてゐる。記者は最近における慈善部の情況を覗く前に同善堂戒煙部の沿革及び現今の組織を概記して見やう。

前記の通り、戒煙部は大正三年十二月八日宏濟善堂總理から關東州阿片輸入製造並びに賣捌人に指定された際に命令を以て慈善部と戒煙部とを分離せしめたに始まつてゐるが、商號を特許關東州阿片總局と稱し、大連市加賀町四十五號地に事務所を設置し

同時に、旅順、金州、普蘭店、皮子窩に出張所を設けて阿片の製造販賣を取扱はしめ、而して現位置の大連市愛宕町六號地に移轉したのは同年五月十一日である。又現在の組織としては、各地の出張所を廢止し、愛宕町の阿片總局本部に理事一名を置いて事業を主掌せしめ、其外に事務員二名、雇傭人としては日支人四名を採用し、阿片販賣其他之に關する一切の件を掌らしめつゝある。阿片の賣下は元出張所を置きたる地に毎月二回部員を出張せしめて之を取扱つてゐるに過ぎない。尚ほ大連市に對する賣下も月二回といふ事になつてゐる。然して昨年四月一日からは戒煙部を藥局と改稱するに至つた。

――ある午下り慈善部を覗く――

淺春の陽は斜から照渡つてゐたけれど、外套の襟を立つるほどの風の冷けさ！地の根雪はかたくまだ解けさうもない。黑褐な石塊の道を上つて行くと屋根續きの門の前に立つ。世間を騷がせたアノ事件を聯想すると宏濟善堂の四字が何となく不安に思はれる。記者はさう思ひながら門內へ足を運ぶ。人影も見ゑない。折柄いきなり黑犬がヌックと吠ゑかゝるのに面喰つた。夢中になつて『不行々々』と叱つても一向に退却せない、小石を投げても平氣で一層聲高く吠ゑかゝる。遉に支那は犬までが意地惡く根氣强いとみゑる。正面の庶務室へ急いで逃げこむ。事務長陳兆豐氏は心よく迎ゑて善堂の近況を報らせてくれる。今その事業成績比較表を見ると次の如になる。(宏濟善堂の事業成績報告は六箇月を以て一回に締切られるので從つて左表は大正十一年四月一日より同年九月末日までの分である)。

恤寡	四六六	撫孤	二五二		
養老	五九	育嬰	六		
施棺	一七二	義葬	五九八		
濟困	五八八				
入院患者	二一一	男	一九七	女	一四
外來患者	六一一四	男	五〇四九	女	一〇六五

入院患者二一一名中未治三八死亡三四不來又は事故退院四を數へ一三五は現在の入院患者

なほ經費は毎月計算されてゐるが、大正十一年度に於ける十二月の收支計算報告によると、貸家料、豫金利子、關東廳補助金、指定なき寄附金其他を合算して金五萬五千七百二十二圓七十七錢の收入に對し、支出は六千三十八圓四十四錢で、其の內譯を玆に略記して見ると、宏濟善堂給料費、傭人費、消耗

費、通信運搬費、點燈費、祝日費、醫料費、火災保險料等が其の重なるものである。而して目的とするところの救濟費については

恤寡	一人に付き	一箇月	壹　圓
撫孤	同	同	五圓五拾錢
養老	同	同	同
育嬰	同	同	不　定
施棺	同		四　圓
義葬	同		不　定
濟困	同	一箇月	五圓五十錢

の割合標準にて支給救濟してゐるので、差引殘額一萬四千四百二十三圓三十三錢の金額は宏濟善堂の資金となし、此の資金を以て聖德街方面に土地を買收して支那人遊園地を開設すべく目下其の準備中である。猶ほ宏濟善堂の救濟方法は、資金未だ充分でないため、目下の所は消極的に切詰めて繼續しつゝあるが、年々の剩餘金を豐富ならしめて、愈々積極的に活動する日も近きにあるだらう。

それから記者は事務長陳兆豐氏に案内されて各室を覗く。先づ第一に撫孤室に行くと、十二三歲ぐらゐの子供達が一樣に恩惠に浴して無邪氣に遊んでゐる。記者が顏を出すと、意外の珍客がと言はぬばかりに太い丸い眼をくる〱瞬はらせて幾つかの眼が一齊に記者の面に注がれる。垢滲んだ衣！兩手に抱ねた碗！何一つとして記者の眼には憐れっぽく映らぬものはない。父母を喪ふことの如何に悲慘であることよ。況して彼等には親友もなく、伯叔等もなく唯是れ天涯孤獨のそれこそ一人ぼっちだ。彼等は本堂に於て敎育を施され、衣食を給與され、能く自立するに至つて社會に放たれるのだが、彼も人の子なり、孤兒よ起て！而して安らかに伸びんことをと記者は心に叫んだ。次に養老室を覗く。室は可なり廣いが薄暗い、そして高床の下から温突の暖氣にイヤな臭氣が上がつてくる。七八人の老人が四邊構はず轉がつてゐる。辮髮の縺れ、食物の散亂、そして鼻汁の庭といふ光景を見て記者は生ける人間の棄場と思つた。老ひたる者、半身不隨のもの、癈疾せる者人間の殘骸、悉く是れ慘めではないか。彼等は年老いて家業なく、親友なく、賴るべき身寄もなく、且自活し能はざる者であるが、衣食を給與されて、淡いその日〱を此内に送つてゐるのである。一分は五分、五分は十分、人間の生の欲求がそこにも次第に強く執着してゐるではないか。

斯くて事務長陳兆豐氏と別れた記者は實社會の反面を見せられて痛ましく思つた。社會の進展はそれと共に社會の病患を生み益々社會事業の必要を切實ならしめてゐる今日、世人は社會と社會制度の缺陷から生ずる此種の慘事に對して之を救ひ之を防ぐの道を講ぜねばならぬのである。(冬洋)

大連市内外の市場經營方針

當局官憲の市場出店者に與へた心得書

生活問題が高唱され、消費經濟の節約や勤儉貯蓄の勸奬が熾んに宣傳促進さるゝ事となりてから、吾人の日常生活に最も密接の關係ある市場問題が世論の中心となり、其經營の是非を論議する者が多くなつた。此際最も注意を惹いたのは大連に於ける市場經營如何の問題である。今更言ふ迄もなく、大連の現在市場は、其建物が官設に屬し市場出店者に賃貸せしむる點に於て官設市場と稱せば稱し得られぬでもないが、建物が單に官設といふに止まり、市場の經營に就ては、官營でもなく、公營でもなく、單に出店者の組合組織に成る尋常一樣の私的市場たるに過ぎない。監督官廳が出店者の販賣方法其他に關して何等制限を加ふるでもなく、何等指導を與ふるでもなく、唯一箇の建物内に寄集つた商店の自由販賣に委すに過ぎないもので、隨って公設市場乃至中央市場等とは遙に緣遠いものなのである。

物價調節問題、消費節約問題、公設乃至官設市場問題等吾人の日常生活に觸るゝ各種の問題が紛起した昨年中、官憲は漸く大連市場の經營に考慮を拂ふ事となり、大連民政署の當該吏員は大連市場の出店者に販賣方法や其他の注意を促し、私的市場をして公設市場の實に副はしむべく最善の努力を盡くした結果、近來に至り稍々市場の面目を一新し來れる觀あるのは、吾人の多とする所なるも、手段その他に就いて尙ほ徹底せぬ所あり今に至るも斷乎たる處置を取り、以て大連市場を公設市場に改組せぬのは吾人の甚だ以て遺憾とする所である。

市外沙河口方面には從來一箇の市場もなく、居住

者は非常な不便を感じて居たので、該地に私設市場建設を出願したものもあつたが、當局者は之を認可しなかつた。斯くて昨年中關東廳自ら該地に市場を建設する事となり、同年夏期起工し、同年末を以て竣工したので、大連市場同樣、出店者を選定認可し店舗賃貸制に依り、同年末より開店せしむる事となつた。此の沙河口新設市場の開始に方り、夫れを實際の公設市場たらしむべしとの世論もあつたが、當局官憲は此等論議を採用せず、大連市場同樣依然建物のみを供するに止め、其の市場經營法は出店者の自由意思に委する事となつた。唯當局官憲は近時市場經營に對する世論に鑑み、沙河口市場出店者に對して次の如き出店心得書を配布し、該心得を遵守せしむる事にした。此の心得書は軈て當局官憲の市場經營に對する方針でもあり又市場施設の對策でもあると察する事が出來る。(幹事記)

△市場内出店者心得書

一、店舗ノ貸下ヲ受ケタルモノハ貸下許可ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ開業スヘシ
二、店舗ハ之ヲ轉貸又ハ讓渡スヘカラス
三、店舗ノ現狀ヲ變更スヘキ施設ヲ爲スヘカラス但止ムヲ得サル場合ハ豫メ出願許可ヲ受クヘシ
四、店舗ノ小破ニ對スル修繕ハ貸下ヲ受ケタルモノニ於テ自ラ之レヲ爲スヘキモノトス
五、貸下料ハ毎月五日マテニ其ノ月分ヲ納付スヘシ貸下當初ノ月ニ屬スル分ハ許可ノ日ヨリ五日以内ニ納付スヘシ
六、店舗ノ經營ハ顧客ノ利便ヲ計ルヲ旨トシ而シテ其ノ販賣法ハ薄利多賣ヲ主義トスヘシ
七、販賣從事員ヲ使用セントスルトキハ其ノ原籍、住所、氏名並ヒニ年齡ヲ屆ケ出ツヘシ從事員ヲ解傭シタルトキ亦同シ
八、業務上ノコトニ關シテハ從事員ノ行爲トイヘトモ營業主必ラス其ノ責ニ任スヘキモノトス
九、業務上ニ關シテハ商業道德ヲ守リ不正欺瞞ノ行爲ハ勿論苟モ不親切ノ行爲ヲナスヘカラス
一〇、營業用度量衡器ハ正確ノモノヲ使用スヘシ
一一、市場ノ販賣價格ハ市場外ノ一般商人間ニ於ケル販賣價格ヨリ必ラス低廉ナラシムヘシ
一二、市場内販賣ノ商品ニハ客ノ最モ見易キトコロニ見易キ形狀ヲ具ヘタル正札ヲ附スヘシ
一三、正札ハ極度ノ廉價ヲ表示スヘシ
一四、販賣品ハ一切懸賣ヲナスヘカラス
一五、販賣品ハ新鮮ナル物ヲ擇ヒ腐敗ニ傾キタル物ハ廢棄其他適當ノ處分ヲ爲スヘシ
一六、他ノ廉賣ヲ妨害スル如キ行爲ヲナス可ラス
一七、市場ニハ發火、爆發又ハ惡臭ヲ發スル虞アルモノ等苟クモ保安上又ハ衛生上支障アルモノヲ置クヘカラス
一八、市場内ニハ空俵、叺、空箱ソノ他苟クモ不用ニ屬スル物品ヲ置クヘカラス
一九、店舗前ノ通路ニ交通ノ妨害トナルヘキ椅子腰掛其他之レニ類似ノ物ヲ放置スヘカラス
二〇、市場内ニオイテ遺失物アルコトヲ發見シ若シクハ物品ヲ紛失シタル者アリタルトキハ警務署ニ其ノ手續ヲナスヘシ
二一、販賣ニ從事スルモノハ身體及ヒ服裝ノ清潔ヲ保持スルハ勿論ソノ使用區域内並ニ店舗前等ノ掃除ヲ忘ルヘカラス

二二、便所、塵芥溜、臟物溜等ハ使用ノ都度常ニ心ヲ用ヒテ不潔トナラサルヤウ注意スヘシ
二三、食料品ノ容器又ハ窓掛布ハ淸潔ヲ保持スヘシ
二四、店舖ニハ夜間絕對ニ宿泊スヘカラス
二五、市場內ニ於ケル店舖ニオイテ販賣セサル商品ハ決シテ之レヲ市場構內ニ置クヘカラス
二六、市場構內ニ於テ自轉車ニ乘ルヘカラス
二七、休業セントスルトキハ豫メ許可ヲ受クヘシ
二八、店舖ニ附屬シタル造作ヲ其儘讓渡サントスルトキハ豫メ官ノ承認ヲ受クヘシ
二九、前各號ノ外市場貸下規則ヲ遵守スヘシ
三〇、前各號ノ一ニ違背シタルモノアルトキハ店舖貸下ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

宸題曉山雲

在臺北 孤松　小松吉久

雲氣還如渥澤施。自東方至洽南陲。蒸成五彩映殘雪。正是玉山欲曙時。
南國東風扇暖先。沖融早已入新年。曉雲靉靆呈祥瑞。搖曳新高萬仞巓。

癸亥元旦

律回生意滿。欣此曉氤氳。萬戶邀韶景。千山仰瑞雲。兎毫揮老筆。椒酒借餘醺。似報東皇寵。盆蘭獻歲芬。

壬戌除夕

燈前守歲篆烟斜。如夢浮生惜物華。却喜甁梅殘夜影。早將春意繪窓紗。
盆梅花放南三枝。浮動幽香入酒巵。餘歲燈前無箇事。傾囊檢來一年詩。（大正十一年歲末在臺北賦之）

壬戌六月乞骸七月歸棲九月恩命賜骸撫松件鶴素志酬矣　建部遯吾

立志欽孔氏。經綸定大是。嶮夷見天命。美哉洋洋水。宸苑草木黃。南風夢國士。豈識城社裏。狐鼠弄綱紀。女樂舞魯廷。憶得季桓訾。虎兕率曠野。嗟夫七十子。振衣田園歸。松菊有情旨。悠悠吾心樂。不復問知己。
吾欽太史氏。拮据寸心是。既閱九嶷雲。又浮沅湘水。石室紬金匱。河洛見隱士。五十二萬言。堂堂天人紀。咨嗟孫武冑。猶遭廱涓訾。發憤憶周孔。談也泣囑子。一轂約百輻。六家析要旨。藏山俟後聖。今古存知己。

右疊韻二首。次勝海舟詠西鄉南洲詩韻。七月十日所賦。今錄呈。代報身況。

滿洲地方土地賣買の慣習

渡會貞輔

滿洲に於ける支那社會事業研究の一端として、玆に關東州地方に於ける土地賣買の支那慣習に付いて少しく記して見たいと思ふ。之を詳しく書いたら優に一册子が出來るのであるが、玆には極通俗的に其の一班を述べて置くだけに止めて置く。

普通滿洲地方に於ける土地の賣買は收穫以後清明節以前といふにきまつて居る、と云ふのは、一口に土地と云つても、大抵は畑だから畑の空いて居る時を撰ぶのがお互に便利だからである。稀には耕作期間に賣買契約が行はれる事もあるが、這うした場合には、假令表向所有權が相手方に移轉しても、實際の土地は作物の收穫を待つて之を買手に引渡すことになつて居る。

支那の慣習として、宅地を賣買する際には、敷地と同時に其の建物をも引渡すことになつて居るので、建物及び其の敷地は由來不可分の性質を有するものと看做されて居る。此の建物賣買に關しては他日筆を改めて書くことにするが、先づ土地の賣買に先立つて必要なものは周旋人(俗に是を中說人と稱す)で、此の周旋人なるものは、何處彼處で賣地があると云へば、取敢へず中に入つて買手と相談を決め、兩者の間を奔走して取引が滿足に行くやう專ら骨を折る。それで、賣主買主の意思が合致して賣らう買はうといふ事が決まれば、村の有力者、例へば會長とか村長とかいふ連中や立會人(俗に中見人といふ)が實地に立會ひして、地味やら面積やら價格やらを篤と見極めて、一同買主の家に引上げ、そこで大盤振舞をなし、同時に、賣買契約書謂ゆる賣契と稱するものを作成するのである。賣契なる契字には色々あつて、杜絕賣契、杜賣契、絕賣契賣契文約、賣文約、永遠賣契、純賣契、實賣契、退契、退領契、退地文契、杜退領賣契、退的文約契など澤

山な名稱がある。此の賣契上に具備すべき條件は（１）賣主の姓名、（２）買主の姓名、（３）賣價、（４）立契年月日、（５）中見、中說、立字及族中人等保證人の記名花押、（６）土地の名積、位置（坐落）、境界（四至）、坪數等は勿論、その土地の權利由來、出賣の理由、賣主の爾後關係なきこと及び地租の負擔等事細かに書くのである。我々から見れば、實用的の契約書としては少しく冗文駄句が多いやうに感ぜられるが、因襲の久しき今尙ほ舊套を脫せず、千遍一律といふ風が見ゑるのである。

近時旅大附近では大分日本化して花押の代りに認印を捺すものが殖ゑて來た。花押（普通十字を使用する）といつても、本人が自ら爲すのでなく、大抵は代書人（立字人）が遣つて吳れる。流石は文字の國と言ひたいが、悲しい哉、文字を識つて居るものが十人に僅か一人有るか無しかの有様であるから、立字人が總て代筆するのである。茲に面白い事は、此等保證人の中に族中人といつて必ず一族中の有力者を數人入れて置かねばならぬ事だ。是は例の家族主義から起因した現象で、一族者の土地は成るべく他族者に手渡さない、手渡すのは一族の恥辱といふ觀念から來て居るので、もう一つの理由は、一族者は其の土地に對する先買權を有つて居るからである。同じ一族でも遠支近支によつて其の先買權に優劣がある。だから若し同族者中に其の土地を買ふものが無かつた場合、始めて他族に賣與することが出來るので、同族の異議なきことを表示するため、普通其の賣契上には一族者を必ず證人として列記することになつて居る。

序だから先買權者に就いて少しく述べて置かう。若し同宗親族中に買手が無かつたら、次は親戚、それから旗人なら同旗の者、その次が利害關係者で質權者、小作人、抵當權者等である。此等の中にも買手が無かつたら、今度は地隣者卽ち其の土地に隣接せる土地の所有者を先買權者とする。尙ほ向ふ三軒兩隣りや、關東州で云へば同屯、同會、同民政署內の者といつた關係の者でも、赤の他人よりは先買權があるといつても差閊ゑは無いと思ふ。前に一寸述べて置いた不動產質權者、之を俗に典主と稱へて居るが、此の典は一寸日本にない慣習で、我が不動產質にも非ず、買戾約款附賣買にも非ず、（尤も今回制定された登記法では不動產質といふことに決めたやうである）、一種面白い慣習である。一般の原則として、典主は地主の一族よりも先買權が次位にあるのであるが、併し慣習として地主が出典地を第三者に賣渡す際には、必ず典主に豫告する

義務がある。で若し買主が地主と一族でなかつたら、典主は優先權があるから第三者に先立つて自分が之を買受けんと申出づるかも知れないが、買主が一族者であつた場合には、沒法子といつて其の賣買行爲を是認せねばならぬ。若し地主が典主と仲が惡かつたり、或は其他の關係上その土地を典主の所有に委することを肯んぜぬ場合には、地主は典主に內密で一族者外の他人に出賣することもある。俗に之を賣冒といひ倣はして居るが、すると典主は自分が踏付けにされたのを憤つて地主に楯を突き、種々文句を列べて新地主の回贖に應せぬことが往々あるのである。こんな場合は、所定の回贖價を新地主の方から舊地主の方に提供し、舊地主は典主に向つて回贖したる後、之を新地主に引渡す方法を採る。若し典主が承諾したら、新地主は新たに自分名義で典契を立てゝ典主に交付し、舊典契は之を廢棄してしまうのである。其他の先買權者と地主との關係に付いては別段取立てゝ言ふ程の事でもあるまいから省略する。

關東州に於ける地積の名稱は、畑の場合は日、畝を使用し、宅地は丈尺で寬長を示す場合もあるが、大抵は敷地の坪數を表はす代りに部屋の間數を記すやうになつて居る。菜園は弓數か或は一處二處と書き、山林原野も亦處字を使用するといつた風である。日は天とも稱し、黑龍江省附近では別に晌とも云つて居る。蓋し一日中に耕作し得る土地といふ意味で、恰も我が千坪强に該當する。一日は之を六畝に分け、一畝は我が百八十三坪七合五勺に相當するのである。又弓とは支那尺の五尺平方を指すので、我が一坪よりは少し尠ない。關東州では通常二百四十弓を以て支那の一畝として居る。次に我が一筆と云ふ事を支那では一段、一塊一分と稱し、賣契上にも『地一段一日半』など書いてある。土地の名稱なども流石は國柄だけ甚だ巧妙に出來て居る。予輩曾て此種の名稱を蒐集したら、實に一千餘種もあつて、其の幾分を滿蒙研究會々報上で發表した事があつた。今その二三を取つて例示すれば、(甲)地形によるもの刀耙子地、糖塊子地、(乙)狀態によ

るもの零星地、偏瞼地、(丙)地物によるもの房西頭地、順道子地等である。

支那には土地臺帳といふものが無いから、自然地番も無い、隨つて是等の俗稱によつてその土地を適確に指示し、賣買の目的に添ふやう仕向けて行くのであるが、人工法のない不便な地方には、夫れ相應な自然法があつて、好い具合に世間を取持つて行くのである。今回關東廳で土地調査を施行された結果は、表面上此の不便を免れ得る譯だが、併し永い間の慣習は容易に改め惡いであらうと考へられる。契約證書の用紙も色色あるが、普通最も多く使用されるのは毛頭紙と稱する一枚五厘ばかりの塵紙で、それを二枚に折つて、縱に毛筆で書下すので、實に不細工千萬な話である。尤も近來日本式に半紙罫紙を使用する者があるやうだが、文句は依然として舊套を脱しない。誤字、當字、略字、俗字などの多い事、是も支那一流と言はうか。同音ならば何字を使用しても差間ないなどいふ大それた思想を抱いて居るのだから仕末が惡い。中には全く判じ物のやうなものもあるので、驗契の際、少からず惱まされるのである。だから役人或は敎師等として彼等に對する時は、常に這うした方面の研究を忽諸に附せず、何事も腰を落付けて掛らればならぬのである。

次に賣價で、是は土地の良否、交通の便不便、時の相場等、或は色々な事情のため、全く一定の標準がないが、概して日本よりは低廉である。田舍に於ける畑の賣價を一天地平均約銀二百元内外と見たら先づ大差あるまいと思ふ。賣契上に於ける賣價の書振に凡そ三種ある、(1)錢吊、(2)銀元、(3)銀兩是である。錢吊とは例の孔開錢の事で市錢何千何百何十吊と記載する。銀元とは小洋錢の意味で銀何百何十元と記載する銀兩とは本位貨幣のことで證書上には紋銀何百兩銀子など記載するのである。以上列擧した三種の中で、通常吊文を記載する場合が一番多いのであるが、併し證書上には吊文と書いてあつても實際金錢の授受には小洋錢を使用して居るのだから、字句と實際とは必ずしも一致して居らぬのである。吊文と銀元との換算率は嚴格に言へば銀一元は錢六吊二三百文になるのであるが、大體に於て約六吊文を銀一元と見れば大差はない例へば錢千二百吊文は銀二百元に相當するといつた調子である。銀兩も處により多少の變動は免れ得ないが是も要するに空文に止まり、實際はやはり銀元により取引を行ふて居る。それから四至即ち境界の表示であるが、之が又極めて漠然たるもので、例へば西至道、東至河、南至墻、北至山といつた具合に、由來此の四

至記載の不徹底な爲め往々にして境界の紛爭が持ち上る。實際「北は山に至る」ぢや何處の山か一向見當が付かない。波狀形に山が澤山あつた場合など其の境界を確めることは非常な困難と言はねばならぬ。それから一つ惡い事は、自己所有地の一部を出賣しようとする場合に方りて、立字人は往々現在の情況に據らず老契(權原證書)の四至そのまゝを抄寫する風がある。自分の祖先が嘗て買得した當時、西界に道路があつても今その一部を出賣しようとする際には、道が無くなつて河になつて居るなどいふ事實もある。這うした場合よし契約當事者間には爭がなくとも、その子孫等に至つて一騷動惹起することがないでもない。今度關東廳で土地臺帳や地籍圖が出來上れば、こうした不便は根本から取除かれ、總て地番だけによつて賣買されることが出來る、と言ひたいが、元來保守主義な支那國民の事であるから、果して從來の慣例を改めることが出來るか如何か、甚だ疑問と言はねばなるまい。前にも一寸書いて置いたが、老契とは地主が其の土地の所有權を取得した原因を證明する證書の意味で、若し老契上に記載しある土地全部を出賣する場合には、新契と同時に必ず此の老契をも買主に交付せねばならぬことになつて居る。

支那人が土地を出賣する原因には、勿論色々の場合があるが、併し大部分は「因正用不足」即ち「金に困るから」といふ理由が一番多いので、中には體裁の好い事を書いてあるのもある。「因錢糧不湊」即ち「年貢が納められないから」と聞くだに憐れを催すやうなのもある。さうかと思ふと「因赴邊外盤費不敷」即ち「奥地へ行く旅費が足らぬから」といふやうな止むを得ぬやうな事情のものもある。玆に聊か吾々に取り變に思はれるのは、該土地上の一切を擧げて賣與するといふ事を極めて詳細に證書面に記載することで、例へば「四至以內土上土下荒培草格樹株石塊瓦礫毫無除留」なんてお國柄筆の先を弄すること夥しい。又賣主は其の土地に對して權利上何等瑕疵がないといふことを證書上に聲明せねばならぬ。何となれば、賣主が他人の土地

を僞つて出賣したり、又自分の土地にしても之れを二重賣したりした時は、其の賣買行爲は無論無效になつて、買主に非常な損害を與へるからである。賣契上に「無私債準折亦無包套逼勒等弊」とあるは之を指すので、是も證文の上には無くてはならぬ必須文句になつて居る。

以上述べ來りたやうに滿洲に於ける支那人の土地賣買には必ず賣契を立てて立證の方法とするので、決して契約成立の意味ではない。此邊は一寸日本と觀念が違ふ。何しろ支那は由來制度が不備なため、自己の財産を保障することは極めて困難であつて、其の結果、知らず〳〵自己の所有地を保護すべく、這うした立契の慣習が生じて來た事と思はれる。それから淸國時代の規定として土地を買つた場合には、俗に稅契過割といつて、官署に屆出で、稅を納めて名義の書替を請求し、賣契に官印を受けて證明して貰ふことになつて居るのだが、官署に屆出でたり契稅を納付する煩累から免れんため、多くは猫婆をきめて居る。それでも百枚に一枚位は此の手續を了して官印を有するものがある。俗に之を紅契と稱し、官印なき白契よりは幾分證據力強きかの如く思惟されて居る。併し從來は登記法も何も無かつたのだから、この賣契は唯一の證據として第三者に對抗し自己の權利を保護したものである。併し昨年十月一日から關東州にも登記法が實施されたから、此の不安は全然除去される筈だが田舍の百姓など果して喜んで登記するかどうか、是もまた疑問の一ッである。

關東州内に於ては、土地を買取つた場合、買主は日本と同じやうに其の土地に對する地租及び會費を負擔する義務があるが、若し其の土地が出典地であつた場合には、典主がこれ等の義務を負ふことになつて居るそして此等の地租と會費は一先づ村長の手許に於て集められ、取纏めて會事務所に持參し、轉じて民政署に納付するのである。地租は近年改正の結果、支那一畝に付一律に年額金二十錢と定められ、會費の方は其會の狀況や又同じ會でも其年により多少の差があるので、平均年額一畝につき銀二角乃至三角の中にある。平たく言へば、地租と會費は其の負擔額が殆ど同一である、と言ひ得るので、目下關東廳で遂行中の土地調査が完了したら、新たに附けられた地位等級によつて、最も公平に地租を徵收さるゝことだらうと思ふ。從來彼等が地租を負擔すべき土地の坪數は實際と非常な差違があつたが、是も土地調査の結果、眞實の坪數が明瞭になるから、此の地租額も多分倍加するだらうと言はれて居る。

結婚媒介所の話

結婚媒介所の設立協議會が一月十八日市役所樓上に開かれたが纏まつた具體案も成立しないで散會した▲結婚媒介所の必要が唱へ出されたのは昨年の七八月頃でそれは滿洲社會事業研究會第二回評議員會で評議員寄藤氏の口から叫ばれたのが第一聲である▲之を物にするのは中々難かしい問題でそれ丈け審議に審議を重ね協議會又協議會といふ風に何度も相談を重ねる事にせねばならないのだから骨が折れるわけだ▲十八日の協議會に提出された組織法や規約案は少しく大風呂敷に失する嫌ひがある斯樣な社會施設は先づ小さく地を堅めて夫れから段々と次第に奥行を深め間口を廣くする樣にするのが本當だ▲彫刻家の運慶は口や眼のやうに後でいくらでも大きくする事の出來るものは初めに小さく取り鼻や耳のやうに後で大きくする事の出來ないものは初めに成るべく大きく取つて置くべきものだと云つた▲結婚媒介所の如きは後でいくらでも大きくする事の出來るものだから口や眼の彫刻と同じやうに初めを成るべく小さく取ることが大切であると思ふ▲物にも依りけりだが初手から大風呂敷を擴げるものに餘り成功したものはない況んや結婚媒介所などに大風呂敷を擴げるのは頗る稽へものだ▲斯うした機關の運用には一人なり二人なり眞面目に熱心に働くものがなければ滿足な結果を得るものでない船頭を多くして船を山に上すやうな事をしてはならぬ▲大連市の伊佐助役は結婚媒介所設立の肝煎役だが併し此機關を市の手で作らうと云ふ考へでやつて居るのではなく必要な機關と思ふから出來るだけ骨を折つて見ようと折角骨を折つて居るのだと▲難問題だが難問題だけ撓まず屈せず審議研究を重ねて實行的具體案の完全なものを作り出し更にその當事者に眞面目な世故に長けた熱心家を擇まねばならぬ▲別掲の男波女波のうちにも書いて置いたが男女交際のまだ十分に發達しない我國において男女の自由交際を奬勵して自由結婚の實を擧げることは難かしい▲男の性慾が猛烈で節制を缺ぎ易いところへ持つて來て女の之に對する自制力が足らないと有つては全く以て危險千萬である▲弱きもの其名は女なりで餘程確かりした女でないと落花心あり流水豈に情なからんやとあつて男の誘惑の手に罹り易いものだ▲いなにはあらぬ稻舟のさそふ水あらばいなんとぞ思ふアラいやだわなんて口に拒んで心に頷づき結婚前の結婚。ち野合をする樣なことになる▲出來てからの結婚か眞の結婚かも知れないが本來の自由結婚なるものは男女の自由交際の下に雙方の心を先づ結び付けるのが目的で野合を奬勵するのではない▲性慾と一時の情熱に驅られた野合は結婚式を擧げて夫婦になつても終りを全ふするものが少ない熱し易きものは又冷め易くて兎角長持ちのせぬものだ▲假りに想ひ想はれて結婚したとしても偕て夫婦になつて見ると段々互ひのアラが判つて來るので厭氣がさしそして遂には離婚騷ぎが起るといふ事にもなる▲媒介を經て結婚式を擧げた以上は謂ゆる階老同穴の契りを全ふし以て能く始めあり亦終りありと云ふ事にせねばならぬ神前において結婚式を擧げるのは詰り必ずさうさせると云ふ誓ひを堅めるためだ▲そこで結婚媒介所は結婚の世話を焼くと共にその結婚者の終りを全ふさせる樣に相當の心配をもしてやる必要があらう▲それには雙方の男女許りでなく其の男女の兩親にも兄姉にも結婚に對しての堅い納得をなさしめ同時に神前での結婚式を嚴肅に行はなければならぬ▲媒介の仕放しで跡は野となれ山となれと云ふ事では結婚媒介所の價値と權威が大いに減殺されるから此邊に就いての良方法をも講ずべしてである。



良妻賢母主義

文學博士　谷本富

女子教育が家政的でなければならぬと云ふことは、歐米諸國において熱心に論議研究せられて居り又我國に於ても多年來論究されつつある問題であるが、恰かも彼の女學生の服裝問題と一般、其の課する所の學科に至つては屢々動搖して居る。それにも拘はらず、女學校の科目は技藝的のものを主眼とすべしと云ふのは、我輩の宿論であつて、それが賢明なる當局者によつて現在の高等女學校の課程に採用されることゝなつたのは大いに喜ぶべき次第である。

然らば、女子教育の目的を一言にて言ひ表はさんとするには、何と言つたら宜からうか。我輩は之に對してヤハリ良妻賢母主義と答へることを躊躇しない。之れは古臭い說で、新學說を唱ふる谷本としては不似合でないかと云ふ人があるかも知らんが、幾ら良妻賢母主義が陳腐だからと言つても、まさかに何人も惡妻愚母主義を主張する譯には行くまいと思ふ。歐米の婦人問題に關する學說と雖も用語こそ異なれ其の趣旨は良妻賢母主義に外ならぬのである。

歐米諸國は由來男女同權論の盛んな地であるが、此の同權と云ふことは我輩も當然な事であると考へる。伊弉美命だけが人間で、伊弉岐命は人間でないとは言へまいまたアダムだけが人間で、イヴは人間でないと言ふことも出來まいさうして見れば男女共に同じ人間である。同じ人間である以上は同權たるべきことも當然である。昔は女房が不埒な事をすれば、手打

にすることを許されて居たが、今日の民法では極めて小部分の外は同權を認める樣になつた。人智が之れだけ發達したのである。

尤も我輩が此に同權と稱するのは、女子に政權を與へよとか何とか云ふ樣なことゝ意味が違ふ。西洋では單に同權と言ふと、其の意義が誤解を招きやすいと云ふので近來は多く同等と云ふ文字を用ふる樣になつて居る。同等論には同質同等論と異質同等論との二種あるが西洋で言ふ所の同等は異質同等論である。則ち女子は男子と爲す所の仕事の性質が違ふけれども良妻賢母たることに依つて、男子と同等の力を有し又責任を盡し得るものと言ふのである。

良妻賢母と云ふことが女子教育の目的であるとすれば、從つて女子は必らず結婚すべきものであつて決して獨身生活なぞを誇るべきものでないことも明かである。英國に人種改良協會と云ふのがあるが、其の趣意書に「若し女子の所謂高等教育なるものにして、將來の賢母たることに力むるにあらざれば、开は劣等教育にして高等にあらず、何んとなれば、女子の身體は將來の國民の殿堂たればなり故に之に對つては極めて正教育（ライトエヂケーション）を施すことに注意せざるべからず」と言ふ樣な語がある。折角高等女學校を設けても、實質に於て劣等女學校と呼ばれる樣では甚だ面白くないわけであつて、何處までも高等の高等たる價値あるやうに仕向けなければならぬ。

然らば女子教育は如何にせば可なりやと言ふに、それは言ふ迄もなく體、智、德の三方面の教育を徹底せしむるより外に方法があるまい。まづ體育の方面では食物、空氣、光線、運動等に注意しなければならぬ。智育の方面では第一に男子の心を能く了解して、相共に幸福なる家庭を作り、修業を怠らず、禮儀を重んじ、第二には召使に對する心得を始め、經濟、割烹等の家事にも注意を要する。又德育の方面では、意思の堅固、即ち操を守ることが第一で、能く秩序を重んじ、常に氣分を平靜に保ち、且つ獻身的精神を養つて、至らぬ夫までも感化する樣な婦人を作り上げたいものである。之れには種々な設備や研究も必要であるが、『妻の講習會』、『母の講習會』の如きものが設けられるのも一策であらうと思ふ。兎に角女子の家政的教育の改善と發達とは目下の一大急務であると信ずるから大いに注意したいものである。

結婚と男女の交際

東京府立第一高等女學校長　市川源三

現在行はれてゐるところの媒酌結婚なるものが甚だ不完全なものであることは、唯だ獨り識者を俟つて知るべきではない。そこで近頃は自由結婚を説くものが比較的多くなつた。そしてその前提として結婚前に若き男女が交際するといふことが世間一般の人々から是認されやうとして居る。今日行はれてゐる多くの媒酌結婚制度が甚だ不合理なものであるといふことは、今更いふまでもないが、と云つて、今日或る一部に行はれつゝあるやうな結婚前の男女の交際も前者に劣らず不完全なものであることは爭はれない。これに就いては、私はこれまで隨分澤山な失敗の例を見聞きしてゐる。既に婚期に達した男女の對手欲しさの情念から出發した交際は、その最初から冷靜な理智の眼が本能慾のために曇らされて居るので、選ぶ者も選ばれる者も、決して正しく對手を觀察することが出來なくなつてゐる。從つて多くの場合に一番最初眼前に現はれたものが善かれ惡かれ取りきめられてしまふ。これでは少しも自由選擇の價値がない言ふまでもなく之れを目して自由戀愛或は自由結婚といふことは出來ないのである。これは監督者なしの當人同志の交際であるが、若し適當な監督者のもとにこれを行ふならば、たゞ單なる媒酌結婚をするよりも效果が多いことは確かな事實で、それに就ても私は可成り多くの實例を見聞きしてゐるが今日の場合では、先づこの方法を以て結婚の準備とするのが比較的間違ひの少ない方法であつて、前述した婚期に達した當人同志の中途からの交際は、害あつて益なしと斷言しても過言でない。

それならば最も完全な男女交際は如何なる狀態に於て行はれるかと云へば、それは私が數年前から主張するところの男女共學の理想境に於てのみ實現されるものである。卽ち未だ全く無垢の時代の交りを基礎として、それの自然のままに育つた男女の間にこそ眞の理解が生じ、こゝに若し愛が生れるとすれば、これには永遠性がある多くの人が結婚を誤まるはお互ひに對手の選擇を誤るといふことに

歸着する。そして此の誤りは相互の無理解にあるのだが、その無理解を解剖してみると、第一の無理解は結婚期に達した男が異性としての一般の女性についての理解がないと云ふことと、從つて女がまた異性としての男性を知らないことと、第二は甲といふ男が乙といふ女を理解しない、從つて又乙といふ女が甲といふ男を理解しないといふ個人的の無理解と、此二つの無理解からいろ〳〵な結婚の失敗が生じるのである。この失敗を取り除くためには、一人の男と一人の女といふが如き極めて狹い對照を强ひて作らせないために、澤山の異性の中から自分に最も適した一人の異性を選び出させるやうな交際の機會を與へることが必要であつて、その最も合理的で健全な方法は男女の共學といふ制度の他にはないと私は信じてゐる。この制度のまだ行はれない國に於て男女交際の必要論などをいくら唱へたところで仕方がないのである。

女權擴張のいろ〳〵

正しいのと正しくないのと

女權擴張が世界押しなべての流行になつてから、殆ど算へ切れぬ程の女權が現出して來た。アメリカ邊では餘りに多くて困つてゐるらしい。從つてそれ等の女權が皆正しいものか間違つてゐるかについての論議も烈しいさうだ。日本の婦人界にも是から女權が數限りもなく昇ぎ出されさうだから、ここにアメリカの婦人が千八百四十八年から約七十年の間に得た女權と今日叫んでゐる女權の種類とを羅列して、其中正しいとされてゐるものと正しくないと云はれてゐるものとを區別して見よう。

その前に彼等の權利とはどんなものかと云ふなら、あらゆる人が絶對の自由獨立を得て幸福を望む事で、それが又他人の幸福自由にもなり得るものであると云ふ事だと言つてゐる。今日まで得た女權は(1)遺言の權利(2)著物の所有の權利(3)賃金を所有する權利(4)裁判所に證人として立つ權利(5)商業をやる權利(6)公開の席で演說をする權利(7)大學に入學する權利(8)官途につく權利(9)投票の權利などである又現在叫ばれてゐる女權を大きく別けると二派になる。一は次のやうな女權擴張論である。(1)今日ま

でに女子が得た權利を出來るだけ伸ばして呉れ、(2)女子が學校で學んだ敎育の力を出來るだけ發揮さして呉れ、(3)職業上の自由をもつと許して呉れ、(4)婦人が有つてゐる善良な市民性をどしどし男子の社會へ附加へさして呉れ、(5)婦人を凡ゆる世界あらゆる生活に關係せしめてより住みよい世界を作らして呉れ、(6)勞働婦人の時間や賃金や待遇をより良くして呉れ等でもう一つは結婚に對する女權擴張で、この派の婦人は、以上のやうな權利を擴張してもまだ婦人は本當に自由にはなれぬ、第一誕生も結婚も死も一切父の名により、卽ち男子の名によつてなされてゐるではないかと云ふのである。

　卽ち(1)結婚したとて婦人も自姓を名乘つて行きたい、(2)結婚など云ふ拘束なしに母になり度い、(3)母妻等の負擔のない結婚生活に入りたい、(4)子供が出來たらその子が父の名によつて呼ばれずに別な方法をとり度い、(5)新らしく母の名で呼ぶか、父と母の名を混じて呼ぶか、男の子は父の名を呼び女の子は母の名を呼ぶか、それとも全く別の名前を呼ぶか、何れかに變へたいと云ふので、後者に對して一般の論調は「正しくない女權」として見てゐるやうだ。たゞし子供等の幸福のために母親が代言者となつて呼んでゐる(1)良く生んで貰ひ度い、(2)善き父母を與へて頂き度い、(3)善きホームを與へ立派に敎育して貰ひ度いと云ふ叫びは正しい女權として一般の社會と識者から認められてゐる。

お轉婆から東洋道德へ

變つて來た亞米利加の映畫

亞米利加の映畫では今まで婦人を諷刺するやうな劇は冗談にも作り上げることは出來なかつたのが戰後ヤンキー男の子がお轉婆な女達に對する反感から、そろそろ不信任を唱へてお轉婆の改造をやり出した。それがこの頃日本へ來る映畫にボツボツ現はれて來た。前年文部省が推薦した「家庭の女」などでも、お轉婆娘は友達としては面白いが家庭の妻としては一文の價値もないことを巧みに劇に仕組んで、成程と思はしめてゐたが一體に米國映畫の作製根本基調が從來とは少し變つて來たやうに見ゐる。警視廳の演藝部の森山主任

は「實に面白い傾向です」と此の頃の米國における映畫の變り方について次の如く批評した。

實に大きな變り方です、何んとなれば個人主義一點張りの米國文明の映畫が好んで東洋道徳の親子の情愛とか主人と子弟の情誼とか云ふ風な問題を取扱ひ始めたからです。以前と云ひましてもまだほんの數年前米國のユニバーサル會社が日本に來て「日の本の國」と云ふ映畫を撮つて行つた時には日本娘がお駕籠に乘せられてお嫁にゆく所や、其の途中で村の子供達が肥柄杓を持つて惡戯をしかける所を日本の結婚風俗として紹介したのですが、それに比べると今日の東洋趣味の普及は雲泥の差です昔から日本のキモノを着た人物が出るとすると、必ず海外に出稼ぎの日本婦人の醜業婦でしたが、此頃では外人が映畫中で立派に日本のキモノを着て演出してゐるのを見受けることが珍らしくありません。かう云ふ風に東洋崇拜は單なる物好きから許りでなく前年有名だつた孔子の儒教を取扱ふた「法の外」や、今迄は耶蘇教國が異端邪教と罵つてゐた佛教に歸依すると云ふやうな映畫もこの頃見受けます。從つて個人主義、享樂主義の男女關係もやゝ行き方を變へて眞實の愛の有無に依つて夫婦になるもならぬも勝手次第と云つた考へが益々尠くなり、さうして婦人の最後の幸福は結局家庭にありと云ふ氣持が男女問題を取扱ふ映畫の大團圓になつてゐます。

極端な自由戀愛から東洋の人倫道徳と云ふ樣なものが歡迎されて來たと云へる、映畫の撮方も段々露骨でなく、想像に任すと云ふ上品な方に進んで來ました。例へばこちらで鋏を入れると云つては世間から叱られた姦通事件の場面など、以前だと享樂の場面をゴテゴテ出さうとしましたが、この頃では文學のやうに他の間接的な場面で巧みにしてそれを觀客に想像させるやうに撮してゐます。性の問題を好んで取扱ふたことも段々減る傾向があり、單に目出度し〱で終結したところの亞米利加映の畫にも、日本の悲劇のやうな深酷なものを加味して來たのは面白いことだと思ひますと。



社會問題彙報

回借地借家調停法の好果

借地借家調停法を昨年十月から實施されて以來今日までに東京の調停委員の手に取扱つた事件は約四十件であるが其の七八分は圓滿に解決が着いて豫期以上の好成績を示して居る中にも東京市内本所區の委員白石源右衛門氏（地主）と深川區の委員仲本昇太郎氏（材木商）の取扱つた事件で深川千田町の材木商の伊東シヅに對する河東田某の家屋明け渡し問題は伊東が二箇年の延期を申出でたのを河東田が肯せぬため遂に裁判沙汰に及び前後二箇年の日子を費し乍ら雙方頑張つて紛爭に紛爭を重ねてゐたのであつた白石氏等は裁判所の一室に雙方の主張を聞くうち河東田の言葉に先方に誠意だにあらば少し位の猶豫はするとの問はず語りのあつたのを逃さず押へて伊東が他へ地所を求めて家作を造るにしても半年位の日子を猶豫せねばなるまいと人情に搦んで諄々說いた結果河東田も遂に六箇月間の延期を承諾し伊東も又六箇月の後には必ず立退くべき誓約をなして玆に二箇年間結んで解けなかつた難問題も僅々二時間ばかりに圓滿の終局を見ることになつた右に就て

裁判沙汰と云ふものは雙方兎角法律を楯に理窟のみを主張しそれに又雙方の意地が手傳ふから往々事件が縺れて案外永引くことがある私等は法律は能く知らないが實生活に觸れて居る從來の經驗から人情を基礎に說いて見ると案ずるより產むが易く話はうまく進行することがある最う一つは私等は判事や辯護士諸君と違つて調停の言葉も成るべく平易に假へば雙方であゆび合つてなど丶云ふやうな俗語を使つて話をなんごりするのが却て雙方の感情を和げ意志の疏通を圖るに便利なやうであると白石委員が語つたのは眞理だ。

回職業紹介所を市民館に

大連職業紹介所を改築して五層樓のビルデングを建築する計畫に就き伊佐助役はどうもビルデング建築などと傳へられたので聊か當惑してゐる譯だが實は理想的の市民館ともいふべきものを建てたい考へで計畫を進めてゐる市營住宅の建設も必要ではあるが最近の如き不景氣が續いて市中にさへ貸家がボツ／＼散見するやうでは市外區域に矢鱈に住宅を建てる事も考へものであるし旁々來年度に於ては約三十萬圓を投じて建坪三百五十坪を有する市民館の建築に取かゝる事とした設計に就いては其の構造を總鐵筋コンクリートとし階段二箇所、エレベーター二箇所を設け五階建の屋上には庭園を設ける筈である地下室から四階までには食堂、新聞雜誌縱覽所、浴室洗濯所、玉場、商店十四箇所、公衆會場、附屬應接室、無料診療所、貸事務所、職業紹介所、住宅、單身宿舍、簡易旅館等を設けることになつてゐると之が竣工したならば一般市民は勿論市中の各團體其の他のものも必らず非常な便宜を得る事であらうと思ふ。

なほ建築協會に依賴した設計に就き小宮技師の話によれば協會の募集する懸賞設計の締切りは一月廿五日だが一等五百圓の懸賞金は餘り少くもあるし殊に地面の形も非常に遣りにくい場所であるから迚も理想的の設計は出來まいと思ふが參考資料としては得る處が多からう工事に着手するのは本年の五月頃で竣工するまで二箇年はかゝるだらうと。

回奉天婦人の隱れた努力

奉天千代田通り三階にて編物講習むつみ會を開いて平易な家庭向編物の指南をなしつゝ形式的な報酬を受けて社會奉仕の精神に則り無爲の徒食を耻づる現代婦人（殊に滿洲在住婦人）の弊風を矯正すべく隱れた努力者があるソレは曾て滿鐵の驛長を勤めた經驗を有す

る岡田榮朔氏夫人花子さんで外出勝ちな夫の留守を守りつゝ會員約三十名の指南者として忙はしい臺所の處理の旁ら一日の如く勤めて殆んど倦むことがない同夫人が此會を發起したのは昨年六月頃野球見物に出掛けたところ手製の編シャツを着せて居たのを某氏が珍しい手藝品なりとし是非敎示してと懇請せられたのが動機となつてむつみ會を起したのである其趣旨とする所は斯うである。

時代の目覺めは所謂婦人の間にまで無爲の徒食を耻ぢるといふ風潮が旺に成つて參りまして現在汎く提唱されて居ります物價値下も消費節約も各人が實行しなければ百の訓示も萬の宣傳も結局何にもなりません今度妾達が設立いたしましたむつみ會は家庭經濟の改善を計る意味に於て互に自分の汗に依つて得ました貴き代價を有意義に用ひませうとの趣意の下に許す限りの暇を割き編物、ミシン、裁縫、タッチング其他の手藝を研究いたしまして家庭用品の製作とそれに古いお召物等を材料としての廢物利用などを奬勵いたしまして家庭經濟の實を結び又一面親睦的の會合として面白く樂しく愉快に知らず識らずの裡に技倆の上達を謀りたいと存じます願はくば右妾共の奉仕的精神に御共鳴下さいまして廣く一般の方々に御入會あらんことを願ひますと花子さんは語る奉天に於て敎會の如きで編物會もあり同方面は一般に極上流の婦人が集まつて居るが子持つ夫人が自宅の如く自由自在に安心して仕事の出來る方法を取つたのが此むつみ會であつて事が至極手輕であるので申込者が多いさうだ入會費は一箇月一圓五十錢材料自分持で至つて安い料金である。

◎開かれた少年審判所

今年一月から東京九段坂上麴町區富士見町に開かれた少年審判所の事業に就て一般の家庭の主婦達にも平たく理解して欲しいと云ふことから東京少年審判所の所長兼上席の審判官に任命された三井久次氏は語る。

昔からやつて來た幼年裁判とは丸ッ切り精神が違ひますから先日も區裁判所の方で取扱つた事件の内に子供が窃盜して送られて來たが刑の執行猶豫になつて歸さうとして父親を呼び懇々此の改悔を注意した所が親父は涙ながらに「私もこの子供をよくする爲に好きな酒を斷然廢めます」と云つて引取つて行つたのがありました少年審判所の氣持ちはこゝです結局暖かい幸福な家庭を子供に與へることが大切なんですから紐育市の少年審判所の壁には「あらゆる子供に地の眞理を與へよ天上よりは正義と慈悲を下らしめよ」と云ふ文字が刻んでありますソコでこの少年審判所ではどんなことをするかと云ふのに精神から云へば犯罪をなした少年少女と之から犯さんとする傾向のある少年少女を邪道に陷らぬやうに保護することがその任務で此の少年少女の範圍に入るものは年齡にして十八歲以下になります其のうち十六歲以上の少年少女は一日犯罪して檢事局の手に渡つてから少年審判所の方へ來るものなら來る事になりますし又十四歲以下の少年少女は府縣知事の意嚮によつて感化院へやるなり此の少年審判所へ寄越すなりどちらかになります少年審判所の手に渡つた少年少女に對しては少年保護司が少年審判官を助けて起訴して裁判所の檢事局に送るかそれとも少年審判所で審判の法廷を開くか何うかに就て其子供の性行、經歷、學籍等を學校や家庭や近所を訪問して絕對秘密に調査して審判を開く必要のあるものは子供の父兄保護者を呼んで絕對秘密の下に審判の法廷を開きますそして身體の弱い子は病院に送ります榮養不足の子供には充分榮養を與へます矯正院にも送れば感化院にも入れます職を見つけて働くやうにもしてやります又場合によつては家庭に戻します貧家がその子の將來に良く

ない場合には別に保護者をみつけて委託さします殊に家庭の人に對しては「家庭が淸く正くなければ子供は立派になるものでない」さ云ふことを徹底的に知らして家庭の改善に就いて實行して貰ひたいさ思ひます。

一度こゝで取扱つた子供は臺帳を作つて置いて家に歸り職に就いた後も男女の少年保護司は師友さいふ氣持で家庭訪問をして始終子供の行爲に就て注意を拂ふやうにさせます此邊に少年審判所の犯罪豫防の根本の精神があります專任保護司は八人ですがこれ丈では廣い東京市内に手が届き兼ねますから小學校長を囑託保護司にして一面不良少年少女の惡い行爲が善良な子供を誘惑せぬやう又一度少年審判所に渡つた子供が再び邪道に陷らぬやう充分監視をして頂く心算ですさ。

回旅大沿道に文化的住宅

滿洲建築協會では今回星ヶ浦住宅組合の依賴に依り同組合住宅の略設計圖案を募集中であるが星ヶ浦住宅組合は滿洲社員の有志十九名が大連市外星ヶ浦旅大道路に沿ひたる風光明媚の地を相して茲に最も理想的なる住宅を營まんが爲めに組織されたものである設計圖案募集の規定さしては配置圖縮尺二百分の一平面圖主要階縮百分の一其他二百分の一、立面圖主要面百分の一、配置圖は縮尺任意さして以上一戸毎に製圖用紙四分の一を一葉内に製圖し設計圖面には暗號を記入し別に住所氏名並に暗號を記入せる紙片を別封し表面には暗號のみを記入したる封筒を添附し來る二月十日建築協會に到達するやうに提出することになつてゐるさいふ事である右に付同協會の石田書記長の語るところに依れば

今回星ヶ浦住宅組合の依賴に依つて同組合の住宅設計圖を一般に募集することゝなつたが同組合設立の主旨は風光明媚なる星ヶ浦の沿岸旅大道路に沿ふたる優勝の地をトし最も住み心地よきそして各自の生活、趣味、慣習に適合する家庭本位の理想的文化住宅を建設するのが目的である然るに大連市内に於ける住宅の多くは各人の生活樣式を土臺さして建てられたものでなく居住者の生活さ住宅の構造さが一致せず種々な不便不都合を來すのである故に同組合員は是等の不便不利を一掃し眞に自己の生活に適合せる住宅を建設せんさする計畫の下に今回本會に對して設計圖案を依賴したのであるが組合員各自に於ても其の希望する設計圖案を作成して本會に提出してあり又應募設計圖案には暗號を附してこれを組合員に提示し各自の適當さ認むる圖案を採用することになつてゐるが此の計畫に依つて組合の住宅が建設さるゝ場合は規模は小さくさも從來の大連市内の住宅よりも生活に適合する理想的なものが出來やうさ思ふ。

回府で大勞働會館を建設

勞働者の修養向上に資し以て我國産業の堅實なる發達を期したいさの産業政策上の見地から東京府産業部では總豫算四十萬六千三百六十圓にて大正十三年度の繼續事業さして大勞働會館を建設する事さなり府會本會議に上程したが其の計畫によるさ此の勞働會館は總坪數八百五十五坪で本館は建坪三百坪の鐵筋混凝土の三階建さして其の中には四十二坪の室内運動場や圖書室や食堂や一千人以上を收容し得る大講堂を設備し更に別館さして建坪八十四坪の大浴場を設ける事になつて居て誰にでも無料で開放するさ云ふ右に就き遠藤産業部長は語るところを記述すれば

愈よ竣工した曉には勞働者が此の會館に集まれば娛樂室で活動寫眞が見られるし或は産業上の有益な講演が聽かれる上お腹がすけば食堂で安く辨當を提供するし浴場も安く入る事が出來るさ云ふ理想的な物である斯くて積極的に勞働者を救濟することが急務中の急務である猶ほ其の建設敷地は未だ極秘にされて

居て判然しないが多分勞働者の多く住む千住方面であらうと觀測されて居る。

回御盛典と共に社會舘を

今秋を期して世にも目出たき東宮殿下と良子女王殿下の御慶事あらせらるゝ事は國民の欣賀に堪へぬ次第で一日千秋の思ひに待佗びらるゝが攝政宮殿下が御政務繁忙の裡にも常に社會民衆の上に御心を寄せらるゝと同時に良子女王殿下にも專ら國史學の研鑽に心を注がせらるゝ旁ら皇后宮より御婚儀の費用を節して社會事業を助成せよとのお言葉があつたことは良子女王殿下の一入感激遊ばされた事にて其後は絶えず實社會の有樣を御研究あらせられつゝあり昨春以後は殆ど專門的に内外を通じて社會事業の理論的方面と實際問題に就て深くお學びになると云ふ事である。

右に就き珍田東宮、大森皇后兩太夫、關屋次官、德川總裁以下は秘密裡に愼重研究中であるが聞く所に依ると皇室經營の慈善病院や全國社會事業團體に對する御下賜金といつた事もいゝ事には違ひないがそれより時代に適はしい施設として大體の意嚮の纒まりは社會館といつたものゝ建設であるそれは第一に世に憐れた人々の群れ貧しい人や貧しくて病める人や生れながらに盲なり啞となつた人や貧しい家庭が生んだ不良少年少女を救ふための所謂社會事業をあらゆる方法で助成し奬勵する團體の新設で今内務省社會局第二部でやつてゐる慈善救恤といふ名許りのものより遥に現實的なものである之が組織の方法などは未だ確定してゐないが大體方針として皇室から賜はつた下賜金を基礎に政府或は民間の有志が思召を奉じて理想的な社會事業奬勵館を設け猶ほ一歩進んでは産業教育方面の奬勵を計る事になるのであるが事の實現は恐らく御盛典と殆ど同時であらうといはれる。

回カナダ植民地少年議會

子供を尊ぶ世界が近づいたと云ふ具體的の好例を太平洋を隔てたカナダからの音信で的確に知ることが出來るカナダでは先づトロント市を皮切りにして十五歳以上二十歳の少年が立派に少年議會を組織した事でそれが地方にも及んで段々カナダ植民地全體の運動にならうとして居ることだ此の少年議會は子供の幸福のために普通の市會と同じく議員を擧げて議會を開催し種々な少年男女の問題を決定するのでその決議は社會に向つて普通の市會と同樣權威あるものとなる選擧の方法も一般のと少しも相違なく而かも市役所の内で行はるゝ是等の少年團體は各國に例を求めればボーイスカウトに類似してゐるとも言はるゝが之には一定の宗教の信仰や訓練上の型等もなければユニフォームを揃へると云ふこともなく如何にも自由な伸々したものだ少女方面には未だ議會はない最近問題になつてゐることは此の少年議會に於て少女にもまだ少年と同樣な選擧權と被選擧權を持たすか何うかと云ふ事だが時代が婦人に政治を解放してゐるので許す方に大勢が傾いてゐると云ふそれから少年議會が最近一般市會に向つてなした功績とも云ふべきものは未成年者に煙草を賣ることを絶對に禁止させる事に就て少年議會の一案が容れられた事である此の決議は田舍に至るまで廣がつて實行され始めたさうだ。

次きに少年議會が目下問題にしてゐるのは運動や知識の啓蒙や宗教上の運動を明かにする爲めにそれ〲徽章を作りその道に盡す少年少女に褒美を與へるやうにしようと云ふ事である最う一つ面白い試みとして兎角父と子の意志が疏通しないことがあるからそれを理解し合ふやうに「父と子の週間」を實行しようとしてゐる斯樣に子供でなければ氣づかぬやうな少年男女の幸福になる問題を提へて解決してゆくのが此の運動である漸次小さな部分的の運動が廣がつて各地の都市及び郡にこの

議會が出來たので之が打つて一丸となつて植民地全體の少年議會の開かるゝのも惟ふに遠くはあるまいと傳へられてゐる。

回警務署の人事相談所

大連警務署内に人事相談所を設けて突然內地から渡滿して來たものや或ひは大連で困窮してゐる者その他勞働賃金、賣掛代金、貸金家賃、貸與品、土地貸借、家屋明渡し家出人など人事百般に亘つて種々便宜を圖りたいとは數年來の懸案であるが遺憾乍ら豫算の關係上未だに實現の運びに至らない尤も同署では現在保安係に專務の巡査一名を置いて斯かる事務の衝に當らしめ然る可く處理してゐるが併し內地から奥地から青島方面から朝鮮各方面からの往來繁く且つ社會施設の不完備な植民地だけに年々歳々此種の事故が增加し何時も事務澁滯の有樣で到底一名の巡査のみでは願人及び被願人に對し滿足を與へる事が困難な有樣になつて來た試みに今大正九年から十一年に至る三箇年間に於て大連警務署の取扱つた保護說諭取扱件數を調べてみると九年度は一千九百五十七件で內協定又は發見したのが一千二百九十五件、不調又は不發見が六百六十二件、又十年度は一千九百二十六件で內協定又は發見したのが一千四十二件、不調又は不發見が八百八十四件と云ふ夥しい數字を示してゐるのは注意すべき事である。

尤も此二箇年は小崗子警務署獨立以前の事とて同署管內の事件も全部含んでゐるが同署獨立以後の十一年度ですら一千四十件に達し內協定又は發見したのが其半數の五百十九件にしか充たず殘四百八十件といふのは不調又は不發見の狀態である以上は書類を以て受付け記錄に殘つた分計りであるが口頭其他で受付けた分を總計したら實に驚くべき數に達するであらう右のうち一番多いのは毎年決つて家出人、夫から藝妓娼妓酌婦の家出、賣掛代金の不拂ひ、貸金、勞働賃金、貸與品の返還請求等の類であるが斯の如く多い件數に對し調査に於て說諭に於て保護に於て徹底的に行ひ相互の滿足を圖るには矢張り獨立した人事相談所として室を別にし官服を私服にし少くとも警部補級を据ゑ二三名の專屬巡査を充當せしめれば完全な事務の掌握は右統計に依つても困難なことが立證さるゝに至つたのであるが人事相談所は內地各警察署に於て既に實行し相當成績を擧げてゐる今日なれば關東廳當局でも僅の經費に躊躇せず之れが實行を期して事務能率を擧げ延いては市民其他の福利を一般的に增進す可きであらう。

回東京の模範的託兒所

東京市社會局では土地建築費約十萬圓を費し第二の模範的託兒所を木賃宿の多い深川富川町に建設中であつたが此程落成して飯沼千年女史を主任保姆に其の他四人の保姆も內定して本年一月から開所したが此の託兒所は設備から言へば東京第一と云ひ得る程の大規模のものである乳兒(六箇月以上)を二十人、幼兒を八十人、都合百人の子供を收容する豫定で單に託兒所として之を使ふ許りでなく細民部落の敎化の中心となるやうに開所後第一に着手する事業は兒童の健康相談所で其の次が母親達を敎育する母の會工場に働くやうな若い娘達を集めて處女會を起す等一種のセツトルメントウオーク植民事業として完全なものに仕上げてゆく方針ださうで岡崎係長の語るには何うかこの仕事は全く婦人の手のみに依て經營さして見ようと思ひまして一切男子を拔きにしました猶同じ市の經營である本所江東橋の託兒所では附近の貧民の子貧民の母を一堂に招いて子供は先づ風呂に入れて氣持よくし親子諸共にお伽噺や手品や合唱や保姆の隱し藝の餘興で半日を樂く遊ばせたと。

回組織する大連少年赤十字

大連民政署では目下市內各小學校に對し兒

童の疾病種類を調査中であるが學校衞生に關する調査等に就いては從來各校思ひ思ひに實行してゐたこと丶て未だ據るべき統計をもたない學校もあるので統一した調査を完了するまでには相當の日數を要するも大體に於て兒童の健康狀態等は內地のそれに比較してあまり優良でないことは事實であるこれは氣候および風土の關係で已むを得ないことであるが對策については學務局等の常に注意を拂ふ處で教育會等の催さる丶事に種々な議論も出たが未だ適切な方法も發見されない學校の衞生施設を補充するため赤十字社から巡回看護婦を組織して各小學校を巡つて貰ひたいといふ學校側の希望もあり之は略決定してゐたが經費其他の關係で行惱んでゐる偶々聯盟各國赤十字の新事業として小學校の男女兒童を以て少年赤十字を組織し赤十字の戰時並びに平時の人道事業實施の主旨と自他衞生の增進方法と良國民たるの素質涵養を共通の要綱として教育的に養成することを決議した。

殊に日本國民は歷史的に人道を尊重する特色を保持してゐることに鑑み小國民の光を輝かして人後に立たしめまいとの趣旨を以て既に山口滋賀の兩支部では全縣下に實施し明年よりは他の府縣は勿論臺灣朝鮮滿洲の遠きに至るまでも之れが實行に着手するの機運に達してゐるのを幸ひ大連の各小學校においても少年赤十字團を組織し之と關連して赤十字社からは醫員と看護婦を學校に巡廻せしめ以て相互連絡を採り學校の衞生施設の上にも大いに改善を計らうといふので赤十字支部では目下そこ調査研究を進めてゐる。

回滿洲在住者と結核病

滿洲結核豫防會では昨年組織以來遲々として發展を見ず殆ど有名無實の狀態で積極的施設をなさんとすれば多額の經費を伴ふため其の本來の目的を遂行することが不可能であつたが今回大連支部では率先して近く此の豫防會をして意義あらしめ活用して大いに結核病に關する豫防觀念を助長せしめ同時に健康診斷所や療養所を設置してこれが防遏に努力せんと目下委員である大連警務署淵田衞生主任が力瘤を入れ實地に向つて成果を擧げやうと意氣込んで居る警務署において調査した統計によると結核死亡者は全滿を通じて夥しい數字を算してゐる卽ち大正九年には六百三十二名の死亡が十年には五百六十四名、十一年は十月末までに三百三十九名である。

更に死亡率からこれを見ると九年度は一割八分三厘、同十年度は一割九分五厘、本年は十月までの數字によれば一割三分七厘で要するに結核死亡は尠く見積つても全死亡者の一割五分乃至二割近い率である內地方面に比較すると非常な高率であるは否定できない這は勿論氣候風土の關係であることは醫學者の認定する所であるが右に就て淵田主任は此の結核豫防は當地に採つて最も焦眉の急務であるは言を俟たない所である其の死亡率から言つても亦癩病者の數から推しても早急に對策を講ぜねばならぬが何れ擔任の位置にある吾々としても此の狀勢から見て何を措いても此際積極手段を取る考へであると語つた。

回沙河口の保育機關設立

沙河口柵外の幼稚園は滿鐵工場員並びに柵外居住者の希望者によつて屢計畫された所であつたが此の不況の時に當つて幼稚園を新に經營すると云ふことは頗る困難なことであるが苟くも教育の事業は永久的の努力を要し實際上の效果を見るためには設立後多大の犧牲が伴ひ又之れを中途にして閉鎖するが如き事があつたのでは却て大害を貽す恐れがあるといふ處から維持經營を不可能として今日まで其の實現を見なかつたのであるが柵の內外及び聖德街大劉家屯等の滿鐵社員並に一般居住者に依つて一都市を形成してゐる沙河口とし

では尠くとも今一個の幼稚園は是非設けられなければならないので事實滿鐵沙河口幼稚園では毎年多數の入園申込超過を見る爲め其の收容に頭を惱まし柵内の希望者の半數は之れを斷つて居るといふ狀態であるので此の切なる要求を充たす爲めに本年度はどうしても沙河口居住者の爲めに幼稚園を新設しなければならないといふ事になり沙河口有志は有力者の後援と一般居住民の贊同を得て是非とも其の實現を期すべく近く各方面を歷訪して設立の運動に着手することになつた。

其計畫は勿論關東廳の許可を得た完全な幼稚園たるにあるけれども一般不況の際であるから當初は之れを他の名稱に依つて一時小規模のものとし漸次擴張を圖ると云ふ方針であるが四月までには多分開園を見るだらうとのことである然して愈々計畫通り實現の曉は現滿鐵幼稚園長小田節子女史の指導を得て理想的な幼兒保育を試みることになつてゐるが女史は周知の如く東京女子高等師範の出身で特に幼兒の保育に就いては深遠なる學理と永年の經驗を有して居るので女史の指導に依るならば父兄に對して必ず大なる滿足を與ふことが出來るであらうと沙河口方面のものは一般に期待囑望して居るとの事である。

回驚くべき少年の犯行

元大連商業學校二年生眞砂某が境遇に培れた結果か又は生來の惡癖かは識らぬが市内の書籍店や文具店で幾多の品を密かに盜んだ事が判り大人でさへ餘り好かぬ警察へ留置された事に就いては其の當時世を驚かしたが其後取調べの進むに從ひ本人の言行が如何にも大膽なのに係官は何れも舌を卷いて居た例へば今日迄の素行その他盜取の事實に就き訊問すると惡びれもせず明晰に答へ「まだ有るだらう」と質問される言葉の下から續々事實を申立て遂に內地で一二犯した事までも自白して居る而も餘りに數が多いゆゑ紙へ書けと命ずると自分から係官のペンを取り品名から數最價格迄も記入して出すのみならず「これはみんな返すのですか」と反對に質問する其態度の大膽さ殊に一應の取調べを終るまで警務署の保護室へ入れて置いたところ見張の警官の隙を覘ひ机の上にあつた萬年筆を盜み素知らぬ顏をして居たは呆れ返へる。

なほ同人の申立てに依ると彼が昨年四月商業學校へ入學以來彼と同樣の不良少年數名一團となつて浪速町通りを毎夜の如く彷徨し混雜に紛れて種々なる品を竊取して居た所謂パクリの一團の一人であつたのである最初は昨年五月頃三名連れて浪速町某文具店で他の二名が萬年筆一本宛彼は鉛筆を盜んだこれが抑抑の手初めである此時團長格である當年十六歲になる惡少年が「混雜してゐる時は判りやしないよ」と唆かしたのが今日の彼を運命付けた最初である係官も今回の事件が單なる病的に起因する盜癖でなく其裏面に介在する幾多の事實が糸の如く手繰り出るので其の意外なるに驚くと共に此れを端緒として徹底的不良少青年の大掃蕩を行ふ計畫らしい。

回新社會局と工場法改正

工場法の改正問題は久しい間の懸案で農商務省では最近毎年改正案を作成し廟議の決定次第何時でも議會に提案し得るやう準備を整へて居たが第一回國際勞働會議で決議した勞働條約案が樞密院に諮詢せられたまゝ決定を見るに至らず從つて議會に提案するを得なかつたが過般の樞密院總會に於て審査委員會の決定通り決議せられ工場法の內容に關係ある(一)工業に於ける勞働時間を一日八時間一週四十八時間に制限する條約案(二)産前及産後に於ける女子の傭使に關する條約案(三)女子の夜間傭使に關する條約案(四)工場に傭使し得る幼年者の最低年齡を定むる條約案は批准を拒否し採用せざることゝなり(五)工業に傭

使せらるゝ少年の夜業に關する條約案は國内法たる工場法の改正施行まで審議を留保する事となつたので農商務省も茲に始めて勢を得愈々既定方針に基き工場法の内容たる勞銀條約を改むると共に健康保險法の實施に伴ひ當然招來せらるべき部分にもまた改正を加ふる事とし調査立案を取急いで居つた。

折柄過般突如として勞働統一の名の下に内務省の外局たる社會局に事が移管せらるゝ樣になつたので一時中止の姿になつて居るが工務局に於て調査立案した案の内容は第一回勞働會議に於て決定した條約案程は進歩しては居ないとしても我國の實情に徵して愼重審議したものであるから新社會局として相當内務省側としての意見は有するならんも此際工務局案を根抵より覆へして再調査をなしたる上立案せんとするも今期議會の間に合はざるべく而も一方勞働問題の熾烈を極めつゝある今日速かに工場法の改正をなして時勢の要求に應ぜざるべからざるの必要あるを以て結局根本的の調査をなしたる改正案は來議會に讓り今期議會には主として農商務省の立案に基き勞働條件の改正及び健康保險法の實施に伴ひ工場主の二重に負擔する部分となる扶助規定の改正案のみにても提案するだらう。

◎愈々西公園改造着手か

大連民政署は明年度事業として多年の懸案たる西公園の改造に着手すべく之れが概算を計上し關東廳に申請中である之に關し眞鍋同署財務課長の語るところを紹介する。

西公園の改造は數年來計畫されたことであるが何分經費の關係上今日まで實施の運びに至らなかつた明年度に於ては經費が許すならば三四萬の臨時費を計上し七年乃至十年繼續事業として着手したい考へであるが何分關東廳でも明年度は緊縮方針を採つて居り經費に多くの餘裕がない狀態であるから果して認可されるかどうか未定である西公園の改造は總經費三十萬圓内外を要する豫定で七年繼續とするか又は十年繼續とするか之れも未定であるが若し豫算總額が削減さるれば年限を短縮する樣になるであらう何れにしても一箇年三四萬圓の經費を要するので該豫算臨時部に計上するが若し明年度より着手すると假定しても明年度は正門の改築と一部道路の改修位に止めそれより漸次新道路の築造や樹木の植栽其他各種の施設に着手する計畫であつて關東廳土木課に於ては既に之が立案が完成してゐる筈であると何にしても西公園を何時迄も廢跡のやうにして置くのは好くない事であるから一日も速かに改造して貰ひたい。

◎近く實現の大連訓盲院

日華人の子弟男女の盲人に普通教育を施すと同時に適當な技藝を授けて盲人は盲人ながらに人生の幸福を得られる樣にと豫て大連訓盲院の設立方を沙河口第六區三十番地木下巳之助氏より其筋に出願中であつたが關東廳當局で詮議の結果許可された經營財源は佛教新聞の購讀者で成立した慈善會の會費、設立贊助員五十名の會費を充て夫れで不足の場合は相談役三十五名で不足額を醵出することになつて居る從つて生徒の入學金及び月謝は一切申受けない事になつて居るさうだ。

院主は木下氏自身であるが外に院長及男女教師四名を置くことになつて其人選も濟んで居るが何れも内地で盲啞學校に教鞭を執つて居た經驗者である學校の位置は當分假校舍を沙河口六區五十六番地に設け五箇年卒業として每學年三十名を限り收容するのである學科は修身、國語、算術、歷史、地理、唱歌、體操を課し別に專修學を設けて音樂、鍼按の何れかを修得せしめるのが同院最後の目的である音樂科は琴、三絃、尺八、ヴアヰオリンを教授し鍼按科は解剖學、生理、按摩病理、衛生鍼灸學及び其の實地を教授すると。

男波　女波

◆大連に結婚媒介所が出來ることになつたのは結構な譯だが其の組織と運用には注意を拂つて欲しい◆此の結婚媒介所は大連高女校長の寄藤さんが滿洲社會事業研究會第二回評議會で唱ゑたのが先聲であつたのだ◆研究會が唱ゑた斯うした問題迄が廣く社會の注意を促し機運熟成して實行促進といふ事になるのは間接機關たる研究會の本懷とし滿足とする所だ◆住宅問題の如きも吾等の數年來唱ゑ來つた所で住宅組合の必要は筆に舌に絶ゑず呼號を續けて來たところ漸く報ひられた◆即ち政府は昨年中關東州にも住宅組合法を適用する旨の勅令を公布し關東廳は十二月に其の施行細則を發布した◆關東州にも滿洲にも研究すべき社會問題と改善若くは實行すべき社會施設はまだウンと有る我等は益々呼號せねばならぬ◆結婚媒介所について思ひ出すのは滿洲で結婚した相手の女を今でも滿妻と呼んで卑下する者のあることだ◆滿洲で出來た女房だから滿妻には違ひないが所謂滿妻なるものは臺灣の灣妻、朝鮮の鮮妻と同樣な輕侮の意を含んだものである◆それは馴合ひ又は內縁の妻で野戰時代には女房兒を內地に殘して怪しい女を引張り込みそれを女房らしく見せて居た者などあつて夫から起つた名稱であるからだ◆然るに正式に結婚した者まで十把一束にして等しく滿妻と呼ぶのは不都合だ又滿妻と呼ばれるのが厭さに滿洲での結婚を忌避する若い男女があるとすれば愈愈以て不都合千萬である◆滿妻の定義は前述の通りだから正式に結婚する以上何もそんな事に恐れる必要はない◆間違ひは何處までも間違ひだから若し內地のものが滿洲で正式に結婚した者まで滿妻と呼ぶ樣な事があつたら大喝一聲寧ろ大いに其蒙を啓くべしだ◆女に大喝一聲を望むのは無理だが其の婦の夫たるものは當に大喝一聲してい丶筈だ◆然るに女は滿妻の名に怯氣を振ひ男も妻を滿妻と云はれるのが辛さに滿洲生まれ又は滿洲育ちの女と結婚するのを避ける

と云ふは意氣地ない話だ◆滿洲にゐる男女の總てがそんな意氣地なしで有らうとは思へないが若し斯んな事が結婚難の原因であるとすると默つて置けない◆滿洲に移住した以上は男も女も滿洲を墳墓の地とし謂ゆる階老同穴の契りを堅め滿洲に子孫を繁殖させる覺悟が大切だ◆此の覺悟があれば滿妻と呼ばれやうが善哉と云はれやうが少しも頓着なく盛んに大いに結婚すべき筈である◆斯うした雄々しき男女が滿洲に殖ゐて月下氷人たる結婚媒介所の世話で緣を結ぶことになれば滿洲に立派な新鄕土が出來る◆滿洲にゐる若い男女は滿洲に新社會を建設すべき使命を帶びて居る新社會は實に新家庭より出發すべきものだ◆祖國觀念は脫却し難いもので此の觀念は尊重すべく又その觀念より愛鄕心が生まれるのだが女々しいノスタリヂア杯に罹つて憂悶するのは恥づべきことだ◆諸君試みに『男子立志出鄕關、學若不成死不還、埋骨豈期墳墓地、人間到處在青山』の一詩を朗吟して見たまへ◆意味は多少違ふが滿洲に來た以上は滿洲において自己の運命を開拓し滿洲に自己の生活を築きそして新らしいホームを作り新らしいソシアリチーを建て之を後昆に垂るべきものではないか◆我々日本人は海外に發展し海外到る處に墳墓を築かねばならぬ運命を負ふて居る滿洲の如きは海外發展の地として最も重い意味を有つた處である◆我が滿洲社會事業研究會は殊に斯かる人々を尊重し斯る人々と共に滿洲に住心地好き社會を建設したいと考ゐて居る◆結婚は家庭へのスタートで同時に社會へのスタートである此のスタートを誤まる時は家庭と社會を誤まる事になるから愼重にせねばならぬ◆結婚は戀愛を主とするから靑年男女の自由交際も亦可からうが媒介のない野合を以て自由結婚とは申されない◆エレンケイ女史や厨川白村の戀愛至上主義などに魔せられて性慾の妄動するがまゝに勝手な結婚をしては相成らぬ◆そんな事をすれば滿妻が眞の滿妻になつて了うだらう結婚媒介所の必要は此邊にも存在する。

歌壇

船は港を出る

日出子

×

決して、悲しく泣くまい
『強く』ならうと
いくたび思つたとて
きよねん死んだアノ父が
どうして、わすられよ。

×

母のふところ、荒めり
わたしは知らなんだ
いもうと可愛い踏躙らりよと
諦めゐられぬこの弱味
野邊の草葉よ、又もゐよ。

×

桃色のあかり、ゆら〱に
かすんで町の子供は騒ぐ
お前の父さんかして呉れ
眼に涙湛ゐた獨り兒の
心はいつも、黄昏になく。

×

森の小鳥は、たゞひとり
なにやら悲しいと
くさの綠も花のくれなゐも
戀しうなくてみんな
外の光も、淋しく明る。

×

汽笛が鳴ると
山も家も人も遠のいて
泊り船の姿さへ消ゐてゆく
左舷に立つた憐れなひとり兒の
涙はぽつり、白泡の中へおちた。

（波濤の思ひ出での中から）

滿洲地方の風習研究



滿洲地方の風習研究

支那人とお茶

新旅順　T　W　生

滿洲の支那人はよくお茶を飲む、お茶なくて何の己れがくらし哉といひたい位お茶虫であるが、勿論是れにはいろ〳〵な原因があつて、その第一は空氣の乾燥だ。澄み切つた蒼空を徹して遠慮なく太陽が直射するそして水無川に坊子山、雨量が尠く濕度に乏しい。斯うした土地柄で支那人がお茶を欲しがるのも無理はない。第二は食物の關係である。油濃い副食物に鹹辛い香物、夫だけでもお茶々々と言ひたくなる。第三は水質の濁惡、一寸聞くと變だが、實はあの濁つた臭い水をお茶で胡麻化して飲まうといふ魂膽なさうだ。支那料理を熟し煮るのも、水が惡い爲だと云ふ人もあるが、是だけは聊か眉唾物である。第四は傳統的習慣性で岩戸神樂の初めよりお茶でなくては夜の明けぬ國といつた譯合である。

支那でもお客があつた時は必ずお茶を出すことになつて居る、此邊は日本とちつとも變らない。唯變つて居るのは大きな茶碗に精々いつぱい注ぎ、決して半分注いではならぬことだ、そして普通の場合茶托といふものを用ひない。尤も茶船兒とか茶托子などいふ言葉はあるが、是れは平生には用のない言葉である。近來衙門、商務會、或は少しく新らしがる連中は例の皿附珈琲茶碗を使つて居るが、是は主として我が大阪や名

古屋邊で出來る安物だ。併し支那製の汚い茶碗で呑むよりは此方が増である。所でこゝに面白い慣例があるそれは普通訪問してお茶を出された時は直ぐ呑んではいけぬ、呑んだら卽ち辭し去る意味になるからであると云ふ一條だ。是は一種の禮式で、今でも尙ほ貴人、長上、外國人或は初對面の人を訪問した時に能くこうした習慣の仄めきを見受くるやうだ。然るに玆に吾人が見て變に思ふのは食事中若くは食後に決してお茶を飮まない事だ。何でも古くからの言ひ傳へで、お茶は非常に胃の消化を助けるから、食後直ぐ茶を飮むと直ぐ消化されて終つて少しも肉が附かぬといふ考へからで、從つて支那人には茶漬に新香といふデリケートな味は分らない、といふ事だが、民族性の異なるところ、或はさうかも知れない。

支那では食後に漱口水といつて茶碗に白湯を入れて持つて來る。是は讀んで字の如くうがひの爲だから日本式に早合點してこれを飮んでは大事だ。彼の西洋料理の指洗水と一般大いに注意を要するのである。お茶を飮むことを北京語では喝茶といひ、南京語では吃茶と稱し、關東州では哈水など訛つて居る。それから注す湯であるが、普通沸騰したるものをそのまゝ使用するのであつて、かの露西亞人のサモワールに於けるが如き嚴しい吟味立はせぬやうである。支那にもそれ〴〵茶道がある、この茶はこうして淹れる、あの茶はあゝして煮るといつた風に、むづかしい掟があるが、一般には行はれない。

普通支那で湯を沸かすには洋鐵壺と稱する錻力製の粗末な藥罐を使用する。それが丁度我が鐵砲風呂式に炊口が最中にあるから、高粱稈を十本位燻べる中には直ぐ沸いてしまふ。百姓家に行くと、例の据付の飮鍋に水を入れて、下で一寸炊付けるが、何しろ飯や菜の移り香がしてお茶の味など少しもない。寧ろ飯や菜の香を消すためにお湯の中にお茶の葉を入れて飮むのであると解釋した方が適當かも知れぬ。こうなつては所謂滅茶苦茶な咄で、非常に咽でも喝いた時でなければ、一寸茶碗を取る氣がせぬのである。況やお茶の葉が

年越の大古なるに於ておやで、とても飲まれたものではない。

支那は流石に大國だ、急須なんて吝な物は決して使はぬ。我が急須、土瓶、藥罐といつたものを支那では單に茶壺なる一語を以て總括して居る。茶壺には陶器製、素燒器製、錻力器製、錫器製、鉛器製など色々ある。やんごとなきあたりでは銀や金の茶壺もあるさうだが不幸我輩はまだ見た事がない。陶器製の茶壺には了得お國柄だけ堂々たる天下の大文字や、或は山水花鳥などがいかにも支那氣分を唆るかの如く綺麗に而かも鮮かに描かれてある。前にも一寸述べて置いたが、皿附茶碗と一組になつて居る茶壺には殊にけばけばしい模樣が畫かれて居る。それが一種の裝飾品として近來大もてだ。

諸君は支那の床屋とか商舖などで一杯お茶を入れた土瓶を木の箱に容れ箱がらみ之を傾けて茶碗にお茶を注いで居るのを見た事があるであらう。中には馬の小便もどきの冷ねた奴に湯を割つて飲むことを大變珍重がつて居る手合もあるといふことだ。學理上から言つても、長時間經つたお茶は或種の毒素を生じて人體に害ありとさへ言はれて居るが、當の支那人は一向そんな事に頓着がなく平氣の平左で一切お構ひなしだ。番茶も出花宗の日本人から見たら蓋し豎子語るに足らずとでも言ひたくなるところだが、併し一般の支那人は涼茶屬寒など稱して冷茶を忌み嫌ふことは事實である。

支那人には客に生温い茶を飯ませる事を失禮であるとの觀念があるから、主人公は素よりボーイまでが丸で親の仇でも打つやうに一所懸命熱いお茶を注いで呉れる。熱い茶を侑めるのが元來の禮式だが、併し新たに注げば少々温くても客を遇するの道に適ふものと心得、恰も猫が鰹節でも窺つて居るやうに客の茶碗ばかり眺めて居る。飲めば注ぐ、飲まねば捨てゝも又注ぐ、心盡しの支那のお茶かなどは全くお臍でお茶を沸かすやうなものだと洒落れて見たくなる位だ。日本でもお客が見ゑると座布團、お茶、お菓子と弘法大師以來

相場が定つて居るが、支那のは正に之れに足を掛けて居るのだから恐れ入る。

大家の旦那とか、豪農の隱居とか、謂ゆる生計上に沒交渉な人間の中には、御多分に洩れず、吃喝嫖賭抽の五拍子の外に、この喫茶といふことに多大な趣味を有つて居る者がある。此種の連中は日本のそれの如く茶器、茶葉は勿論、その用水に非常なる注意を拂ひ、雨水を何日間貯めて置いて淹れると旨しいとか、或はあの泉の水は質が軟かくて好いとか、傍から見るとちやん茶ら可笑しい事を本人一所懸命になつて居るのがあるといふ事だ。併し旅大附近ではこうした茶人は餘り見受けぬ。その代り抽大煙のため憂身を窶す連中の多いことは宛然晴れた秋の夜の星の如しと言ひたい位である。

茲にもう一つ面白い習慣がある。尤も此の習慣は現在旅大地方では餘り流行せぬから、その心算で居て貰ひたい。それは主人が喝茶といつて客に茶を勸めた時は、則ち『もうお歸り下さい』といふ一種の暗示であるから、客は匆々にして辭去すべしといふ何だか茶番みたやうな事である。想ふに是は前清官僚萬能時代の遺風が、或は忙しい中で商業上の相談する場合に採つた商策か、其邊は分らないが、兎も角隨分人を馬鹿にした仕打ではあるまいか。主人がいかに相圖をしてもお客に通じなかつたら夫れこそ隨分可笑しなものだらう

次に旅大地方では追々改良されて來たが、奥地附近では今尚ほ宿屋に着いたり風呂に行つたりすると、堂倌兒(給仕)が來て有茶葉麽（お茶をお持ちですか）と言つてお客にお茶の葉を出させる。風呂に行くにお茶持參で出掛ける國が何處にあるかと言ひたくなるが、處變れば品變るで滑稽な習慣もあればあるものさ。從つて茶莊では一回分の茶葉を紙に包んで一錢二錢と小賣のその又小賣をやつて居る。吾々は茶莊の店頭で小僧が夜なべ仕事にこうしたお茶の小包みを拵へて居るのを好く目撃する事がある。

客屋に着くと、第一番に堂倌兒が飛んで來て、例の有茶葉麽を言つて、お客から茶葉を受取つて自家の茶

壺に入れ湯を注いで持つて來る。室の中央の土間に爐を仕切つてそれに大きな開壺をかけ不斷に湯を沸して置く。客は何がなくとも先づ大きな茶碗で御茶をがぶ〳〵飲みながら下らぬ話に花を咲かせていかにも樂しさうだ。吾々は此の知足安分、享樂宿命的な支那人の思想を衷心から羨望し且つ好愛するもので、茶の虫と謠はるゝ露西亞民族にもどこやら是に似通つた點があるやうである。それから長道中の汽車旅では各自茶壺を車内に持込んで驛々で湯を補給して飲んで行くのである。

賣水舖（旅大附近では茶館兒と言つて居る）と稱する奇妙な商賣がある。主に小雜貨屋の兼業で、圖拔けて大きい開壺を門口に据付け、何時でも湯を沸かして置く。白髮交りの老太太や下髮姿の姑娘等が思ひ〳〵茶碗の茶壺を提げてお湯買ひに來るのであるが、それが面白いことには茶壺の大小に依らず一箇子兒均一で之なども流石に支那式と言ひたい。賣水舖の水はみづの意味ぢやない、こゝでは湯の意味である。例へば水開了麼は「湯が沸いたか」燒點兒水は「湯を少し沸かせ」といふ意味になるのである。下層社會での緊要機關で時間上燃料上非常な經濟になる。一つ我國でも眞似て見たらどうかと思ふ。

日本でもお茶の代用品として豆茶、麥茶、昆布茶、人蔘茶などいろ〳〵あるが、支那でもお茶の外に麥茶や高粱茶などを飲む。麥茶は別に珍らしくもないが高粱茶は一寸風が變つて珍らしい、是は上等な紅粮を火で焙つて湯を注すだけで、少し赤みがかつて麥茶ほどの香味はないが、決して不味いことはない。近頃旅大地方の飯館で時々之を出すやうだ。併し支那でも麥茶や高粱茶は伏天卽ち暑中に限るとしてある。說明するまでもなく夏の暑い日に冷ゐた此種のお茶を用ふることは一種の清涼劑であるからで、斯うした民風は何處も同じことであらうと思はれる。偖て支那茶は通常之を綠茶、紅茶、茶末、磚茶の四種に分けて居るが、實際は綠茶と紅茶の二種に大別した方が支那茶の研究上便利なのである。

普通彼等の飲用するものは綠茶で他の三種は或種の人達に限らるゝのである。單に綠茶だけでも產地、採期、製法、品質等により殆ど枚擧に遑ないほど夥しい種類と且つ其の名稱があるので、例へば龍井とか毛峯とかいかにも支那茶らしい名前が命けられてある。それが日本と同じやうに罎か或は罐に入れて品名を書いた赤紙がその上に貼られてある。綠茶はまた松羅茶ともいふ、是れ綠茶の元產地なる安徽省休寧縣松羅山の地名を取つたのに起因する。又彼の急就篇の內にある武彝茶とは則ち福建省崇安縣の南三十里に在る有名な山から產する茶の事で紅茶中最佳の烏龍茶と言はれて居る。武夷は武夷とも書く。

元來茶の事を支那では古茶、檟、荈などと書き、之を飲料に用うるやうになつたのは唐の初だと言はれて居るが、實際はもつと古いのである(後節參照)。日本では例の弘法大師が支那から持ち歸つたやうに傳へられて居る通り本場は則ち支那なのである。それが今では世界各國到る處に栽培さるやうになつたので、英語の tea とは元來厦門の土語から轉訛した言葉だとさへ言はれて居る。同じ支那といつても茶の產地は全部南支那地方で、即ち湖南、湖北、江西、廣東、安徽、雲南、福建各省などは由來茶葉の產地として有名である滿洲に於て年々此等の地方から輸入する茶の額は夥しい高に達すると言はれて居る。

それから北京邊では丁度日本でも番茶と普通の茶と區別する如く之を龍井と香片の二に分けて居る。で茶店に腰を掛けると、茶店の伙呀は「龍井に致しませうか香片に致しませうか」と尋ねる。前者は我が番茶に似後者は我が普通の茶に似て居るのである。而して普通の支那茶には大抵或種の花が混せてある。聞く處に依れば、花の多いのは茶の質が惡く、上等な茶ほど花の混せ方が少ないといふことだが、眞否の程は覺束ない普通茉莉樹(Jasmiue Plants)の花を珍重する。南方各省到る處に之れを產するが、就中廣東省廣州の花地が最も有名で、先づ茉莉茶の本場所とも云ふべきところであるが、此の地方から年々香港、上海、芝罘、天津

漢口などへ輸出さるゝ茉莉花の額は實に夥しい額に達すると云ふ。

もし雨降りか旱魃かのため茉莉花の採取が思はしくないと、茶の相場にも非常な影響を及ぼすさうである此の茉莉花は寔に床しい香を有するので、之を乾して茶葉の中に混ぜ入れるのであるが、中には此花を燻べて匂を添へることもあるといふ事だ。或る人の咄では、花茶の製法は中々むづかしいもので、安徽省の人が最も其技に秀でて居るといふことだ。尤も茶に入れる花は必ずしも茉莉花には限らぬ、匂があつて香ばしく別に毒にもならぬものなら何でも好いので、蓮花、木樨、玫瑰、薔薇、橘花、梔子、木香、梅花、蘭、球蘭菊、橙などの花は其の仲間である。併し何といつても茉莉花に止めを刺すといふ事だ。

茲に一寸日本人に想像のつかぬ事は支那でお茶を製するに豚油を用ゐて煎るといふ事だ。何しろ支那人が通常料理はだしとして豚油を使用することは、恰かも我々が味淋や鰹節を使用すると同じなのだから、お茶を製するに或は豚油を使はぬとも限らぬのである。我々は之を以て茶碗の洗ひ方が粗末な爲と思つて居たが或は此の方が本當なのかも知れない。併し旅大附近の支那人はそうした製法上の深い知識を持つて居らぬと見ね確答を與へ得る者が少なかつた。そこで徹頭徹尾豚を忌む回々教徒は此の支那茶を絶體に飲用せず別に清茶と言つて油氣のないお茶を愛飲するといふ話である。

居隆氏の著された考槃餘事といふ本に明朝時代に於ける花茶の事に就いて詳しく書いてある。是に依ると摘む季節、時刻、摘み方、撰り方、火加減、採み具合など嚙んで含める樣に書いてあるが、大體に於て其の方法を四種に分類して説明してある。(一)蓮花、(二)橙、(三)木樨、玫瑰、薔薇、橘花、梔子、木香、梅花、(四)茉莉花是である。一例として茉莉花の説明振を茲に拔萃して見よう。『茉莉花以熱水半杯放冷、舖竹紙一層上穿數孔、晩時採初開茉莉花、綴於孔內上、用紙封不令泄氣、明晨取花簪之水香可點茶』云々。

右製法は支那が東洋の覇主として大いに羽振を利かし最も文化の盛んであつた明朝時代の事で、政爭や匪賊のため憊れ切つた今日では一寸出來ぬ相談かも知れぬ。尤も當時から見ればお茶を飲む人間が非常に殖ゑて居るから、七面倒臭い事をやつて居ては到底追付かないので、近頃流行の簡便法によつてどし〳〵製造され輸出さるゝやうになつたものと思はれる。或る支那人は這麼な事を言つて居た、曰く「下等の花茶は婦人の戴ける花簪の老廢物を利用して作るのである」と。まさかと思ふが、殘飯もお菓子と變る今日、まして況んや簡便法の行はるゝ時節柄、一概に否定することも出來まい。

花茶の中で一番多いのは勿論茉莉花で滿洲邊に來るのは大部分是である。次が木樨花、玫瑰花といつた順序で、現在では花の入らないお茶はお茶にしてお茶に非ずとまで言はれて居る位である。丁度仙女を勾欄に墮落させた感がある。其昔我國で武田信玄が米飯に湯をかけて食べて居る我子を見て「米飯の眞味を沒却するやうでは將來見込がない」といつて嘆息したさうだが、支那でお茶の中に花を入れるのも正に同一論法と言ひたい。併し是は謂はゞ彼等の國民性の然らしむる處で、丁度露西亞人が紅茶の中に砂糖を入れて味を付け、おまけに柚子の皮まで入れて匂を附けて居るのと似たり寄つたりの咄である。

猶ほ磚茶について少し書いて置く。磚とは煉瓦の意味だが、是は形狀を取つて名付けたもので、乃ち粉茶を煎蒸壓扁して煉瓦のやうにしたものだ。飲む時に之はを小刀で削り取り、藥鑵か鍋等に容れ煮て用うるので蒙古人の珍重措く能はざる所の物だ。尤もお多分に洩れず普通此の中に牛乳や羊乳などを入れて飲んで居る。露西亞人も磚茶を飲むと見ゑ、日露戰爭當時日本で分捕した食糧品中に此の磚茶が大分有つたやうに聞いて居る。磚茶の製造元は支那人だが本元では餘り飲用せぬ。謂はゞ露蒙への輸出のため製造するやうなものだ。蒙古人は物々交換だが此の磚茶を一種の貨幣の如く使用して居る。

創作

打明けた胸

永田新郷

朝から吹きつのつて居た木枯は、夕方になつても止みさうも無く、木々の梢は終日中いぢめ扱かれて、さながら救護をよぶやうに悲鳴をあげ續けて居た。ゴウと吹いて來る風は、地に落ち散つたカラ〳〵と乾いた木の葉の山を苦もなく吹き飛ばして行く。森羅萬象、その悉くが陰慘と憂鬱の灰色に塗られて、滿洲を死地と定めた人々でさへ、此の季節の天候には暗い哀愁の涙を催さしめるのであつた。

山本と田原とは、山本の下宿で、例に由て晩のおそくまで話し合つた。彼等は同じ會社に勤めて居るが係は異つて居た。古郷も同じ町の生れで、子供の時から、兄弟の樣にして居たのである。然し年を取るに連れ山本の家は町でも相當な資産家でもあり、また學識に於ても大分異つて居る處から、何時も離れ勝ちであつた。けれども仲は至つて睦しかつた。二人は相前後して大連に來て、まだ日も淺かつたが、山本は到る處に出入して、顏の知り合ひも多かつた。山本は何時も田原を迎へる時には何なりと馳走をして歸すのであつたそれで田原は山本を迎ふるに心苦しい感じがするのであつた。

二人は毎日會つて居ながら少しも話題に窮しなかつた。話がなければ、二人とも默つて、てんでに何か考へて居て、それでも濟むのであつた、話しがなければ困るといふやうな友人關係ではなかつた。それで今日も夕方の四時頃から晩の十一時頃まで一緒に居たのに、別に話し盡して飽いたと云ふやうなことはなかつた

それに田原には、例の話をいつかは打明けたいと心の中でひそかに待つて居るだけに、二人で話し合つてみると、何だか話し足らない樣な氣がして、何となく別れるのが惜まれた。が彼れ是れ十一時を過ぎて居たので田原もようやく尻を上げるやうにして、そして未練らしく云つた。

『ぢやあ、もう歸らうかな——だが、どうだい、一緒に鳥渡出て見ないか、今晩はそう寒くないよ、そこら邊まで伴れ立つて行かうよ』

『そうだね、出て見てもいいね。何だか少し鬱屈しいから、それに腹も減つたから……』

山本も冴ゑない調子ながら直ぐさまさう應じた。彼もまた其のまゝ一人ぼつねんと下宿に殘されるのが餘り氣持よくないらしかつたのである。

『ぢや出よう』。

『出やう』と山本も立上つた。

『まあ——今時分またお出かけですか』と下宿の女將に目を瞬らせつゝ、二人は寒い暗夜の中へ出た。彼等が戸外へ出た時は、もう風も止んで、雪を含んだ闇が濃く下界を彩り、天には一ッの星影さへも見出すことが出來なかつた。暗い寒い横道から表通りに出ても、もう街の商家は大概戸を下して、數少なになりつゝある燈火の影にも、宛がら壓迫されたやうな靜さが澱んで居た。

二人はその自然の氣配に呑まれたのか、さし當つて話し合はねばならぬ事もないのか、兎に角默つて歩いた。山本は夜更けて歩くに相應しい顏をして居た。田原も心の中に憂ひと悲みを抱いた人のやうに思ひ沈んで俯向勝に屠所の羊のやうに歩いて居た。

『みどり庵にでも入らうか』

『うむ、よからう、他は何處も駄目だらうから』

二人は大廣場を通つて、西廣場を抜け、鳥渡氣のきいた蕎麥屋へ入つた。そして二階へ上つて少し離れて居る小さな別室の方に通つた。二人はそこで蕎麥と少量の酒を命じた。

田原は靜かな夜氣と少しの酒精のためか何だか心が妙に感傷的になつて來た。そうして目の前にじつと座つて居る山本を促へて、もう胸にあることをすつかり打明け、彼の小さな體を搖つて、訴へたいやうな氣持になつた。先刻から今夜こそは言つて了はうと窃かに思つて居ただけその衝動が可なり强かつた。田原はたうとう機を見てかういひ出した。

『ネ山本君、僕は君……Ｍ會社の信子さんが好きなんだがね………向ふで許して呉れさへすれば、僕は結婚したいと思つて居るんだ、どうだらう？』

田原は心の中でその打ち明ける言葉を澤山に種々考へて居たけれども、最初は結局それ丈け云つたに過ぎない。山本は田原から不意にそう云ひ出されたので、細い目を心持ち見開くやうにしながら、少し興奮して居る田原に向つて落着いた調子で反問した。

『どうだらうとは！』。

『君はどう思ふ。僕が信子さんにそう話して見ても駄目だらうかね』

『そんな事はあるまい』

山本は鳥渡眉根を上げて言つた。

『然し君はどう思ふ、僕がそんな事をするのに不賛成ぢやないか』

田原は少しく熱して言つたが山本は落着いた居た。

『そんな事はない、どうしてか？』

『どうしてでもないが、僕は君が、僕と信子さんとがそんな風になりでもしたら、それを苦痛にでも思ふと困るからね、君は僕が萬一そんな風になつても苦痛を感じないかい、君はあの信子さんのことをどうか思つて居ると云ふやうな事はないかい』

と田原は更に念を押して聞いた。

『ウム、それは僕だつて、あの人には親しみを感じて居るが、今のところそれ以上のことは何にもないよあの人も僕には相應の好意を示してくれるので、僕は嬉しいくは思つて居るが、君のやうに結婚までしやうとは思つて居ない、だから、君があの人に結婚を申込んでも別に苦痛などはないよ』

『ほんとうに何んでもないかい』

田原は膝を進めて少し撫然として居るやうな併し表情の良く解らない山本の顏を見返した。

『僕は君が何でもないなら、安心して事を運ぶことが出來るがね、君に少しでも苦痛を與へるとすると僕は考へ直さねばならんと思つて居るんだ』

『今のところ何でもない、尤もこれから先の事は分らないがね』

山本はそう云ひながら、少し揶揄ふやうに、田原の方ににやりと笑つて威嚇した。

『そうか、そんならまア安心だ、ぢや賴むから、どうか僕の爲めに此の事が成立つやうに一ッ援けてくれたまへ、眞實に苦痛でないなら……』

『ウム、次第によつたら盡力してやらうが、併し其の問題を實行するとなると、種々まだ考へなけりやならない事があるよ、よく考へてしないと可かん、それや僕も盡力はするけれども、君も考へてからしない

と可けないよ』と山本は頻りに勸告した。

『うむ、それは僕も時機を見て僕の兩親にも一應尋ねる考へだがね、兎に角君がそう言つて呉れたので僕も安心した、ぢや眞實に宜しく賴むよ』

すると山本は意地惡るさうに、にやりと笑いながら、冗談半分に斯う言つた。

『それや盡力はするがね、盡力して、君達を一緒にして置いて、住吉君の樣になると困るからね、自分の盡力で結婚させて置いて、そして其の後、その女を戀したのを知り、また現在の餘り幸福でない境遇に同情して、自分が盡力してやつた良人から、その女を奪ふやうな事でもあつたら大變だ』

田原もさりげなく笑つたが、何だか一沫の暗影を自分の運命の前に投げ出されたやうに、此度の緣談にはその時から凶い感じを受けざるを得なかつた。

その時、ごや〳〵と二階へ上つて來る他の客の足音がしたので、二人は默つてしまつた。そして思ひ〳〵に其の問題を考へて居るらしく、外の方へ視線を向け合つて居た。暗の中は靜まりかへつた。下庭の四半めいた植込みは、灯影を受けて半面てらついてゐたが、晩方まで吹きまくつて居た風のために、枯葉は皆搖り落されて、枝のみが殘つて居た。

『もう出ようかね』暫らくして山本は云つた。

『出やう………』。

二人は外へ出た。外へ出て見ると、暗の中から雪がちら〳〵と落ちて來た。二人は足を急がせたが、田原はなんだか其の雪が熱した頰に當るのを快いと感ずるやうな興奮に囚はれて居た、そして自分を我れと自ら發見しなければならない樣に思はれた。(完)

研究會の旨趣目的

滿洲社會事業研究會は其の名稱の如く研究を主とする間接機關でありますが研究と共にその研究の結果を發表し講演會その他の集會をも催ふし宣傳、鼓吹、報道、論評と相待つて實行促進に努力しますから直接に自ら實行しないでも漸次實行を促すことになります場合に依り又事業の性質によりては本會自ら實行するやうな事があるかも知れませんが本來の使命は間接的に助長、發達、進歩を計り社會問題に對する正しい理解力を一般に普及したいのであります夫れから本會は會員組織でありまして會員を別つて贊助員及び普通會員とし役員は會長一名、副會長二名、幹事長一名竝に幹事若干名で外に顧問、相談役及び評議員若干名を置くことに成つて居ます評議員は贊助員の中より選擧し其の任期は二年です評議員會は會長において必要と認めたるとき又は評議員五名以上の請求ありたるとき開くのです評議員會は今日までに既に四回開きました本會の經費は會費及び寄附金を以てこれに充て會費は贊助員毎月貳圓、普通會員同上壹圓です追つて沿線重要地に支部を設けます。

研究會の組織綱領

●滿洲野の露……………

本書は前滿鐵社長故早川千吉郎氏の殉職前後の事情を記述したもので社葬記錄編纂委員の編輯したものである。

●民商法記念號（臺灣時報）………………臺灣時報社

◉滿洲日日新聞、遼東新報、大連新聞、泰東日報、週刊「極東」、日滿通信、滿蒙の文化、讀書會雜誌、新天地、海友、滿蒙實業彙報、滿鐵「調査晁報」、滿洲建築協會雜誌、滿洲公論、日華之貿易、滿洲經濟時報、關東新聞、赤陽、滿洲敎報、聖德會々報、大連コドモ新聞（以上大連）◉順律報（漢文）旅順◉大陸日日新聞、奉天毎日新聞、滿蒙經濟時報、新滿洲（以上奉天）◉商業會議所月報、滿鮮縱横公論（以上安東）◉商業會議所月報（長春）◉貝加爾新聞（滿洲里）◉支那研究彙錄（北京）◉大乘（上海）◉山東公論、濟南日報（以上濟南）◉青島新報、青島實業協會月報（以上青島）◉京城日報、朝鮮新聞、朝鮮銀行月報、朝鮮及滿洲、青年（諺文）、新生活（同）（以上京城）◉釜山日報（釜山）◉平南毎日新聞、平壤商業會議所月報（以上平壤）◉臺灣時報、臺灣月報（以上臺灣）◉臨時產業調査局資料、滿鐵東亞經濟調査局經濟資料、東洋、支那、大鵬、大日本、經濟時論、東京商業會議所所報、日本佛敎新聞、憲政、日華之實業、愛國婦人戰友、我が家（以上東京）◉紡績界（大阪）◉同志社時報（京都）◉横濱商業會議所月報（横濱）◉東亞經濟研究（山口）◉福岡日日新聞（福岡）

毎月一回發行

定價表

冊數	定價	郵稅
三箇月分	壹圓九拾錢	五錢
半箇年分	參圓八十錢	郵稅共
壹箇年分	七圓五十錢	郵稅共

普通號六拾錢、特別號七拾錢

▲半年分及壹年分には特別號を含む▲誌代は總て前金拂の事▲郵劵代用は一割增

廣告料

等級	半頁	一頁
特等	四拾圓	八拾圓
一等	貳拾五圓	五拾圓
二等	拾五圓	參拾圓
三等	拾圓	貳拾圓

◉三回以上は割引可仕候◉年極めは特別に御相談可致候

◉〆切りは前月二十日限り

大正十二年二月一日發行

發行人 山田武吉

編輯人 大内四郎

印刷人 太田信三

印刷所 大連市大山通七十四號地 小林又七支店

發行所（電話一四二六番） 滿洲社會事業研究會 大連市霧島町ヌ區十六號地 振替口座大連一一三九番

大正十一年八月十五日（第三種郵便物認可）
大正十二年二月一日發行（毎月一回一日發行）